

# わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)



2013年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2012-3-d

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# わが国が未批准の国際条約一覧

—2013年1月現在—

調査及び立法考査局議会官庁資料課

2013年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

## 目 次

はじめに	1
凡例	8
主題索引（五十音順）	14
未批准条約一覧	16
1. 国際連合（UN）寄託条約	16
(A) 人権・難民・人身売買等	16
(B) 女性の地位	19
(C) 外交・軍縮・国際機関・条約法	19
(D) 文化・学術・放送・通信・出版	20
(E) 統一商法・国際私法	22
(F) 国際犯罪	23
(G) 運輸	24
(H) 海洋・宇宙法	26
(I) 食料・作物	27
(J) 環境	27
(K) 国際連盟（LN）条約	30
2. 国際労働機関（ILO）条約	31
3. 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）寄託条約	44
4. 国際連合食糧農業機関（FAO）寄託条約	45
5. 国際民間航空機関（ICAO）作成条約	45
6. 国際海事機関（IMO）寄託条約	46
7. 国際移動通信衛星機構（IMSO）寄託条約	50
8. 世界知的所有権機関（WIPO）管理条約	51
9. 国際原子力機関（IAEA）・経済協力開発機構原子力機関（NEA）寄託等 原子力事故損害賠償関係条約	52
10. その他の国際原子力機関（IAEA）寄託条約	54
11. 世界税関機構（WCO）寄託条約	55
12. 私法統一国際会議（UNIDROIT）起草条約	55
13. ハーグ国際私法会議採択条約	57
14. 万国海法会条約	60
15. 欧州評議会作成条約	62

## はじめに

本書は、2009年3月に国立国会図書館調査及び立法考査局が刊行した『わが国が未批准の国際条約一覧（2009年1月現在）』（調査資料：基本情報シリーズ③）の改訂版である。当初は同局刊行の『外国の立法』30巻6号（1991年11月）に発表し、同誌202号（1998年3月）、218号（2003年11月）と改訂を重ねてきたため、実質的には4訂版ということになる。

条約は、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意」（「条約法に関するウィーン条約」第2条第1項(a)）であり、国家間（国際機関も含む）の関係を律する基本文書である。原則として、条約の効力は国内法に優先するとされており、条約の批准・未批准あるいは承認・未承認の問題は、わが国の外交政策にとどまらず、関係国内法令の整備をはじめとした諸施策にも様々な影響を及ぼすこととなる。国会の審議において、条約の承認の問題が占める意味は、極めて大きいと言えよう。

わが国が締約国となっている条約については、官報、外務省あるいは民間出版社が編集刊行する各種条約集によって比較的簡単に参照が可能である。しかし、わが国が批准していない多数国間条約については、情報が分散しており、インターネットで多くの国際機関のウェブサイトから関係する条約の批准状況が分かるようになってきたとはいえ、全貌を把握することは必ずしも容易なことではない。本書は、国際機関の刊行物、インターネット情報等を参考として、わが国における多数国間条約の批准状況等を調査のうえ、わが国が未だに締約国となっておらず、締約国となるためには国会の承認を要すると考えられる多数国間条約をできるかぎり広範囲に集めたものである。批准が行われていない条約の内容及び関連情報をまとめることにより、今後の国政審議に資することを目的としている。

今回の改訂にあたっては、前の版で対象とした2009年1月現在以降におけるわが国の批准済み条約の削除、新規未批准条約の追加を行い、さらにわが国が締約国となる可能性のない場合、その条約と規律対象及び目的を同じくする新たな条約が発効している場合等については、収録対象から除外した。逆に、欧州評議会作成条約において、同評議会がわが国の署名・批准の可能性を想定しているような条約については、前の版で未採録となった条約も追加掲載した。

なお、本書刊行にあたり、条約についての基本的な用語説明・わが国における実践事例等を参考までに次ページ以降に記載するので、本書利用の際にご参照いただければ幸いである。

## 条約に関する若干の用語説明と条約の承認・批准に係るわが国の実践例

### 1 条約の定義：条約法に関するウィーン条約

条約に関する国際法上の諸規則は、慣習法として古くから形成されてきたものであるが、国際関係の円滑化をはかるために成文化の必要性が議論されるようになり、国連国際法委員会が草案を作成し、二期会に及ぶ外交会議を経て1969年5月23日に採択されたものが「条約法に関するウィーン条約」（以下「条約法条約」という）である。

この条約法条約第2条第1項(a)において、「条約」とは、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意をいう」と定義される。だが、この定義では「国の間」とされているため、「国家と国際機関との間で行われる合意」や「国際機関同士の間での合意」は、この条約法条約でいう「条約」の定義には含まれないことに注意を要する。

しかしながら、これは条約制定上の不備というわけではなく、国連国際法委員会が、国際機関の締結する条約については、それを対象とした別の条約「国と国際機関との間又は国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約（国際機関条約法条約）」（1986年3月21日採択）を作成することとしたため、意図的に定義の調整を図ったものとされている<sup>1</sup>。従って、条約全体としては上記2条約を合わせた内容が基本条約として位置付けられることとなる。

そこで、本書のリストに採録した条約を考えると、最初から二国間で合意することを前提として特定の国と交渉・署名を行う二国間条約については、署名後に未批准状態となることは通常想定し得ない。たまたま批准前の状態にあったとしても、それは単なる手続上の問題である。そのことは日本と特定の国際機関との間で締結すべき条約についても同様なので、本書で扱う未批准条約とは、基本的に条約法条約の定義する条約のうち、少なくとも三国以上の当事国（場合によっては国際機関も含む）の間で結ばれる「多数国間条約」が対象であるということになる。

### 2 条約の名称

一般的に、「条約」は、前述した条約法条約第2条第1項(a)の定義を満たせばその名称は問われないとされているため、理論的には、どのような標題（名称）を付しても内容によっては条約に該当することがあり得る<sup>2</sup>。実際、日本が締結している条約についても様々な名称が存在する<sup>3</sup>が、本書に採録した条約に限れば、以下のようなものがある<sup>4</sup>。

#### (1) Treaty と Convention（条約）

いずれも「条約」と訳されるが、「Treaty」は、政治的にも重要なステータスの重い条約に用いられることが多く、二国間条約にも多数国間条約にも使われる。一方、「Convention」は、多数国間条約に用いられることが多いが、ステータスとしては単に技術的な内容にとどまらず、包括的な内容を有するものに多く使われる。

[本書中の例]

[Treaty]（本書に採録した Treaty は下記の二例しかないが、これらは通常用いられる

<sup>1</sup> 小松一郎『実践国際法』信山社、2011、p.261。等参照。

<sup>2</sup> 同上、p.263。

<sup>3</sup> 「憲章」「規約」「条約」「協定」「議定書」「規程」「取極」「交換公文」「宣言」「声明」等が例として挙げられる。

<sup>4</sup> 日本が締結した条約一覧については、外務省ホームページ「条約データ検索」を参照。

<<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>>

Treaty の使用例に比べるとやや技術的・専門的な内容であり、必ずしも適当な例ではない。「平和条約」「安全保障条約」「基本関係条約」等の重要条約の場合に使われることが多い。）

- ・ Patent Law Treaty (特許法条約)
- ・ International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture  
(食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約)

#### [Convention]

- ・ Convention on the Rights of Persons with Disabilities (障害者の権利に関する条約)
- ・ Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters  
(租税に関する相互行政支援に関する条約)

### (2) Agreement (協定)

二国間条約、多数国間条約ともに使われるが、treaty や convention に比べて、やや実施細目的な技術的事項を扱う場合に通常用いられる。

#### [本書中の例]

- ・ Agreement on the Privileges and Immunities of the International Criminal Court  
(国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定)
- ・ Agreement Concerning the Adoption of Uniform Conditions for Periodical Technical Inspections of Wheeled Vehicles and the Reciprocal Recognition of such Inspections  
(車両の定期的な技術上の検査に係る統一的な条件の採択及びこれらの検査の相互承認に関する協定)

### (3) Protocol (議定書)

単一の条約の標題として用いられることは通常なく、主に次のような場合に用いられるとされている<sup>5</sup>。

- ① 本体の条約中に使用される一定の用語の定義や本体の条約中の定めのある一定の例外をまとめて定める。
- ② 本体の条約の締約国をなるべく多く確保するために、一部の国に受け入れ困難がある条項を切り離して選択的に締結可能な条約とする。
- ③ 国際協力の大きな枠組みを定める本体の条約に関連して具体的な協力や規制の内容を定める。
- ④ 締結事務上の便宜の観点から、本体の条約全体を形式的に改めることなくその一部を改正したり義務を追加したりする。

#### [本書中の例]

- ・ Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights  
(市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書)
- ・ Additional Protocol to the Convention on the Transfer of Sentenced Persons  
(刑を言い渡された者の移送に関する条約のための追加議定書)

### (4) Statute (規程)

国際機関や国際裁判所の設立等に係る条約に用いられることが多い。

#### [本書中の例]

<sup>5</sup> 前掲注(1), p.264.

- ・ Amendment to article 8 of the Rome Statute of the International Criminal Court  
(国際刑事裁判所に関するローマ規程第8条の改正)

### 3 条約の分類

条約をその形式や機能からいくつかの種類に分類して述べることがあるため、その例をここで紹介する。

#### (1)「二国間条約」(bilateral treaties)と「多数国間条約」(multilateral treaties)

締約国(条約に拘束されることを約束している国)の数による分類。本書で扱うのは、前記のとおり「多数国間条約」である。

#### (2)「立法条約」(law-making treaties)と「契約条約」(contract treaties)

条約によって表示される国家の意思を基準として、その意思が共通の目的実現のため同一方向に向けられているのが「立法条約」、相互間の利害調整のため相対抗するのが「契約条約」とされる。通常、前者は「多数国間条約」、後者は「二国間条約」の特色を表すものであり、本書で扱う条約は、前者に属するものである。

#### (3)「開放条約」(open treaties)と「閉鎖条約」(closed treaties)

当事国の範囲が一般的である(=締結を希望する国家が幅広く締約国になれる)か、限定的である(=限られた締約国だけを当事国とする)かによる分類。本書で扱う「多数国間条約」は、通常「開放条約」である。

#### (4)「国会承認条約」と「行政取極」

(1)(2)(3)が形式または内容により客観的に判断できる分類であるのに対し、(4)は日本国憲法における条約締結手続きとの関係に照らした実行上の区別である。

「2 条約の名称」の項で言及したとおり、条約は様々な標題(名称)で呼ばれるが、こうした広い意味での条約は、わが国の実定法上の用語としては「国際約束」と称されている<sup>6</sup>。この「国際約束」はさらに次のように「国会承認条約」と「行政取極」に分類される<sup>7</sup>。

①国会承認条約：憲法第73条第3号により国会の承認を必要とする国際約束

②行政取極：憲法第73条第2号にいう外交関係の処理の一環として行政府限りで結び得る国際約束

本書で対象とする未批准条約は、この解説の後にある「凡例」にも記述があるとおおり、あくまで国会の承認が必要であると考えられる条約を前提としているため、ここでいう「行政取極」は本書の対象とはしていない。

従って、本書で対象とする条約は、「多数国間条約」、「立法条約」、「開放条約」、「国会承認条約」という条件を全て満たすものということになる。なお、日本の実行において、どのような条約が国会の承認を必要とする条約であるかについては次の項で触れることとする。

### 4 国会の承認を要する条約の範囲

次に、「国会承認条約」となるものについての判断基準を紹介する。もともとは内閣の専権

<sup>6</sup> 中内康夫「条約の国会承認に関する制度・運用と国会における議論」『立法と調査』330号, 2012.2, p.4. 参照。実際の法規中では、外務省設置法第4条第4号・第5号、独立行政法人国際協力機構法第13条第1号、銀行法第4条第3項、不正競争防止法第1条等で「国際約束」の語が使用されている。

<sup>7</sup> ただし「国会承認条約」も「行政取極」も、いずれも実定法上の用語ではなく、政府や国会において実務上の便宜のために使用する用語である。前掲注(1), p.265、前掲注(6), p.4. 参照。



事項であった外交関係の処理についても、時代とともに民主的なコントロールの必要性が認識されるようになり、条約締結に関して議会が何らかの関与を行うことが一般的となった。

しかしながら、今日のように膨大で広範囲な国際約束についてそのすべてを議会のコントロールの下に置くことは、条約の速やかな締結作業とは両立しないため、その「迅速性」と「慎重さ」のバランスが常に重要な課題となる。

具体的には、国会承認を必要とする条約の範囲をどのように定めるかの基準が求められることになるが、この基準としてしばしば引用されるのが、1974年2月20日の大平正芳外務大臣（当時）の衆議院外務委員会での答弁である<sup>8</sup>。ここで大平外務大臣は、国会承認条約として、次のような、いわゆる「大平三原則」と呼ばれる3つのカテゴリーを挙げている。

### [大平三原則]

#### ① 法律事項を含むもの

法律事項を含む国際約束で、当該国際約束の締結によって、新たな立法措置の必要があるか、または既存の国内法の維持が必要である場合。領土または施政権の移転のごとく、立法権を含む国の主権全体に直接影響を及ぼすような国際約束も含む。

#### ② 財政事情を含むもの

財政事項を含む国際約束で、すでに予算または法律で財政措置が認められている以上に財政支出義務が発生する場合。

#### ③ 政治的に重要で、批准が発効の要件であることが締約国間で合意されているもの

法律事項または財政事項を含まなくとも、日本と相手国との間、あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規律するという意味において政治的に重要な国際約束。特に、発効のために批准を必要とすることが締約国間で合意されているもの。

以上の3つのカテゴリーに属する条約が「国会承認条約」となるべきもので、さらには、「すでに国会の承認を経た条約や国内法あるいは国会の議決を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束（行政取極）については、憲法第73条2号にいう外交関係の処理の一環として、行政府限りで締結し得る、すなわち国会承認を必要としない国際取極である」と説明している。

なお、条約の一部を改正することを目的とする条約（改正条約・議定書等）については、元の条約本体が国会承認を要するものであった場合は、改正部分が上記①②③に該当していなくとも、国会承認条約として扱うのが例とされている<sup>9</sup>。

政府は、現在でもこの大平外相（当時）の挙げた3つのカテゴリーに基づいて条約を国会に提出していることを国会の場で明言している<sup>10</sup>。

<sup>8</sup> 第72国会衆議院外務委員会議録第5号 p.2（昭和49(1974)年2月20日）。国立国会図書館のホームページより「国会会議録検索システム」<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>で検索可能。

<sup>9</sup> 具体的な事例として、第180国会（2012年1月24日～9月8日）に提出された欧州復興開発銀行設立協定の改正条約（閣条8号）が挙げられる。前掲注(6), p.5.

<sup>10</sup> 第177回国会衆議院外務委員会議録第12号 p.13.（平成23(2011)年5月20日）において、伴野豊外務副大臣が次のような答弁を行っている。「先ほど先生御指摘のございましたように、政府といたしましては、個別の国際約束ごとに、引き続き、いわゆる大平三原則に従って、国会の承認を得るべく必要の有無を判断していくことに変わりはないものと承知をしております。」

## 5 多数国間条約について日本が同意を表明する方法

条約法条約第11条第1項では「条約に拘束されることについての国の同意は、署名、条約を構成する文書の交換、批准、受諾、承認若しくは加入により又は合意がある場合には他の方法により表明することができる」と規定されているが、本書で取り上げる多数国間条約の場合に日本が同意を表明する方法としては、一般的に、「批准」(ratification)、「受諾」(acceptance)、「承認」(approval)、「加入」(accession)が挙げられる。それぞれの違いをおおまかに述べると次のようになる。

(1) 批准：署名が行われた後に、国家の名において条約を確定的に受け入れ誠実に履行する旨の同意を与えるための最も厳格な方式であり、通常、国家元首その他、憲法上条約締結権限をもつ国の最高機関が行う。

(2) 受諾・承認：条約の当事国となるための新しい方式として第二次世界大戦後に発達した条約慣行であり、承認の方が受諾よりもさらに新しく導入された同意方法であるが、実際上の扱いにはほとんど違いがない。受諾・承認には、①署名を行うことなく条約に拘束されることへの同意を表明する方法（加入に類似）として想定されている場合、②拘束的性格を有しない署名の後に行われる最終的な同意の表明の方法（批准と類似）として想定されている場合、の両方がある<sup>11</sup>。なお、ここでいう条約締結上の方法としての「承認」は、当然ながら国際法上の概念であり、憲法第73条第3号にいう国会の「承認」とは、全く性格の異なるものである。

(3) 加入：署名を先に行わないでも、条約に拘束されることへの同意を表明する方法。

実務手続きとしては、多数国間条約の場合、これらの方法に従った様式（「批准書」「受諾書」「承認書」「加入書」）を条約の寄託者に寄託（deposit）することによって手続きが完了する。

なお、「批准」「受諾」「承認」「加入」については、上記のとおり本来は区別されるものであるが、本書においては、すべて「批准」の概念に含めていることに留意願いたい。

ちなみに、本項の趣旨とは少しずれるが、外務省の編纂する条約集等においても、条約の作成に関して「採択」(adopt)と「作成」(done)という用語が使い分けられている場合がある。多数国間条約の場合、一般的に「採択」は国際機関の総会等で条約文が採択されることにより確定した場合に用いられ、「作成」はそのような場合に限らず、条約文が国際会議での論議を経て確定した場合に広く用いられるものとされている<sup>12</sup>。

## 6 条約の批准等の国内手続き

前項の「批准」と「受諾」・「承認」については、日本における国内手続きとして、それぞれ実行上の違いがあるので、ここではそれらを簡単に比較してみる<sup>13</sup>。

### (1) 批准

条約の本体を添付した批准書が作成され、閣議決定により天皇の認証の下に行われる。閣議決定の日と認証行為の日は同日とされるが、もしもこれが相違してしまった場合は、認証の日をもって批准書の作成日とされる。ちなみに、批准を締結の要件とする条約については、行政

<sup>11</sup> 前掲注(1), p.289.

<sup>12</sup> 国際法事例研究会『条約法』慶應義塾大学出版会, 2001, p.51.

<sup>13</sup> それぞれの手続きの詳細は、前掲注(12), pp.42-43, p.59.等を参照。

府が当該条約を批准という最も重い形式の行為により締結する前提として、「事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする」（憲法第73条第3号）。

なお、条約法条約第2条に規定される「批准」と日本国憲法に規定される「批准」とは同じものではなく、前者は「条約に拘束されることについての国の同意を国際的に表明する国際法上の行為」であり、後者は「条約として署名調印された国家間の合意を承認し、条約となるべき国家意思を確定させるための国内法上の行為」である<sup>14</sup>。ただし、わが国の場合、前者の行為は、後者の行為をもってなされるわけであるので、両者が密接に関係していることは言うまでもない。

## (2) 受諾・承認

「受諾」「承認」ともに「批准」に比べて簡便な手続きが取られる。具体的には、外務大臣から閣議に請議され、外務大臣の署名だけで行われる。天皇の名の下に行われるわけではない。また、多くの場合は条約の締結につき国会の承認を得た後に内閣において受諾または承認の決定が行われて受諾書または承認書を寄託するが、この国会の承認は必須条件というわけではない点が批准と異なっている。受諾によるか承認によるかは多くの条約においては選択に任されており、日本の実行では「受諾」方式を採ることが多い<sup>15</sup>。

批准等のための国内手続きが終わると、締約国間での批准書等の交換、寄託者への寄託等の手続きに進む<sup>16</sup>。批准手続きの終了した国会承認条約は、官報に掲載されることによって公布される。条約の公布は天皇の国事行為（憲法第7条第1号）と定められているので、公布にあたっては、その条約正文の前に、天皇の公布文を付すのが通例である。公布文には、「〇〇条約をここに公布する」との一言の後、天皇の署名（御名）とその横に御璽が押され、内閣総理大臣が年月日を記入して副署することとなっている（行政取極の場合は、原則として、外務省告示の形で官報に掲載）。

なお、国連憲章第102条は、加盟国に対して自国が締結するすべての条約の登録を義務付けているが、日本の実務では、各国の登録の取扱い等を踏まえ、基本的には国際連合への登録は国会承認条約に限ることとしている。ただし、国連の機関に対する援用の必要性が認められる行政取極については例外的に登録を行っている<sup>17</sup>。

以上、参考情報として、条約に関する基本的な用語説明や、わが国における条約承認および批准に関わる具体的な実践例についていくつかのトピックを選択して簡単な説明を付した。もちろん、これらは条約に関する論点のごく一部にすぎないが、こうした用語例・実践例を参考にしながら、是非、本書「わが国が未批准の国際条約一覧」をご活用いただきたい。

（国立国会図書館 調査及び立法考査局 議会官庁資料調査室 曾雌裕一）

<sup>14</sup> 前掲注(12), p.15.

<sup>15</sup> 同上, p.59.

<sup>16</sup> 寄託者の任務については、条約法条約第76条、第77条、第79条等を参照。

<sup>17</sup> 前掲注(1), p.292.

## 凡例

1. 本稿は、『外国の立法』30巻6号（1991年11月）に掲載した「わが国が未批准の国際条約一覧」の四訂版である。本稿は、三訂版である『わが国が未批准の国際条約一覧（2009年1月現在）』（基本情報シリーズ③、調査資料2008-3-c）刊行後に新たに採択された条約を加え、国会の承認を得た条約は削除して編集した。発効日、締約国数、未批准の理由等は確認できた範囲で更新した。
2. 条約の批准 (ratification)、受諾 (acceptance)、承認 (approval)、加入 (accession) は、それぞれ国が条約によって拘束されることへの同意を表明する行為であり、厳密に言えば区別されるものであるが、便宜上ここではすべて「批准」と表現した。
3. 2013年1月現在、わが国が締約国となっていない多数国間条約のうち、締約国となるためには国会の承認を必要とすると思われるものを採録した。ただし、確認できた範囲で、次の条約は除いた。
  - ①規定上または事実上地域的限定がある条約で、わが国が締約国となる可能性のない条約
  - ②その条約と規律対象及び目的を同じくする新たな条約が発効している条約、または、その新たな条約が発効していなくても既にわが国が新たな条約に署名している場合の旧条約
  - ③寄託機関等における取扱いから、明らかに批准が不要と思われる条約（例えば、国際労働機関では、1995年から2002年にかけて、1985年以前採択の全条約の見直しを行っている。）
4. 条約の配列は、国際機関・国際会議別とした。これらの機関・会議は、多数国間条約の寄託者として、条約原本の保管、批准書・加入書等の受領および保管などの事務を担い、条約の管理・運用上、重要な役割を果たしている。それぞれの機関・会議の中の配列は、採択年月日順とした（ただし、国際連合については、同機関が行う条約の分類体系に原則として準拠した）。「条約名」、「採択日／発効日」、「テキスト」、「内容・締約国数・その他」の項目を設けて、関連情報を記載した。
5. 条約の邦題については、邦訳テキストや各府省・国内関連団体ウェブサイトの情報がある場合は、それによるか、または参照しつつ訳出し、ない場合は独自に訳出した。条約の邦題が旧字・カタカナ・旧送り仮名のものは、現代の表記に改めることとした。
6. 「採択日／発効日」の項目には、確認できた形で採択地も付記した。採択日に付した、条約の作成 (make)、採択 (adopt)、署名 (sign)、署名開放 (open for signature) 等は、区別されるものであるが、ここでは典拠とした資料で用いられている用語をそのまま採用することとした。
7. 「テキスト」の項目には、利用の便宜を考え、原則として英文で比較的入手しやすいものと、公表されている邦訳テキストがあれば、それを（多数ある場合は入手しやすいと思われるものを）示した。各種資料にテキストの掲載がないものは、テキストの公開を確認できた各機関・関連団体ウェブサイトを示した（URLの変更頻度等を考慮しトップページのみとした）。ただし、邦訳は公的機関の訳であっても、現段階ではあくまで仮訳にとどまる。各機関の冒頭に示したウェブサイトに掲載されているものは除いた。
8. 「内容・締約国数・その他」の項目には、その条約の概要と共に、確認できたものについて、◆の後に、わが国が批准するに至っていない理由を紹介した。

また、この項目には、発効している条約については締約国数を、未発効の条約については署名国数と批准国数を記した。各機関のホームページに現在日の記載がないものは、確認した日付を記載した。締約国に国際機関や地域などを含むかどうかの定義は、資料や条約の内容により様々であるため、ここでは典拠とした資料で確認できた数をそのまま採用することとした。

9. 各項目の情報は、国際連合の Treaty Collection (<http://treaties.un.org/>) をはじめとする各機関ウェブサイトや各種資料等により確認し、正確を期した。

## 10. 略号一覧

### (1) テキスト掲載資料

条約のテキストを掲載する各資料の略号は、以下のとおりである。( ) 内は国立国会図書館請求記号。

一覧表のテキスト欄では、定期刊行物の略号の前後に、資料の特徴に応じて、テキストが掲載されている巻号または頁を付記したことがある。前後に付記している場合は、前が巻号、後が頁を表す(例: 60 LNTS 253 → LNTS 60 巻 253 頁)。後にのみ付記する場合は巻号を表す(例: Cmnd 4706 → Cmnd 4706 号)。欧文資料については、法令資料の引用方法で一般に多く用いられる記述に従っている。

### 【欧文】

BGBI …………… *Bundesgesetzblatt* (CG4-2-1)

ドイツ法律公報。第Ⅱ部に条約が登載される。この公報第Ⅱ部の索引である *Fundstellennachweis B* には、締約国がその加入年月日とともに掲載されている。

Cmnd, Cm …………… *Command Papers* (BG-8-1)

英国の議会提出政府文書集。英国が批准していない条約も収載されている。

Copyright …………… *Copyright*, WIPO (Z51-F276)

世界知的所有権機関 (WIPO) の著作権法関係の機関誌で、関連条約と各国の著作権関連法の英訳が掲載される。その後、同じく WIPO の機関誌だった *Industrial Property* と合併して、1995 年から *Industrial Property and Copyright* (Z51-R148) となり、さらに 1998 年から *Intellectual Property Laws and Treaties* (Z51-R661) と *WIPO Magazine* (Z51-R665) に分割されている。

ICAO DOC …………… *ICAO Document* (Y528)

国際民間航空機関 (ICAO) のドキュメント。

ILM…………… *International Legal Materials, American Society of International Law* (Z51-E49)

重要な国際条約や二国間条約が掲載されている。

ILO CR …………… *International Labour Conventions and Recommendations*, ILO, 1919-1995 3vols (C4-A1)

第 82 回総会までの国際労働機関 (ILO) の条約と勧告をすべて収載

する。

- IP…………… *Industrial Property*, WIPO (Z53-C363)  
 WIPO の工業所有権関係の機関誌で、関連の条約、各国の特許関係法の英訳が掲載される。その後、同じく WIPO の機関誌だった *Copyright* と合併して *Industrial Property and Copyright* (Z51-R148) となり、さらに 1998 年から *Intellectual Property Laws and Treaties* (Z51-R661) と *WIPO Magazine* (Z51-R665) に分割されている。
- JO …………… *Journal officiel de la République française. Lois et décrets* (CF2-3-1)  
 フランス官報法令版。  
 なお、フランスの条約索引として、*Liste des traités et accords de la France, en vigueur au 1er octobre 1992*, Paris, Direction des journaux officiel (C7-20) が外務省監修で不定期に刊行されており、締約国、参照条約が掲載されている。
- LNTS …………… *League of Nations Treaty Series* (C1-1)  
 国際連盟条約集。国際連盟に登録された多数国間・二国間条約を掲載する。
- OJ …………… *Official Journal of the European Union. Legislation* (CE5-2-3)  
 欧州連合 (EU) 官報法令版。この L シリーズの Part 1 に条約が掲載される。2003 年 1 月までのタイトルは、*Official Journal of the European Communities. Legislation*
- RCH …………… *Recueil des conventions: Conférence de La Haye de droit international Privé 1951-1996* (C911-A1)  
 ハーグ国際私法会議条約集。1960 年代以降のものは英仏文を収載する。
- UN Doc …………… *United Nations Document* (Y515-B1000)  
 略号の後に記した A/RES (総会の決議を意味する) などは国際連合のドキュメント記号。
- UNESCO Inst. …… *UNESCO's Standard-Setting Instruments* (Y522-1989-1)  
 加除式のユネスコ条約・勧告集。
- UNESCO Res. …… *Reports of the General-Conference. Resolutions* (Y522-OR.5-)  
 ユネスコ決議集。ユネスコ総会記録のうち、決議集を収録する。
- UNJY …………… *United Nations Juridical Yearbook* (C6-5)  
 国際連合司法年鑑。
- UNTS …………… *United Nations Treaty Series* (C1-2)  
 国際連合編纂の国際連合登録条約集。

【和文】

- ILO 条約…………… 『ILO 条約・勧告集』第 7 版 労働省編 労政行政研究所 2000 (C4-G3)
- NBL …………… 『NBL』商事法務 (Z2-380)

- 大原……………『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所 (Z6-89)
- 海運……………『海運』日本海運集会所 (Z5-28)
- 海運局……………『定期船同盟行動憲章条約』運輸省海運局監修 海文堂出版 1975 (C3-56)
- 海事法……………『海事法研究会誌』日本海運集会所 (Z2-534)
- 海上防災……………『海上防災』海上防災事業者協会 (Z16-1437)
- 解説国際……………『解説国際環境条約集』広部和也、白杵知史編修代表 三省堂 2003  
(C4-H2)
- 解説条約集……………『解説条約集 2008』広部和也、杉原高嶺編修代表 三省堂 (C1-J3)
- 外交……………『国際法外交雑誌』国際法学会 (Z2-106)
- 外国……………『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』国立国会図書館調査及び立法考  
査局 (Z2-5)
- 海法……………『海法会誌』日本海法会編 勁草書房 (Z2-69)
- 回路……………『回路配置利用権登録センター年報』工業所有権協力センター (Z14-1811)
- 家月……………『家庭裁判月報』最高裁判所事務総局 (CZ-2788-1)
- 金法……………『金沢法学』金沢大学法学部 (Z2-154)
- 環境関連……………『環境関連国際条約集』I・II (財)環境調査センター編 岩間徹ほか  
監修 1991 (C4-18)
- 基本……………『基本条約・資料集』新3版 田畑茂二郎ほか編 東信堂 1995 (C1-44)
- 軍縮……………『軍縮条約・資料集』第2版 藤田久一、浅田正彦編 有信堂高文社  
1997 (C2- G2)
- 警察……………『警察学論集』警察大学校編 立花書房 (Z2-63)
- 原子力……………『欧米諸国の原子力法』(改訂版) 原子力発電法制研究会編 日本電気協  
会 1981 (A411-165)
- 原子力損害……………『原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損  
害の補完的補償に関する条約：平成10～12年度国際原子力責任班中  
間報告書』日本エネルギー法研究所 2001 (C3-G41)
- 工業所有権……………『外国工業所有権法令集』第7巻 特許庁訳編 AIPPI日本部会  
(C411-36)
- 国際……………『国際条約集 2008年版』奥脇直也編集代表 有斐閣 (C1- J1)
- 国際条約……………『国際条約集』皆川洸ほか編 東京法令出版 1971 (C1-16)
- 国私資料集……………『国際私法・国籍法・家族法資料集』奥田安弘編訳 中央大学出版部  
2006 (A911-H58)
- 国私年報……………『国際私法年報』国際私法学会 (Z71-G149)
- 国商……………『国際商事法務』国際商事法研究所 (Z2-406)
- 国会 ILO……………『国際労働機関総会で採択された条約及び勧告に関する報告書』(BZ-8-8)  
ILO 憲章第19条に基づき内閣が国会へ提出する報告書。前年の総会  
で採択された条約と勧告の邦訳が収載される。
- 国会ユネスコ……………『国際連合教育科学文化機関総会において採択された条約及び勧告に関  
する報告書』(BZ-8-28)  
ユネスコ憲章第4条4に基づき内閣が国会へ提出する報告書。前年の

総会で採択された条約と勧告の邦訳が収載される。

- 最新油濁……………『最新油濁損害賠償関係法令集』油濁損害賠償保障法研究会編  
成山堂書店 1998 (CZ-572-G3)
- ジュリ……………『ジュリスト』有斐閣 (Z2-55)
- 旬商……………『旬刊商事法務』商事法務研究会 (Z2-77)
- 障害……………『月刊障害者問題情報』障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会  
(Z6-1870)
- 障害資料……………『国際障害者年国連・海外関係資料集』国際障害者年推進会議企画・編  
集 全国社会福祉協議会 1983 (EG61-323)
- 上智……………『上智法学論集』上智大学法学会 (Z2-238)
- 条約……………『条約・議決・承認』(BZ-4-02)
- 条約集……………『条約集』外務省条約局 (C1-12)
- 女性……………『女性&運動』新日本婦人の会 (Z6-1741)
- 資料……………『国際人権条約・資料集』芹田健太郎編 有信堂高文社 1979 (C2-43)
- 信託法……………『信託法研究』信託法学会 (Z2-583)
- 成蹊法学……………『成蹊法学』成蹊大学法学会 (Z2-356)
- セミナー……………『法学セミナー』日本評論社 (Z2-19)
- 世労……………『世界の労働』日本ILO協会 (Z6-237)
- 宣言……………『国際人権条約・宣言集』第3版 松井芳郎ほか編 東信堂 2005 (C2-H2)
- 専修……………『専修法学論集』専修大学法学会 (Z2-190)
- 船舶油濁……………『船舶油濁損害賠償保障関係法令・条約集』日本海事センター編  
成山堂書店 2011 (CZ-572-J12)
- 租税……………『租税研究』日本租税研究協会 (Z3-406)
- 損保研究……………『損害保険研究』損害保険事業研究所 (Z3-404)
- 地球環境……………『地球環境条約集』第4版 中央法規出版 2003 (C4-H1)
- 知的財産……………『知的財産条約集』第1巻～第6巻 知的財産比較法研究所編 東京印  
刷 (C3-G34)
- 知的所有権……………『知的所有権六法』平成3年版 知的所有権研究会編 ぎょうせい  
(CZ-463-16)
- 著作権……………『著作権関係条約集』文化庁 1981 (C5-8)
- 帝塚山……………『帝塚山大学論集』帝塚山大学教養学部 (Z22-722)
- 東大ローレビュー…『東京大学法科大学院ローレビュー』(Z72-B895)
- 独協法学……………『独協法学』独協大学法学会 (Z2-334)
- 難民……………『難民に関する国際条約集』国際連合高等弁務官事務所 本間浩監修  
1987 (C2-70)
- バラスト水……………『バラスト水管理条約』海文堂出版 2012 (C4-J3)
- パリ条約……………『2004年に改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約  
及び2004年に改正されたブラッセル補足条約』原子力損害賠償に係  
る法的枠組研究班訳 日本エネルギー法研究所 (C3-H13)
- 福祉……………『福祉労働』現代書館 (Z6-1253)



ベーシック	『ベーシック条約集 2008 年版』松井芳郎編集代表 東信堂 (C1-J2)
法学	『法学研究』慶応義塾大学法学研究会 (Z2-12)
法曹	『法曹時報』法曹会 (Z2-95)
法と政治	『法と政治』関西学院大学法政学会 (Z2-36)
民月	『民事月報』法務省民事局 (CZ-811-5)
ユネスコ	『ユネスコ関係条約・勧告集』日本ユネスコ国内委員会 1973 (C5-4)
Lease	『Lease』リース事業協会 (Z4-348)
労旬	『労働法律旬報』労働旬報社 (Z2-103)

## (2) 国会会議録

「内容・締約国数・その他」の欄で引用している国会の会議録の略号は、以下のとおりである。引用にあたっては、発言者、会議録略号、会議年月日の順に記した。

衆・内	衆議院内閣委員会
衆・法	衆議院法務委員会
衆・外務	衆議院外務委員会
衆・文教	衆議院文教委員会
衆・文科	衆議院文部科学委員会
衆・厚生労働	衆議院厚生労働委員会
衆・厚生	衆議院厚生委員会
衆・労働	衆議院労働委員会
衆・予	衆議院予算委員会
衆・予七	衆議院予算委員会第七分科会
参・本	参議院本会議
参・法	参議院法務委員会
参・外	参議院外交防衛委員会
参・国民福祉	参議院国民福祉委員会
参・社会労働	参議院社会労働委員会
参・厚生労働	参議院厚生労働委員会
参・労働・社会政策	参議院労働・社会政策委員会
参・経産	参議院経済産業委員会
参・国土環境	参議院国土・環境委員会
参・運	参議院運輸委員会
参・環	参議院環境委員会

主題索引 (五十音順)

各数字は、条約名に付した項番をあらわす。

医療品	236	災害	36
宇宙	64	作物	66,67
運輸		社会保障	97,99,113,116,117,118
海運	54,56,63,79,158,163	商事法	
海難救助	159,223	海商	59,61,156,160,161,217,221,222
航空運送	150～154	証券	39,196,214
車両	60	売買等	38,41,42,43,189,191～193,195
船舶	58,155,167	条約法	23,25
鉄道	62	食料	67,77,78,148
道路	51,52	女性	11,16,17,124,137,235
複合輸送	40,57	人権	
外交		アパルトヘイト	7,8
外交官	19,20	移民労働者	10
外交使節	21,22	強制労働	1,4,91
国際紛争処理	18	拷問	12
海洋	65,149,163,164	死刑	9
学術研究	32,34,35,147	障害者	13
核物質防護	185	少数民族	122
環境	68～78,157,161,162,165,166	人権侵害救済	6,14
関税・貿易	29,31,50,53,55,187,188	成年者	212
教育	143,144,147	人身売買	232
刑事法		人道支援	48
汚職	227	生命倫理	224
受刑者移送	226	租税	225
国際刑事裁判所	47,49	知的財産権	
国際組織犯罪	46	産業財産権 (工業所有権)	171～174,176～179
サイバー犯罪	230	著作権・著作隣接権	33,175,180
税関犯罪	186	大量殺害	2
戦争犯罪	44	通信	36,168～170,175,229,230
通貨偽造	80	テロ	163,164,185,231,233
猥褻出版	27,28	文化財	145,194
原子力事故損害	156,181～184	文化保護	146
国際私法	37,197～216,218～220	兵役義務	81
国籍	3,5,16,82,83	兵器	26
国家承継	24	放送	32,84,175
子ども		報道	30
15,197,198,206,210,211,215,216,234		民事法	
		汚職	228
		婚姻	17

遺言	190	団結権	102,109
傭兵	45	団体交渉権	111
労働		賃金	89,127
移民労働者	10,90,95,103	年少者	86,87,96
家事労働者	142	農業労働者	93,98,138
看護職員	107	パートタイム労働	129
休暇	85,92,101,105	夜間労働	124,125
漁業労働者	141	旅館・飲食店業労働者	126
健康検査	86,87,96	労働衛生	
公契約労働者	88		106,110,112,115,120,123,130,138,139
公務員	109	労働監督	98,131,133
差別	94	労働行政	108
在宅形態労働	132	労働災害	128,166
失業対策	121	労働者代表	100
職業訓練	144	労働時間	136
船員		労働統計	114
	104,105,116～119,133～136,140		

## 未批准条約一覧

### 1. 国際連合 (UN) 寄託条約

批准状況と一部の本文は、国連の運営する Treaty Collection のウェブサイトを確認することができる。  
<http://treaties.un.org/pages/ParticipationStatus.aspx> (2012.12.12 最終アクセス)

#### (A) 人権・難民・人身売買等

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
1a 奴隷条約 Slavery Convention.	1926.9.25 作成 (ジュネーブ) 1927.3.9 発効	60 LNTS 253 邦訳：宣言	奴隷取引の禁止、奴隷制度の完全な撤廃、強制労働の防止のために必要な措置をとることを定める。 締約国数：99 (2012.9.27 現在)
1b 1926年奴隷条約の改正議定書 Protocol Amending the Slavery Convention 1926.	1953.12.7 作成 (ニューヨーク) 1953.12.7 発効	182 UNTS 51 邦訳：宣言	奴隷条約の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。 締約国数：99 (2012.12.26 現在)
2 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約) Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide.	1948.12.9 採択 (パリ) 1951.1.12 発効	78 UNTS 277 邦訳：国際、資料、 宣言、解説条約集、 ベーシック	集団の構成員への殺害、精神的肉体的な重大な侵害、肉体的破壊をもたらすような生活の強制、出生の妨害、児童の強制移住を処罰する国内立法の義務について定める。 締約国数：142 (2012.9.27 現在)
3 無国籍者の地位に関する条約 Convention Relating to the Status of Stateless Persons.	1954.9.28 作成 (ニューヨーク) 1960.6.6 発効	360 UNTS 117 邦訳：宣言 (抄)、難 民	自国の領域内の無国籍者に、宗教の自由、初等教育、公的教育、労働基本権については自国民と同様の待遇を、経済的自由については外国人に対するより不利でない待遇を与える義務について定める。 締約国数：74 (2012.9.27 現在)
4 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約 Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery.	1956.9.7 作成 (ジュネーブ) 1957.4.30 発効	266 UNTS 3 邦訳：宣言	債務奴隷制度、農奴制度、対価と引き換えの婚姻、児童売買の完全な廃止をできる限り速やかに実現するための措置をとり、また、奴隷輸送に加担する行為、奴隷の地位にある者に対して身体に烙印を押す行為、他の者を奴隷にする行為を刑事犯罪とすることを定める。 締約国数：123 (2012.9.27 現在)
5 無国籍の減少に関する条約 Convention on the Reduction of Statelessness.	1961.8.30 作成 (ニューヨーク) 1975.12.13 発効	989 UNTS 175 邦訳：宣言、難民	無国籍者を減少させるために、締約国は国籍を認めなければ無国籍となる場合は、領域内に生まれた者および領域内に生まれなくても片親が国籍を有していれば、その者にも国籍を付与すること等を定める。◆未批准の理由：「条約の第1条のうち主に第2項でございませうけれども、((a)号、(b)号の) 国籍付与の考え方がこのままで取り入れるということは少し我が国の国籍法の全体とうまくそぐわないのではなかろうか」(枇杷田泰助法務省民事局長 参・法 昭 59.5.10) との国会答弁がある。 締約国数：47 (2012.9.27 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
6 市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書 Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights.	1966.12.16 採択 (総会) 1976.3.23 発効	999 UNTS 171 邦訳：国際（抄）、資料（抄）、基本（抄）	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（日本批准済み昭和54年8月4日条約第7号）によって設置される人権委員会が、同規約に定める権利を侵害された個人からの通報を受理し、当事国の注意を喚起し、審議することを締約国が認めることを規定する。◆未批准の理由：「司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生ずるおそれもあるのではないかと懸念があるわけですが、いずれにせよ、この条約の実施の効果的な担保を図るとい趣旨から注目すべき制度であろうと思っております。」（森山眞弓法務大臣 参・法 平 14.4.11）との国会答弁がある。 締約国数：114（2012.9.27 現在）
7 アパルトヘイト罪の禁止処罰に関する国際条約 International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid.	1973.11.30 採択 (総会) 1976.7.18 発効	1015 UNTS 243 邦訳：資料、宣言（抄）	締約国がアパルトヘイト罪を禁止防止・処罰するための立法・行政措置を行うこと、国連その他の機関のアパルトヘイト罪禁止防止・処罰に関する決定を実施すること等を定める。 締約国数：108（2012.9.27 現在）
8 スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約 International Convention against Apartheid in Sports.	1985.12.10 採択 (総会) 1988.4.3 発効	1500 UNTS 161 邦訳：宣言（抄）	締約国が、アパルトヘイトを実施している国とのスポーツ交流を許さず、協議団体及び個々の選手がそのような交流をしないことを確保するために、財政援助の打切、施設への出入り禁止などの措置を行うことを定める。 締約国数：60（2012.9.27 現在）
9 死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（死刑廃止議定書） Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, Aiming at the Abolition of the Death Penalty.	1989.12.15 採択 (総会) 1991.7.11 発効	1642 UNTS 414、 29 ILM 1464 邦訳：宣言（抄）	締約国の管轄内での死刑の執行を行わず、死刑を廃止するためにすべての必要な措置をとることを定める。◆未批准の理由：「我が国の死刑制度の存廃、これは刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でありますので、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えておりまして、直ちに同議定書を批准し、死刑を廃止することは適当ではないと考えているからでございます。」（陣内孝雄法務大臣 衆・法 平 11.3.19）との国会答弁がある。 締約国数：75（2012.9.27 現在）
10 すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約（移民労働者条約） International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of their Families.	1990.12.18 採択 (総会) 2003.7.1 発効	邦訳：労旬 1269、 セミナー 442・444	違法就労を含むすべての外国人労働者とその家族に自由権的基本権の保障、集団的追放処分の禁止、労働組合への参加権・労働条件において雇用国の国民より下まらない待遇の保障、子どもの教育を受ける権利等を保障することを定める。さらに、正規登録または正規的地位の外国人労働者とその家族について雇用国の国民と同等な扱い等を保障することを定める。 締約国数：46（2012.9.27 現在）
11 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women.	1999.10.6 採択 (総会) 2000.12.22 発効	2131 UNTS 83 邦訳：女性（209）	女子差別撤廃条約（日本批准済み昭和60年7月1日条約第7号）の選択議定書。女子差別撤廃条約の違反について、個人等の通報制度を規定する。個人その他、集団に対しても女子差別撤廃委員会に対する申立を可能とし、また条約への重大で組織的な違反に対する女子差別撤廃委員会の調査手続等を規定する。◆未批准の理由：「本件の選択議定書で規定をされております個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとい趣旨から注目すべき制度であるというふうにご考えられます。一方では、個人情報を受理した委員会の見解と我が国の司法制度との関連で問題が生ずるおそれもある、慎重に検討すべきであるという指摘もあります。そういう状況を踏まえながら、政府といたしましては、個人通報制度の受け入れの是非についてさらに検討を進めていく必要がある、このように考えておるところでございます。」（河村建夫国務大臣 衆・内 平 21.3.18）との国会答弁がある。 締約国数：104（2012.9.27 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
12 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.	2002.12.18 採択 (総会) 2006.6.22 発効	42 ILM 26 邦訳：宣言（抄）	締約国内の公設の又は公の管理の下に運営されている拘禁施設について、これらを訪問し改善の勧告などを行う小委員会を国連の下に設置することを定める。◆批准に関する検討状況に関して、「現在、政府といたしましては、この選択議定書に言うところの視察の具体的な態様等、選択議定書の中身と国内法との関係などにつき調査検討しているところでございます。」（石川薫外務省総合外交政策局国際社会協力部長 衆・法 平 15.3.18）との国会答弁がある。 締約国数：63（2012.9.27 現在）
13a 障害者の権利に関する条約 Convention on the Rights of Persons with Disabilities.	2006.12.13 採択 (ニューヨーク) 2008.5.3 発効	UN Doc.A/RES/61/106、 46 ILM 445 邦訳：障害 294・295、 福祉 117 外務省ウェブサイト に 仮 訳 有 (http:// www.mofa.go.jp/)	すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を促進・保護・確保すること、並びに障害者の尊厳の尊重を促進することを目的としたもの。日本は2007年9月28日に署名済み。 締約国数：122（2012.9.27 現在）
13b 障害者の権利に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.	2006.12.13 採択 (ニューヨーク) 2008.5.3 発効	日本障害フォーラム ウェブサイトに仮訳 有 (http://www. normanet.ne.jp/~jdf/)	障害者の権利に関する条約によって設置を定められた、障害者の権利に関する委員会の、付加的な機能について規定するもの。 締約国数：73（2012.9.27 現在）
14 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書 Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights	2008.12.10 採択 (ニューヨーク) 未発効		経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（日本批准済み昭和54年8月4日条約第6号）の個人通報制度、国家通報制度、調査制度を定める。署名国数：42、批准国数：8（2012.12.12 現在）
15 児童の権利条約の通報手続きに関する選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on a communications procedure.	2011.12.19 採択 (ニューヨーク) 未発効		児童の権利条約（日本批准済み平成6年5月16日条約第2号）、児童の売買、売春、ポルノグラフィに関する選択議定書（日本批准済み平成17年1月26日条約第2号）および武力紛争における児童の関与に関する選択議定書（日本批准済み平成16年8月4日条約第10号）にあげられた権利を侵害された個人または集団、あるいはその代理による通報に関する規定、締約国のいずれかが条約の義務を果たしていないという他の締約国からの国家間通報に関する規定と重大または制度的な侵害に関して、児童の権利委員会が調査を行う調査制度に関する規定を定める。 署名国数：35、批准国数：2（2012.12.11 現在）

## (B) 女性の地位

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
16 既婚婦人の国籍に関する条約 Convention on the Nationality of Married Women.	1957.2.20 作成 (ニューヨーク) 1958.8.11 発効	309 UNTS 65 邦訳：宣言 (抄)	外国人との結婚・離婚及び夫の他の国籍取得・放棄は妻の国籍に影響を及ぼさず、また、締約国は外国人妻自身の要請により特権的に夫の国籍を取得することができることに同意することを定める。 締約国数：74 (2012.9.27 現在)
17 婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約 Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for Marriage and Registration of Marriages.	1962.12.10 署名開放 (ニューヨーク) 1964.12.9 発効	521 UNTS 231 邦訳：宣言 (抄)	婚姻の成立には両性の自由な合意のほかに公示と当局及び証人の面前での両人自身の表明を必要とすることを定める。また締約国が婚姻の最低年齢を明示する立法措置をとること、婚姻を記録する公式記録簿を設置することを定める。 締約国数：55 (2012.9.27 現在)

## (C) 外交・軍縮・国際機関・条約法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
18 国際的紛争の平和的処理に関する改正一般議定書 Revised General Act for the Pacific Settlement of International Disputes.	1949.4.28 採択 (総会) 1950.9.20 発効	71 UNTS 101 邦訳：国際	国際紛争の調停委員会への付託、権利を争う国際紛争の国際司法裁判所への付託、その他の紛争の仲裁裁判所への付託の条件、手続を規定する。1928年9月に国際連盟が採択した議定書の改正。 締約国数：8 (2012.9.27 現在)
19 外交関係に関するウィーン条約の、国籍の取得に関する選択議定書 Optional Protocol to the Vienna Convention on Diplomatic Relations, concerning Acquisition of Nationality.	1961.4.18 作成 (ウィーン) 1964.4.24 発効	500 UNTS 223 邦訳：国際 (抄)	外交使節団員及びその家族は、接受国の法律の運用のみによっては同国の国籍を取得できないことを規定する。 締約国数：51 (2012.9.27 現在)
20 領事関係に関するウィーン条約の、国籍の取得に関する選択議定書 Optional Protocol to the Vienna Convention on Consular Relations concerning Acquisition of Nationality.	1963.4.24 作成 (ウィーン) 1967.3.19 発効	596 UNTS 469	領事関係に関するウィーン条約 (日本批准済み昭和58年10月11日条約第14号) の選択議定書。内容は上記の「外交関係に関するウィーン条約の選択議定書」と同じである。 締約国数：39 (2012.9.27 現在)
21 特派使節団に関する条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書 Convention on Special Missions and Optional Protocol Concerning the Compulsory Settlement of Disputes.	1969.12.8 採択 (総会) 1985.6.21 発効	1400 UNTS 231、 9 ILM 127 邦訳：国際条約 (抄)	特定の問題のために派遣する一時的使節団である特派使節団の任務、構成、特権及び義務の免除等を規定する。 締約国数：38 [選択議定書は締約国数：17] (2012.9.27 現在)。
22 普遍的性格の国際組織についての国家代表に関するウィーン条約 Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character.	1975.3.14 作成 (ウィーン) 未発効	邦訳：外交 75 (3)	国際機関や国際会議での国家代表である常任使節団及び常任オブザーバー使節団の任務、構成等を定める。 署名国数：20、批准国数：34 (2012.12.11 現在)
23 条約に関する国家承継に関するウィーン条約 Vienna Convention on Succession of States in Respect of Treaties.	1978.8.23 作成 (ウィーン) 1996.11.6 発効	17 ILM 1488 邦訳：ベーシック	ある領域についての責任が一国から他国へ移った場合、新独立の場合、国家の結合・分離の場合の条約の承継についての原則を定める。 締約国数：22 (2012.9.27 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
24 国家財産、文書、負債についての国家承継に関する条約 Vienna Convention on Succession of States in Respect of States Property, Archives and Debts.	1983.4.8 作成 (ウィーン) 未発効	邦訳:法と政治 34 (3・4)、 ベーシック (抄)	財産、文書、債務のそれぞれの承継についての権利関係を、独立、領土の一部の移管、統合、分裂、吸収の各場合ごとに定める。署名国数:7、批准国数:7 (2012.12.11 現在)
25 国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約 (国際機関条約法条約) Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations.	1986.3.21 作成 (ウィーン) 未発効	UN Doc.A/CONF.129/15 邦訳:ベーシック (抄)、帝塚山 71 (仮訳)	国際機関の条約及び国と国際機関との条約について、全権代表、同意の表明の方法や国際機関での条約の採択などについて定める。日本は 1987 年 4 月 24 日に署名済み。署名国数:39、批准国数:42 (2012.12.11 現在)

(D) 文化・学術・放送・通信・出版

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
26 特定通常兵器使用禁止制限条約の附属議定書 V (爆発性戦争残存物に関する議定書) Protocol on Explosive Remnants of War to the Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons which may be Deemed to be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects (Protocol V) .	2003.11.28 採択 (ジュネーブ) 2006.11.12 発効	45 ILM 1348	特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の 5 番目の附属議定書である。主として不発弾からなる、地雷以外の爆発性戦争残存物の危険を最小化させるため、紛争後の迅速・適切な処理を一般的に規定する。締約国数:80 (2012.9.27 現在)
27 猥褻刊行物の流布及び取引の禁止の為の国際条約を改正する議定書 Protocol to Amend the Convention for the Suppression of the Circulation of, and Traffic in, Obscene Publications.	1947.11.12 署名 (レーク・サクセス) 1947.11.12 発効	46 UNTS 169、 条約集 28 集 38 卷 (824) [原文・邦訳 (仮 訳) 共]	猥褻刊行物の流布及び取引の禁止の為の国際条約 (日本批准済み昭和 11 年 5 月 15 日条約第 3 号) の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。 締約国数:34 (2012.9.9 現在)
28 猥褻刊行物の流布の禁止に関する協定を改正する議定書 Protocol Amending the Agreement for the Suppression of the Circulation of Obscene Publications.	1949.5.4 署名 (レーク・サクセス) 1949.5.4 発効	30 UNTS 3	猥褻刊行物の流布の禁止に関する協定 (日本批准済み昭和 11 年 5 月 15 日) についての権限をフランス政府から国連に移管することについて規定する。締約国数:35 (2012.9.9 現在)
29 教育的、科学的及び文化的性質の視聴覚資材の国際的流通を容易にする協定 Agreement for Facilitating the International Circulation of Visual and Auditory Materials of an Educational, Scientific and Cultural Character.	1949.7.15 署名開放 (レーク・サクセス) 1954.8.12 発効	197 UNTS 3 邦訳:ユネスコ	他の締約国を原産地とし、視聴覚資材で教育的、科学的または文化的性格を有するものの輸入については、関税及び数量的制限並びに輸入承認申請の必要を免除することを規定する。締約国数:38 (2012.9.9 現在)



条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
30 国際修正権に関する条約 Convention on the International Right of Correction.	1953.3.31 署名開放 (ニューヨーク) 1962.8.24 発効	435 UNTS 191 邦訳：宣言	国際的に配信されたニュースが外交関係や国家の威信を傷つけるおそれのある誤ったものであると主張する締約国が他の締約国に対し、事実の説明書を交付し、受領した国が遅滞なくそれを公表する制度を創設することを定める。 締約国数：17 (2012.9.9 現在)
31 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の議定書 Protocol to the Agreement on the Importation of Educational, Scientific and Cultural Materials of 22 November 1950.	1976.11.26 作成 (ナイロビ) 1982.1.2 発効	1259 UNTS 3 邦訳：障害資料	教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定（日本批准済み昭和45年6月17日条約第9号）の適用範囲を広げ、単なる視聴覚資材、音楽学校で使用する国産品のない楽器、出版物製作の材料などの関税を免除することなどについて規定する。 締約国数：46 (2012.9.9 現在)
32 放送の発展のためのアジア太平洋研究所の創設協定 Agreement Establishing the Asia-Pacific Institute for Broadcasting Development.	1977.8.12 作成 (クアラルンプール) 1981.3.6 発効	1216 UNTS 81	放送技術者の育成のための指導、放送の発展のための研究等を行う、アジア太平洋放送開発研究所をクアラルンプールに設立する協定。 締約国数：26 (2012.9.10 現在)
33 著作権使用料の二重課税の防止に関する多国間条約及び追加議定書 Multilateral Convention for the Avoidance of Double Taxation of Copyright Royalties and Additional Protocol.	1979.12.13 作成 (マドリッド) 未発効	UNESCO Inst. 邦訳：租税 630	締約国が二国間条約や国内法により著作権使用料の二重課税を回避するためのあらゆる措置をとるべきことを定める。追加議定書は、条約の規定が実演家、レコード製作者及び放送機関に支払われる使用料の課税にも適用することを定める。 署名国数：3、批准国数：8 [追加議定書は署名国数：3、批准国数：3] (2012.9.10 現在)
34 平和大学の設立に関する国際協定 International Agreement for the Establishment of the University for Peace.	1980.12.5 採択 (総会) 1981.4.7 発効	1223 UNTS 87	コスタリカに平和研究所及び平和教育等を行う国連平和大学を設立するための協定。 締約国数：40 (2012.9.10 現在)
35 遺伝子工学及び生命工学国際センター規約及び議定書 Statutes of the International Centre for Genetic Engineering and Biotechnology with Protocol of 4 April 1984.	1983.9.13 作成 (マドリッド) 1994.2.3 発効	1763 UNTS 91	遺伝子工学・生命工学の平和利用のための国際協力、発展途上国への援助等を目的に、研究、教育、ネットワークの促進などを行う遺伝子工学・生命工学国際センターの早期の設立を定める。 締約国数：62 [1984年の議定書は締約国数：33] (2012.11.7 現在)
36 災害軽減及び救援活動への情報通信資源の供与に関するタンペレ条約（災害時における通信の利用に関する国際条約） Tampere Convention on the Provision of Telecommunication Resources for Disaster Mitigation and Relief Operations.	1998.6.18 採択 (タンペレ) 2005.1.8 発効	2296 UNTS 5、 Cm 6573	災害軽減と救援活動を十分に行うために、災害発生時には救援活動者に特権を付与し、情報通信資源を提供することを定めている条約。 締約国数：46 (2012.10.26 現在)

(E) 統一商法・国際私法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
37 他国滞在者に対する扶養回復請求に関する条約 Convention on the Recovery Abroad of Maintenance.	1956.6.20 作成 (ニューヨーク) 1957.5.25 発効	268 UNTS 3 邦訳：難民、国私資料集	扶養請求者について被請求者が他国にいる場合の困難を取り除くため、互いの国の機関のやりとりで、請求者が自国の機関に請求を申し立てれば済むようにする制度を創設することを定める。 締約国数：65 (2012.10.26 現在)
38a 国際物品売買の時効に関する条約 Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods.	1974.6.14 作成 (ニューヨーク) 1988.8.1 発効	1511 UNTS 3 邦訳：国商 2 (11)、 外交 87 (3)	国際物品売買についての売主買主の権利は原則として4年で、最長で10年で時効消滅することを定める。 締約国数：29 (2012.10.27 現在)
38b 国際物品売買の時効に関する条約を改正する議定書 Protocol amending the Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods.	1980.4.11 作成 (ウィーン) 1988.8.1 発効	1511 UNTS 77 邦訳：外交 87 (3)	国際物品売買契約に関する国際連合条約（日本批准済み平成20年7月7日条約第8号）と整合させるため上記の条約を改正する議定書。 締約国数：17 (2012.10.27 現在)
39 為替手形及び約束手形に関する国際連合条約 United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes.	1988.12.9 作成 (ニューヨーク) 未発効	UN Doc. A/RES/43/165 28 ILM 177	振出地、振出人・支払人・受取人の住所、支払地が二国に分かれる国際為替手形および国際約束手形に適用される統一法を定める。 署名国数：3、批准国数：5 (2012.10.27 現在)
40 国際貿易における運送ターミナル・オペレーターの責任に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Liability of Operators of Transport Terminals in International Trade.	1991.4.17 作成 (ウィーン) 未発効	UN Doc.A/CONF/152/13 邦訳：国商 19(8)、ジュリ 985、海商法 104-105	陸・海・空を問わず、すべての国際運送品に関し、保管、蔵置、積込、荷卸等運送関連サービスを行う者の責任についての統一法を定める。運送品が運送人の管理下にも、荷主の管理下にもない場合の空白を埋めるための条約。 署名国数：5、批准国数：4 (2012.10.27 現在)
41 独立保証及びスタンバイ信用状に関する国際連合条約 United Nations Convention on Independent Guarantees and Stand-by Letters of Credit.	1995.12.11 作成 (総会) 2000.1.1 発効	2169 UNTS 163、 UN Doc.A/50/640、 35 ILM 735 邦訳：国商 27 (3)	国際取引において利用される、原因契約から独立し、書類審査で済む保証である「独立保証」（ヨーロッパ型）と「スタンバイ信用状」（アメリカ型）についての共通の国際的なルールを定める。 締約国数：8 (2012.10.27 現在)
42 国際取引における債権譲渡に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade.	2001.12.12 採択 (総会) 未発効	14ILM776 邦訳：法学 75(7)-(10)	国際的な債権譲渡による資金調達の円滑化・低利化を図ることを目的とする条約。署名国数：3、批准国数：1 (2012.10.27 現在)
43 内陸開発途上国のための国際シンクタンク設立に関する多国間協定 Multilateral Agreement for the Establishment of an International Think Tank for Landlocked Developing Countries.	2010.9.24 (ニューヨーク) 未発効		内陸開発途上国が国際通商上の利益を得るための能力を高めること等を目的として調査研究を行う国際シンクタンクをウランバートルに設立するための協定。 署名国数：7、批准国数：2 (2012.10.27 現在)

## (F) 国際犯罪

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
44 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約 Convention on the Non-Applicability Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity.	1968.11.26 採択 (総会) 1970.11.11 発効	754 UNTS 73 邦訳：軍縮、金法 15 (1・2)	戦争犯罪、アパルトヘイト政策に起因する非人道的行為、ジェノサイド等については、犯罪の訴追及び処罰の時効が適用されないことを定める。◆未批准の理由：第23回総会で採択された本条約は、前文および11条からなり、戦争犯罪および人道に対する罪を犯した者に対し、その犯罪の犯行時点のいかんを問わず時効を撤廃することを目的とする。わが国は、過去にさかのぼり時効の適用を撤廃することは憲法39条に反する疑いがあること、また犯罪の定義が不明確であるとの理由から締約国の範囲を定めた第5条に賛成したほかは、各条項および条約案全体に棄権した。(『わが外交の近況』昭和43年度(第13号)外務省1969.6.) < <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-2-4-5.htm">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-2-4-5.htm</a> > 締約国数：54 (2012.10.5 現在)
45 傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約 International Convention against the Recruitment, Use, Financing and Training of Mercenaries.	1989.12.4 採択 (総会) 2001.10.20 発効	2163 UNTS 75、 UN Doc.A/RES.44/34、 29 ILM 89	傭兵を募集、使用、財政支援、訓練すること及び戦闘に参加する傭兵は処罰される。締約国が、これらの行為を禁止し、防止及び処罰のための措置をとること、また、これらの行為が行われている場合に、締約国が国連事務総長へ通報すべきことを定める。 締約国数：32 (2012.9.27 現在)
46 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書 Protocol against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, their Parts and Components, and Ammunition, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime.	2001.5.31 採択 (総会) 2005.7.3 発効	UN Doc.A/55/383/ Add.2 外務省ウェブサイト に仮訳有 ( <a href="http://www.mofa.go.jp/">http://www.mofa.go.jp/</a> )、 警察 54 (6) (案文の 仮訳)	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(第156回国会で承認。ただし、条約を実施するための国内法(共謀罪の新設を含む刑法の一部改正)が国会で未成立のため、日本はこの条約を締結するには至っていない。)を補足する議定書。銃器等の密造、密輸を犯罪とし、これらの行為を防止するために銃器の刻印、記録保存等を定める。日本は2002年12月9日に署名済み。◆批准の検討状況：「この議定書におきましては、銃器の製造時、輸入時の刻印といった新しい制度の創設が求められておるところでございます。これまで、本議定書の条文を詳細に検討するとともに、関係省庁とも協力しながら、担保法といったものを漏れなく整備することを目指して、鋭意検討を進めておるところでございます。」(中島明彦外務省大臣官房審議官 衆・内 平 20.11.14.)との国会答弁がある。締約国数：96 (2012.10.15 現在)
47 国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定(特権免除協定) Agreement on the Privileges and Immunities of the International Criminal Court.	2002.9.9 採択 (ニューヨーク) 2004.7.22 発効	2271 UNTS 3	国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)及びその構成員に対して与える特権、免除を規定する。国際刑事裁判所の設置と締約国の協力義務等を定める国際刑事裁判所に関するローマ規程は日本批准済み(平成19年7月20日条約第6号)。◆未批准の理由：「我が国におきましては、ICCの事務所の設置などを前提とした特権免除を付与する必要性がなく、長期にわたってICC職員などが活動することも現時点では想定されておりません。したがって、我が国といたしましては同協定を締結する必要性が乏しいことから、これを締結しないことといたしております。」(麻生太郎外務大臣 参・本 平 19.4.13)との国会答弁がある。 締約国数：72 (2012.10.15 現在)
48 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Safety of United Nations and Associated Personnel.	2005.12.8 採択 (ニューヨーク) 2010.8.19 発効	UN Doc.A/60/518 邦訳：解説条約集 (抄)、ベーシック(抄)	国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約(日本批准済み平成11年1月14日条約第1号)に規定されている国連平和維持活動等に加え、平和構築における人道・政治・開発援助や緊急人道支援を目的とする国連活動についても、同条約を適用することを定める。締約国数：27 (2012.9.27 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
49a 国際刑事裁判所に関するローマ規程第8条の改正 Amendment to article 8 of the Rome Statute of the International Criminal Court	2010.6.10 (カンパラ) 2012.9.26 発効		非国際的武力紛争における戦争犯罪を定めるローマ規程第8条2(e)に、「毒物又は毒を施した兵器」、「窒息性、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物」及び「人体において容易に展開し、又は扁平となる弾丸」のそれぞれの使用を対象犯罪として追加することとされた。 締約国数：3 (2012.10.15 現在)
49b 国際刑事裁判所に関するローマ規程における侵略犯罪についての改正 Amendment on the crime of aggression to the Rome Statute of the International Criminal Court	2010.6.11 (カンパラ) 未発効	国連広報センターウェブサイトにて暫定訳有 ( <a href="http://unic.or.jp/security_co/res/other13.htm">http://unic.or.jp/security_co/res/other13.htm</a> )	侵略犯罪に関するローマ規程(第5条ほか)について、侵略犯罪の定義及び管轄権行使の条件が新たに追加された。管轄権行使については、国連安全保障理事会による国家の侵略行為の認定がない場合であっても、一定の条件を満たせば国際刑事裁判所が管轄権の行使を将来開始できることとされた。◆未批准の理由：今回の規程改正は、現行ローマ規程の改正手続との関係で疑義が残ること、締約国間及び締約国と非締約国間の法的関係を複雑なものとする事、非締約国の侵略行為による侵略犯罪を必要以上に裁判所の管轄権行使の条件から外していること等から、我が国は規程改正の採択のコンセンサスには参加しないが、それをブロックすることはしないとの対応を行った。(外務省「国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程検討会議(結果の概要)」平成22年6月11日< <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/rome_kitei1006.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/rome_kitei1006.html</a> >) 批准国数：3 (2012.12.11 現在)

(G) 運輸

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
50 自家用航空機及び娯楽用船艇の一時輸入に関する通関条約 Customs Convention on the Temporary Importation for Private Use of Aircraft and Pleasure Boats.	1956.5.18 作成 (ジュネーブ) 1959.1.1 発効	319 UNTS 21	自家用飛行機またはボートを一時滞在のために持ち込む場合は、輸入税の徴収や輸入禁止・制限の適用を受けないことを定める。日本は自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約(昭和39年6月15日条約第12号)については批准している。 締約国数：26 (2012.10.16 現在)
51 1968年道路交通に関する条約 Convention on Road Traffic, 1968.	1968.11.8 作成 (ウィーン) 1977.5.21 発効	1042 UNTS 17	1949年の同名の条約(日本批准済み昭和39年8月7日条約第17号)に代わる条約。締約国がこの条約に定める統一道路規則を国内法化する義務を負うことを定める。 締約国数：70 (2012.10.16 現在)
52 交通標識に関する条約 Convention on Road Signs and Signals.	1968.11.8 作成 (ウィーン) 1978.6.6 発効	1091 UNTS 3	道路標識の国際統一のための条約。この条約に定める標識を国内で採用する義務を定める。 締約国数：62 (2012.10.16 現在)
53 1972年コンテナに関する通関条約 Customs Convention on Containers, 1972.	1972.12.2 作成 (ジュネーブ) 1975.12.6 発効	988 UNTS 43	1956年の同名の条約(日本批准済み昭和33年5月22日条約第6号)に代わる条約。運送に使われるコンテナについて3か月以内に再輸出される場合、輸入税、輸入禁止および輸入制限の免除を受ける一時輸入を認めることを定める。 締約国数：38 (2012.10.16 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
54 定期船同盟行動憲章条約 Convention on a Code of Conduct for Liner Conferences.	1974.4.6 作成 (ジュネーブ) 1983.10.6 発効	1334 UNTS 15、 1365 UNTS 360、 13 ILM 917 邦訳：海運局	定期船同盟とは、同一航路に配船している定期船間での過当競争を避け、運賃の安定化をはかるために結ばれる公認のカルテル。この条約は同盟加入のオープン化、航路の両端国以外の第三国のシェア、運賃変更手続等を定める。◆未批准の理由：「この条約には積み取り比率がございます。たとえば、両端国は運賃収入及び輸送費において対等に参加する権利を有するとございます。通称四・四・二と言われている点でございますけれども、(これが) このコード自身にははっきり書かれていないわけでございます。それから対等な権利と申しまして、やはりこのコードに運賃収入及び輸送量ということを書いてございまして、この両者をどういふふうなウエートで判断するのかというような問題がございます。」(遠藤哲也外務大臣官房外務参事官 衆・外務 昭58.4.13) との国会答弁がある。 締約国数：76 (2012.10.16 現在)
55 1975年国際道路運送手続きによる担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約 (TIR条約) Customs Convention on the International Transport of Goods under Cover of TIR Carnets (TIR Convention), 1975.	1975.11.14 作成 (ジュネーブ) 1978.3.20 発効	1079 UNTS 89、 amendment : 1142 UNTS 413	1959年の同名の条約(日本批准済み昭和46年5月22日条約第7号)に代わる条約。運送輸出入違反の課徴金や反則金を保証する団体が発行した国際運送手帳 (TIRカルネ) の担保の下で運送されるコンテナについては、経由地で輸出入税や税関検査を免除されることについて定める。 締約国数：68 (2012.10.16 現在)
56 海上貨物輸送に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Carriage of Goods by Sea.	1978.3.31 作成 (ハンブルク) 1992.11.1 発効	1695 UNTS 3 邦訳：NBL164、海 事法 23	いわゆるハンブルク・ルール。運送人の責任、荷送人の責任、船荷証券、損害賠償請求及び訴訟について規定する。1924年の船荷証券条約(日本批准済み昭和32年12月12日条約第21号)は発展途上国の荷主に不利益を強いるものということで、同条約とは異なる原理に立ち運送人の責任を重くしている。◆未批准の理由：「一九七八年のハンブルク・ルールの方は、どちらかと申しますと、それまでに採用されてきました二四年条約あるいは六八年の議定書といったようなものの体系の内容と比べますと、従来の体系が運送人に対する例えば免責等について手厚く保護されておる、そういうことがありますので、荷主サイドといたしましては、国の中には、主として荷主が多い国といえますか荷主となるケースが多い国の方から、従来の体系、例えば免責といったようなこと、具体的に申しますと、従来から海上輸送に伝統的に認められてきました航海過失免責制度あるいは船舶が火災になったときの免責制度といったようなものをこの新しいハンブルク・ルールでは認めておりません。そういったようなことがございますので、荷主と船主のバランス、均衡を図って作成されてまいりました二四年条約あるいは六八年議定書といったようなものに参加している国から見ますとこれはバランスを欠いているものだという感じがいたしますので、このルールには参加しておりません」(畠中篤外務大臣官房審議官 衆・外平 4.4.24) との国会答弁がある。 締約国数：34 (2012.10.27 現在)
57 国際複合型貨物輸送に関する国際連合条約 United Nations Convention on International Multimodal Transport of Goods.	1980.5.24 作成 (ジュネーブ) 未発効	UN Doc.TD/MT/ CONF/16	複合型運送とは少なくとも二つの運送方式による物品の運送で、積み込んだ場所から他国の指定された場所への運送をいう。複合型運送についての運送人の責任を定める。 署名国数：6、批准国数：11 (2012.10.27 現在)
58 船舶登録条件に関する国際連合条約 United Nations Convention on Conditions for Registration of Ships.	1986.2.7 作成 (ジュネーブ) 未発効	26 ILM 1229、 UN Doc.TD/RS/ CONF/19/Add.1 邦訳：成蹊法学 24 卷 [原文共 (抄)]	締約国とその登録船との真正な関係を強化する条約。自国の登録船について、その乗組員の相当多数を自国民またはその永住者とし、船会社はその国内で設立され、主たる営業所もその国内になければならない等の義務を定める。 署名国数：14、批准国数：15 (2012.12.12 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
59 海上先取特権及び抵当権に関する条約 International Convention on Maritime Liens and Mortgages.	1993.5.6 作成 (ジュネーブ) 2004.9.5 発効	2276 UNTS 39 UN Doc.A/CONF.162/7、 33 ILM 353 邦訳：海運 93.8 [原文共]	1926年及び1967年海上先取特権・抵当権条約に代わる条約。発展途上国への船舶融資を促進するため、抵当権に優先する先取特権の対象となる不法行為債権を人身上の損害に係わるものに限定することを定める。 締約国数：17 (2012.10.16 現在)
60 車両の定期的な技術上の検査に係る統一的な条件の採択及びこれらの検査の相互承認に関する協定 Agreement Concerning the Adoption of Uniform Conditions for Periodical Technical Inspections of Wheeled Vehicles and the Reciprocal Recognition of such Inspections.	1997.11.13 採択 (ウィーン) 2001.1.27 発効	2133 UNTS 117	国連欧州経済委員会が制定した協定。車両の検査に関する統一規則の適用及び検査の証明についての締約国相互の承認について、その法的枠組みと手続を定める。 締約国数：12 (2012.10.16 現在)
61 船舶のアレストに関する国際条約 International Convention on Arrest of Ships.	1999.3.12 採択 (ジュネーブ) 2011.9.14 発効	UN Doc.A/CONF.188.6 海法復刊 43	1952年の航海船舶のアレストについてのある規則の統一に関する国際条約（項番220）に代わる条約。海事請求権の範囲、アレストが許容される要件等について定める。なお、アレストとは、「海事請求権を確保するために、船舶をとりあえず物理的に拘束すること。」（小塚荘一郎「新しい船舶アレスト条約の作成作業」海法復刊 42 p.42） 締約国数：10 (2012.10.16 現在)
62 アジア横断鉄道網に関する政府間協定 Intergovernmental Agreement on the Trans-Asian Railway Network.	2006.4.12 (ジャカルタ) 2009.6.11 発効		アジア太平洋地域とヨーロッパを結ぶアジア横断鉄道網を実現するための国際協定。 締約国数：18 (2012.10.16 現在)
63 その全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国連条約 United Nations Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea	2008.12.11 (ニューヨーク) 未発効	UN Doc. A/RES/63/122 邦訳：海事法 (200) (201) (案文の仮訳)	海上物品運送契約についての包括的なルールを定める条約。伝統的な海上物品運送条約にはなかった電子商取引についての規定を含むほか、本法の適用範囲は海上物品運送区間に限定されず物品の受取から引渡までとされている。 署名国数：24、批准国数：2 (2012.12.11 現在)

(H) 海洋・宇宙法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
64 月その他の天体における国家活動を律する協定 Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies.	1979.12.5 採択 (総会) 1984.7.11 発効	1363 UNTS 3、 18 ILM 1434 邦訳：国際	締約国は月の平和的利用、月の探査及び利用に関する自国の活動についての情報提供、月の環境の保全等を約束する。また、月に基地を設置することを認め、月を国家の取得の対象とならないものと定める。 締約国数：15 (2012.9.11 現在)
65 国際海底機構の特権と免除に関する議定書 protocol on the privileges and immunities of the international seabed authority	1998.3.27 採択 (キングストン) 2003.5.31 発効	2214 UNTS 133	国際海底機構と機構職員及び締約国代表の特権と免除について定める。 締約国数：36 (2012.10.18 現在)

## (I) 食料・作物

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
66 国際ジュート研究グループ委任事項制定協定 Agreement Establishing the Terms of Reference of the International Jute Study Group.	2001.3.13 採択 (ジュネーブ) 未発効	UN Doc.TD/JUTE.4/6	国際ジュート機関 (IJO) の後継として、ジュートの研究・市場振興・市場情報交換などの事業を通じて市場拡大をはかるために当該事業の実施・監督をする国際ジュート研究グループ (IJSJG) の機能等を定める。 批准国数：3 (2012.9.11 現在)
67 2010年国際ココア協定 International Cocoa Agreement, 2010	2010.6.25 (ジュネーブ) 2012.10.1 発効	UN TD/COCOA.10/3 国際ココア機関の ウェブサイトにて原文有 ( <a href="http://www.icco.org">http://www.icco.org</a> )	ココアの生産調整及び消費振興により需給バランス改善を目的とした2001年の協定に替わるもの。価格安定よりも市場の透明性に力点を置く。 批准国数：9 (2012.12.11 現在)

## (J) 環境

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
68 長距離越境大気汚染に関する条約 Convention on Long-range Transboundary Air Pollution.	1979.11.13 作成 (ジュネーブ) 1983.3.16 発効	1302 UNTS 217 邦訳：解説国際 (抄)	長距離越境大気汚染などの大気汚染の制限、削減、防止のための一般的義務についての枠組を定める。◆未批准の理由：「東アジアの酸性雨やまた黄砂などの越境環境汚染問題につきましては、今委員御指摘の東アジア酸性雨モニタリングネットワーク、E A N E Tというものを中心に行っております。 委員御指摘の長距離越境大気汚染条約につきましては、これはお話がありましたようにヨーロッパが中心でございまして、まだアジアの国は一国も参加しておりません。やはりヨーロッパの越境汚染の問題の枠組みだと思っております。 当面は、先ほど申し上げましたE A N E Tを中心に東アジアの問題をしっかりと取り組み、その発展形としての一つの条約化ということはあるかもしれませんが、まずこのE A N E Tでの活動、これは来月も行きますけれども、日中韓三か国環境大臣会合の下で、その枠組みの中でしっかりと管理をしておりますので、ここを中心に動いていきたいと思っております。」(齊藤鉄夫環境大臣 参・環 平 21.5.26) との国会答弁がある。締約国数：51 (2012.9.11 現在)
69 国境を越えた環境影響評価に関する条約 Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context.	1991.2.25 作成 (エスポ) 1997.9.10 発効	1989 UNTS 309 邦訳：解説国際	国内の環境影響評価手続を他国にも適用すること、及びその評価結果に基づく国家間の協議等について定める。 締約国数：45 (2012.9.11 現在)
70 国境を越えた水域及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約 Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes.	1992.3.17 作成 (ヘルシンキ) 1996.10.6 発効	1936 UNTS 269、 31 ILM 1312 邦訳：地球環境 (抄)	汚水による国境を接する他国の水域の汚染を防止するために締約国が方策を講ずべきことを定める。 締約国数：39 (2012.9.11 現在)
71 産業事故の国境を越えた影響に関する条約 Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents.	1992.3.17 作成 (ヘルシンキ) 2000.4.19 発効	2105 UNTS 457、 31 ILM 1330	国境を越えて影響を及ぼすような産業事故に対する防災体制の整備の義務について定める。 締約国数：40 (2012.9.11 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
72 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約改正 Amendment to the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal.	1995.9.22 作成 (ジュネーブ) 未発効		最終処分を目的とした有害廃棄物の輸出を禁止する条約。再生・リサイクルを目的とする廃棄物についても、1998年以降禁止された。 批准国数：73 (2012.9.11 現在)
73a 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約 Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters.	1998.6.25 採択 (オーフス) 2001.10.30 発効	2161 UNTS 447 邦訳：地球環境	環境政策の形成、実施の過程において、市民の情報へのアクセス、意思決定への参加、司法的手段を行使する権利等を確保する国際的基準を定める。 締約国数：46 (2012.9.11 現在)
73b 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約の汚染物質排出移動量届出制度に関する議定書 (PRTR 議定書) Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers to the Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters.	2003.5.21 採択 (キエフ) 2009.10.8 発効	UNJY 2003	オーフス条約(項番 73a) 第5条9項に関連して、有害物質の発生、排出管理に関して定めた議定書。 締約国数：29 (2012.9.11 現在)
73c 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約改正 Amendment to the Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters.	2005.5.27 採択 (アルマティ) 未発効	OJ 2006, L 386/46	オーフス条約(項番 73a) 締約国間による第2回会議(2005.5 カザフスタンのアルマティで開催)において採択。遺伝子組み換え作物(GMO)の環境への意図的な放出や発売を許可するか否かの決定における公衆の参加を規定した条文が加わった。 批准国数：27 (2012.9.11 現在)
74 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分から生ずる損害に対する責任及び賠償に関するバーゼル議定書 Basel Protocol on Liability and Compensation for Damage Resulting from Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal.	1999.12.10 採択 (バーゼル) 未発効	邦訳：専修(79)	有害廃棄物の国境を越える移動及び処分から生じた損害についての責任と補償の枠組みを定める。 署名国数：13、批准国数：10 (2012.12.11 現在)



条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
75 産業事故の越境影響に関する条約及び国際湖沼・国境水域の保護と利用に関する条約に基づく国境水域における産業事故の越境影響による損害及び民事責任に関する議定書 Protocol on Civil Liability and Compensation for Damage Caused by the Transboundary Effects of Industrial Accidents on Transboundary Waters to the 1992 Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes and to the 1992 Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents	2003.5.21 採択 (キエフ) 未発効		国境水域における産業事故の越境影響から生じた損害についての責任を定める。 署名国数：24、批准国数：1（2012.12.11 現在）
76 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書附属書 B の改正 Amendment to Annex B of the Kyoto protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change	2006.11.17 (ナイロビ) 未発効		京都議定書附属書 B にベラルーシを追加する改正。批准国数：28（2012.12.11 現在）
77 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity	2010.10.29 採択 (名古屋) 未発効		遺伝資源の取得の機会の提供及び提供された遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分するための国際ルールを定める。日本は 2011 年 5 月 11 日に署名済み。署名国数：92、批准国数：9（2012.12.11 現在）
78 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書 Nagoya - Kuala Lumpur Supplementary Protocol on Liability and Redress to the Cartagena Protocol on Biosafety	2010.10.29 採択 (名古屋) 未発効		遺伝子組換え生物の悪影響を未然に防止するための措置を規定したカルタヘナ議定書を補足し、遺伝子組換え生物による損害が生じた場合の措置を規定する。日本は 2012 年 5 月 2 日に署名済み。署名国数：51、批准国数：3（2012.12.11 現在）

(K) 国際連盟 (LN) 条約

連盟事務総長に寄託され国連に引き継がれた条約の一部の批准状況は、国連の運営する“Treaty Collection”のウェブサイトを確認することができる。  
<http://treaties.un.org/pages/LONOnline.aspx> (2012.10.11 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
79 国際関係を有する可航水路の制度に関する条約及び追加議定書 Convention and Statutes on the Regime of Navigable Waterways of International Concern and Additional Protocol.	1921.4.20 作成 (バルセロナ) 1922.10.31 発効	7 LNTS 35 邦訳：国際	国際水路について、締約国の航行の自由・均等待遇及び港の使用における沿岸国民と同一待遇の享受、沿岸国の立法権及び水路の保全義務等を定める。追加議定書では相互主義を条件に国際水路以外にも適用を拡大する。締約国数：31 (2012.10.11 現在)
80 偽造通貨防止のための国際条約及び議定書及び選択議定書 International Convention for the Suppression of Counterfeiting Currency with Protocol and Optional Protocol.	1929.4.20 作成 (ジュネーブ) 1931.2.22 発効 optional protocol の発効は 1930.8.30	112 LNTS 371	互恵的な扱いがとられているかどうかにかかわらず、外国の通貨の偽造を自国の通貨の偽造同様に罰する。自国の通貨を偽造した外国人の国外犯を処罰する、などについて定める。日本は 1929 年 4 月 20 日に署名済み。締約国数：82 (2012.10.11 現在)
81 二重国籍のある場合における軍事的義務に関する議定書 Protocol relating to Military Obligations in Certain Cases of Double Nationality.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 1937.5.25 発効	178 LNTS 227 邦訳：国際	2 以上の国籍をもつ者で、そのうちの一方の国の領域に常駐しかつその国に最も緊密な関係を持つ者は、他の国における軍事的義務を免除されること等を定める。締約国数：26 (2012.10.11 現在)
82 国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約 Convention on Certain Questions relating to the Conflict of Nationality Laws.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 1937.7.1 発効	179 LNTS 89 邦訳：国際	無国籍及び二重国籍をなくすことを理想とし、国籍に関する一般的原則を定義するとともに、婚姻中の夫婦の国籍、子の国籍、養子縁組をした場合の国籍等について定める。日本は 1930 年 4 月 12 日に署名済み。◆未批准の理由：第 4 条（重国籍と外交的保護との関係）、第 10 条（夫の帰化）及び第 13 条（両親の帰化）の「その法に従って」という文言について留保している。（参照：国連 Treaty Collection のウェブサイト） 締約国数：20 (2012.10.11 現在)
83a 無国籍のある場合に関する議定書 Protocol Relating to a Certain Case of Statelessness.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 1937.7.1 発効	179 LNTS 115 邦訳：国際	出生の事実のみでは国籍が与えられない国では、この国の国籍を持つ母と国籍のないまたは国籍不明の父との間の子は、その国籍を持つと定める。日本は 1930 年 4 月 12 日に署名済み。締約国数：24 (2012.10.11 現在)
83b 無国籍に関する特別議定書 Special Protocol Concerning Statelessness.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 2004.3.15 発効	2252 UNTS 435、 Cmnd 5447 邦訳：国際	個人が外国に入国後に他の国籍を取得することなく自己の国籍を失ったとき、その者が赤貧状態にあり、または、1 月以上の禁錮刑に処せられた場合は、最後に国籍を有した国が滞在国の要求により、その者を引き取らなければならないと定める。締約国数：8 (2012.10.1)
84 平和のためのラジオ放送使用に関する国際条約 International Convention Concerning the Use of Broadcasting in the Cause of Peace.	1936.9.23 作成 (ジュネーブ) 1938.4.2 発効	186 LNTS 301	善良な国際理解を損なうような誤った言説を流したり、他の締約国に対する戦意の高揚をはかるような放送を禁止することを定める。締約国数：34 (2012.10.11 現在)

## 2. 国際労働機関 (ILO) 条約

ILO 条約の本文と条約別・国別の批准状況は、ILO の運営する "NORMLEX" のウェブサイトを確認することができる。

1995 年から 2002 年にかけて行われた見直し作業により、"up-to-date conventions" とされたものを収録した。

<http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:1:0::NO::> (2013.1.22 最終アクセス)

ILO 駐日事務所ウェブサイトにて邦訳有 :<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/list.htm>

なお、未批准の理由の中で (労働省国際労働課「ILO の問題点」) と記載したものは、『れんごう政策資料』(Z6-2453) 通巻 57 号 (1989 年 11 月 17 日) から引用したものである。

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
85 工業的企業に於ける週休の適用に関する条約 (週休 [工業] 条約) (第 14 号) Convention concerning the Application of the Weekly Rest in Industrial Undertakings. (Weekly Rest (Industry) Convention.)	1921.11.17 採択 (第 3 回総会) 1923.6.19 発効	38 UNTS 187、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的な企業の従業員に 7 日毎に 1 回少なくとも継続 24 時間の休暇を与える義務を定める。わが国では労働基準法により同様の基準が立法化された。◆未批准の理由：労働基準法では、原則として毎週 1 回の休日を与えなければならないとしているが、4 週 4 日の休日も認めており (法第 35 条)、また、休日を可能な限り同時に与えることについて規定されていない。(労働省国際労働課「ILO の問題点」) 締約国数：119 (2013.1.22 確認)
86 工業における児童及び年少者の雇用適格のための健康検査に関する条約 (年少者健康検査 [工業] 条約) (第 77 号) Convention concerning Medical Examination for Fitness for Employment in Industry of Children and Young Persons. (Medical Examination of Young Persons (Industry) Convention.)	1946.10.9 採択 (第 29 回総会) 1950.12.29 発効	78 UNTS 197、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	児童及び 18 歳未満の年少者は、健康診断により作業に適格を有することが認められなければ、工場的企業で使用することを禁じることを定める。◆未批准の理由：労働安全衛生法等の国内法では、事業者が行う健康診断とは別個の、医師による児童及び年少者雇用適格のための健康検査、当該検査結果の証明等の規定がない。(労働省国際労働課「ILO の問題点」) 締約国数：43 (2013.1.22 確認)
87 非工業的業務における児童及び年少者の雇用適格のための健康検査に関する条約 (年少者健康検査 [非工業的業務] 条約) (第 78 号) Convention concerning Medical Examination of Children and Young Persons for Fitness for Employment in Non-Industrial Occupations. (Medical Examination of Young Persons (Non-Industrial Occupations) Convention.)	1946.10.9 採択 (第 29 回総会) 1950.12.29 発効	78 UNTS 213、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	児童及び 18 歳未満の年少者が、健康診断により作業に適格を有することが認められなければ、非工場企業で使用してはならないことを定める。◆未批准の理由は、第 77 号条約 (項番 86) と同じ。(労働省国際労働課「ILO の問題点」) 締約国数：39 (2013.1.22 確認)
88 公契約における労働条項に関する条約 (労働条項 [公契約] 条約) (第 94 号) Convention concerning Labour Clauses in Public Contracts. (Labour Clauses (Public Contracts) Convention.)	1949.6.29 採択 (第 32 回総会) 1952.9.20 発効	138 UNTS 207、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	公的機関を一方の当事者とする契約には、その地方における同質の労働について法律等が定めている賃金等の労働条件を関係労働者に確保する条項を含んでいなければならないことを定める。◆未批准の理由：「これにつきましては、我が国におきましてはこの内容を直接実施する法令はございません。それからまた、今ほども御指摘ありましたように、公契約のもとにおける労働であるか否かにかかわらず、民間部門における賃金等の労働条件につきましては、労働基準法等に定める法定労働条件に反しない限り、個々の労使当事者が自主的に取り組むべきものでありまして、これに政府が介入するということは適当でないと考えております。そういったことから、本条約の批准につきましては困難であるというふうに考えております。」(鈴木直和労働大臣官房審議官 参・国土環境 平 12.11.16) との国会答弁がある。締約国数：62 (2013.1.22 確認)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
89 賃金の保護に関する条約（賃金保護条約）（第95号） Convention concerning the Protection of Wages. (Protection of Wages Convention.)	1949.7.1 採択 （第32回総会） 1952.9.24 発効	138 UNTS 225、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	あらゆる労働者について、賃金の現金払、労働者への直接払、定期払、法令・労働協約等による以外の賃金からの控除の禁止、企業の倒産・清算における賃金債権の優先等を定める。わが国の労働基準法はこの原則を規定するが、同法は家内労働者には適用がない。◆未批准の理由：本条約は、1939年の雇用契約（土民労働者）条約（第64号）及び1947年の社会政策（非本土地域）条約（第82号）の賃金保護に関する規定をより一般的な内容としたものである。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：97（2013.1.22 確認）
90 移民労働者に関する条約（1949年改正）（移民労働者条約 [改正]）（第97号） Convention concerning Migration for Employment (Revised 1949) . (Migration for Employment Convention (Revised) .)	1949.7.1 採択 （第32回総会） 1952.1.22 発効	120 UNTS 71、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、移民労働者を援助しかつ特に彼らに正確な情報を無料で提供する施設を維持すること、移民労働者の出発、旅行及び受入を促進するための措置を講じ、報酬や社会保障等で自国民に劣らない待遇を与えることを定める。◆未批准の理由：「基本的な私どもの立場といたしましては、国内法との整合性、国内で果たしてそのような国際約束をした場合に我が国として十分そういう条約で想定されておる義務を実施することができるかどうか、こういった点につきまして十分検討して考えたいというふうに思っております。」（小西正樹外務大臣官房審議官 参・外務 平 5.4.22.）との国会答弁がある。 締約国数：49（2013.1.22 確認）
91 強制労働の廃止に関する条約（強制労働廃止条約）（第105号） Convention concerning the Abolition of Forced Labour. (Abolition of Forced Labour Convention.)	1957.6.25 採択 （第40回総会） 1959.1.17 発効	320 UNTS 291、 ILO CR 邦訳：ILO 条約、宣言	政治的見解を持ち発表することや同盟罷業の制裁、経済発展のための労働力の動員、労働規律の手段、あるいは差別待遇の手段としてのあらゆる強制労働の禁止を定める。◆未批准の理由：「具体的に、百五号につきましては、国家公務員の争議権が禁止されていることとの関連、...（中略）... について問題があるわけでございます。」（川口順子外務大臣 衆・外務 平 14.4.19）との国会答弁がある。 締約国数：174（2013.1.22 確認）
92 商業及び事務所における週休に関する条約（週休 [商業及び事務所] 条約）（第106号） Convention concerning Weekly Rest in Commerce and Offices. (Weekly Rest (Commerce and Offices) Convention.)	1957.6.26 採択 （第40回総会） 1959.3.4 発効	325 UNTS 279、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	商業事業所等に雇用されている者に対する、7日間に24時間以上の中断されない週休を受ける権利の保障を定める。◆未批准の理由：第1号条約（項番87）を参照。また、労働基準法では、原則として毎週1回の休日を与えなければならないとしているが、4週4日の休日も認めており（法第35条）、また、休日を可能な限り同時に与えることについて規定されていない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：63（2013.1.22 確認）
93a 農園労働者の雇用条件に関する条約（1958年の農園条約）（第110号） Convention concerning Conditions of Employment of Plantation Workers. (Plantations Convention.)	1958.6.24 採択 （第42回総会） 1960.1.22 発効	邦訳：ILO 条約	プランテーションにおける一次産品の栽培・生産に従事する労働者の、雇用・賃金・休暇・出産に関する保護、団結権及び団体交渉権、住居、医療等について定める。 締約国数：10（2013.1.22 確認）
93b 1958年の農園条約の議定書 Protocol to the Convention concerning Conditions of Employment of Plantation Workers. (Protocol of 1982 to the Plantations Convention, 1958.)	1982.6.18 採択 （第168回総会） 1982.6.18 発効	邦訳：ILO 条約	上記条約（項番93a）の適用範囲を変更する議定書。面積5ヘクタール以下で、かつ、雇用する労働者数が暦年中のどの時点においても10人を超えない場合は、関係団体と協議の上、適用除外を可能とする。 締約国数：2（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
94 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（差別待遇〔雇用及び職業〕条約）（第111号） Convention concerning Discrimination in Respect of Employment and Occupation. (Discrimination (Employment and Occupation) Convention.)	1958.6.25 採択 （第42回総会） 1960.6.15 発効	362 UNTS 31、 ILO CR 邦訳：ILO条約、宣言	締約国が国内の事情及び慣行に適した方法により、雇用、職業訓練及び職業に従事することにおける性、人種、宗教、政治的見解、社会的出身等による差別待遇を除去するための、機会及び待遇の均等を促進する方針を明らかにし、それに従うことを定める。◆未批准の理由：「これは、批准できない理由は、御承知のように、百十一号条約は雇用及び職業に関する広範な差別、性に加えて人種、皮膚の色、宗教、政治的見解などにに基づく差別を含む、これを除去するための措置を求めるといふようになっておりますけれども、日本でこういう国内法がないということで、今その国内法制との整合性の確保というのが常に国際条約の批准の要件になりますから、そこが今一つ引っかかっているという点ではあります。」（舛添要一厚生労働大臣 参・厚生労働 平 20.5.20）との国会答弁がある。 締約国数：172（2013.1.22 確認）
95 社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約（均等待遇〔社会保障〕条約）（第118号） Convention concerning Equality of Treatment of Nationals and Non-Nationals in Social Security. (Equality of Treatment (Social Security) Convention.)	1962.6.28 採択 （第46回総会） 1964.4.25 発効	494 UNTS 271、 ILO CR 邦訳：ILO条約	締約国が社会保障の給付について、領域内の他の締約国の国民に対しても、自国民と同等の待遇をしなければならないことを定める。◆未批准の理由：「本条約の趣旨に沿いまして、我が国では国籍要件の撤廃など、国内法令におおむね実現されているところでございますが、細部について若干一致していないところが残っております。現状ですぐというわけにいかないところがございますが、...（中略）... 現在問題として挙げております一つといたしまして、例えば外国人が日本に居住している場合に支給を保障するという規定がございますが、日本の国民健康保険の場合には、国内に住所を有するということが、この住所を有すると居住といったことについての概念が一致しているかどうか、こういったことについての詰めが必要だということ、外務省等とも相談を進めているということでございます。」（田中泰弘厚生大臣官房総務審議官 衆・厚生 平 10.5.15）との国会答弁がある。 締約国数：38（2013.1.22 確認）
96 鉱山の坑内労働に使用される年少者の適格性についての健康診断に関する条約（年少者健康診断〔坑内労働〕条約）（第124号） Convention concerning Medical Examination of Young Persons for Fitness for Employment Underground in Mines. (Medical Examination of Young Persons (Underground Work) Convention.)	1965.6.23 採択 （第49回総会） 1967.12.13 発効	614 UNTS 239、 ILO CR 邦訳：ILO条約	21歳未満の鉱山坑内労働者について、使用されるための適格性について有資格の医師のもとでの健康診断を受けること、一年を超えない期間における再検査が必要とされることを定める。◆未批准の理由：本条約第4条に於て、労働者に関する記録を労働者代表の利用に供さなければならないとされている点については、労働安全衛生法等の国内法令に規定がない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：41（2013.1.22 確認）
97 障害、老齢及び遺族給付に関する条約（障害、老齢及び遺族給付条約）（第128号） Convention concerning Invalidity, Old-Age and Survivors' Benefits. (Invalidity, Old-Age and Survivors' Benefits Convention.)	1967.6.29 採択 （第51回総会） 1969.11.1 発効	699 UNTS 185、 ILO CR 邦訳：ILO条約	締約国に被用者等への障害給付、65歳以上の者への老齢給付、扶養者の死亡による寡婦または子への遺族給付の支給の確保を義務づけ、支給の算定基準を定める。◆未批准の理由：「その給付内容の基準は満たしているわけでございます。御案内のとおりでございます。問題は、常用的ではない短時間労働者の扱いでございます。ILO百二十八号条約は全被用者の九〇％を年金制度がカバーをするということになっているわけでありまして、我が国におきましては四分の三の項目もあるわけでありまして、短時間労働者について被用者年金制度を適用していないという状況もあるわけでありまして、ここが最大の問題であります。九〇％に対して我が国は今八二・一％でございます。」（榎屋敬悟厚生労働副大臣 参・厚生労働 平 13.3.27）との国会答弁がある。 締約国数：16（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
98 農業における労働監督に関する条約(労働監督[農業]条約)(第129号) Convention concerning Labour Inspection in Agriculture. (Labour Inspection (Agriculture) Convention.)	1969.6.25 採択 (第53回総会) 1972.1.19 発効	812 UNTS 87、 ILO CR 邦訳：ILO条約	締約国が農業における労働監督制度を保持しなければならないことを定める。◆未批准の理由：監督官の権限について、本条約では、監督官が企業を臨検中に認められた欠陥および是正命令等を労働者の代表に知らせなければならないとされている(条約第18条)が、このようなことは、労働基準法では規定されていない。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：52 (2013.1.22 確認)
99 医療及び疾病給付に関する条約(医療及び疾病給付条約)(第130号) Convention concerning Medical Care and Sickness Benefits. (Medical Care and Sickness Benefits Convention.)	1969.6.25 採択 (第53回総会) 1972.5.27 発効	826 UNTS 3、 ILO CR 邦訳：ILO条約	締約国が、被用者とその家族などに対して、所定の治療的または予防的医療の給付、所定の算定基準による定期金支払による疾病給付の支払を確保する義務を負うことを定める。◆未批准の理由：本条約については、健康保険等によりほぼ条約の定める給付水準に達していると思われるが、保護対象者の範囲について、なお問題があるので、更に検討する必要がある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：15 (2013.1.22 確認)
100 企業における労働者代表に与えられる保護及び便宜に関する条約(労働者代表条約)(第135号) Convention concerning Protection and Facilities to be Afforded to Workers' Representatives in the Undertakings. (Workers' Representatives Convention.)	1971.6.23 採択 (第56回総会) 1973.6.30 発効	Cmnd 5612、ILO CR 邦訳：ILO条約	労働者代表であるために不利益な措置を受けることがないように保護し、かつ、労働者代表が迅速かつ効率的に任務を遂行できるように企業における適切な便宜が与えられることを定める。◆未批准の理由：「労組法2条並びに7条におきまして経理援助というものを非常に厳格に解釈しておるわけでありまして。そういう観点から申しますと非常に問題がございます。」(岸良明労働省労政局労働法規課長 衆・内昭46.12.2)との国会答弁がある。また、「本条約第2条1は、「労働者代表がその任務を迅速かつ能率的に遂行することができるように企業における適切な便宜が労働者に与えられる」と規定しているが、労働者代表に与えられる便宜の内容、程度が明らかでない。」(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：84 (2013.1.22 確認)
101 有給教育休暇に関する条約(有給教育休暇条約)(第140号) Convention concerning Paid Educational Leave. (Paid Education Leave Convention.)	1974.6.24 採択 (第59回総会) 1976.9.23 発効	Cmnd 6796、ILO CR 邦訳：ILO条約	締約国が労働者の訓練、教育のために与えられる有給の休暇を促進する政策を策定実施することを定める。◆未批准の理由：「今、御指摘になりましたILOの百四十号条約でございますが、その中には大きく分けまして三つのことが書かれているというふうに思います。一つはあらゆる段階での訓練、それからもう一つは一般教育、社会教育及び市民教育ということの重視、そして三番目に労働組合教育というものがございます。これらのうちで、あらゆる段階での訓練を目的とする休暇ですとか、あるいは有給の教育訓練休暇につきましては、これは他の法律におきましてかなり取り入れてきているところがございます。...しかし、この二番、三番の一般教育、社会教育及び市民教育のための休暇でありますとか、あるいは労働組合教育のための休暇ということにつきましては、国内法制の、他の法律との問題もございまして、整合性の問題もございまして、さらにひとつ慎重な検討が必要であるというふうに思っているところがございます。」(坂口力厚生労働大臣 参・厚生労働平13.11.22)との国会答弁がある。 締約国数：34 (2013.1.22 確認)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
102 農業従事者団体並びに経済的及び社会的開発におけるその役割に関する条約（農業従事者団体条約）（第141号） Convention concerning Organisations of Rural Workers and Their Role in Economic and Social Development. (Rural Workers' Organizations Convention.)	1975.6.23 採択 （第60回総会） 1977.11.24 発効	Cmnd 7083、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が農業従事者団体についての結社の自由を保障し、その設立、活動を積極的に助長する政策を採用、実施することを定める。◆未批准の理由：本条約第3条は「農業従事者団体は事前の認可なしに設立されるべきであり、また、いかなる干渉、強制または抑圧をも受けてはならない」とされているが、農業協同組合法第59条は、農業協同組合を設立するには行政庁の認可を要することとしている。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：40（2013.1.22 確認）
103 劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約（移民労働者〔補足規定〕条約）（第143号） Convention concerning Migrations in Absive Conditions and the Promotion of Equality of Opportunity and Treatment of Migrant Workers. (Migrant Workers (Supplementary Provisions) Convention.)	1975.6.24 採択 （第60回総会） 1978.12.9 発効	Cmnd 6674、ILO CR 邦訳：ILO 条約	移民労働者の基本的人権を尊重し、移民の違法な雇用及びそれを目的とした移動の防止、移住労働者及びその家族の雇用、社会保障、労働基本権、個人的自由等で機会・待遇の均等を促進・保障する国の方針をとること、等を定める。◆未批准の理由：「ILO条約の批准につきましては、我が国政府が従来からとっております態度といたしましては批准後はこれらの条約を適正に厳正に実施する、そのような基本方針のもとに批准をいたしてきております。したがって、国内法制との整合性を十分に確保した上で批准をするという態度でやってきておるわけでございます。しかるにこの百四十三号条約につきましては、それぞれの条約の各個の条文についての解釈上の問題、あるいは我が国におきます国内法制におきまして、実効上の措置が本条約が要求しております要請を満たしているかどうかということにつきましていろいろ検討すべき点がございます。そういう意味におきまして慎重に対処をする必要がある、このように考えておる次第でございます。」（齋藤邦彦労働省職業安定局次長 参・法務 平元.12.7）との国会答弁がある。 締約国数:23(2013.1.22 確認)
104 船員の雇用の継続に関する条約（雇用継続〔船員〕条約）（第145号） Convention concerning Continuity of Employment of Seafarers. (Continuity of Employment (Seafarers) Convention.)	1976.10.28 採択 （第62回総会） 1979.5.3 発効	Cmnd 7163、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が船員の継続雇用または常時雇用が確保されるように奨励することを国家の政策とし、そのための船員の登録簿の作成・維持等の措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：我が国においては、終身雇用制度が一般的に採用されており、条約の内容については概ね実現されているが、一部中小企業者に係わる船員については、その実態等を調査し、細部について更に検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：17（2013.1.22 確認）
105 船員の年次有給休暇に関する条約（船員年次有給休暇条約）（第146号） Convention concerning Annual Leave with Pay for Seafarers. (Seafares' Annual Leave with Pay Convention.)	1976.10.29 採択 （第62回総会） 1979.6.13 発効	Cmnd 7163、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員について1年に30暦日以上年次有給休暇を受ける権利を保障することを定める。わが国の船員法では、連続した勤務1年について25日とする。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、年次有給休暇の日数、年次有給休暇を受ける要件としての勤務期間について、船員法の規定との間に相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：17（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
<p>106 空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害からの労働者の保護に関する条約（作業環境〔空気汚染、騒音及び振動〕条約）（第148号） Convention concerning the Protection of Workers against Occupational Hazards in the Working Environment Due to Air Pollution, Noise and Vibration. (Working Environment (Air Pollution, Noise and Vibration) Convention.)</p>	<p>1977.6.20 採択 (第63回総会) 1979.7.11 発効</p>	<p>Cmnd 7901、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>締約国が大気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害の防止、そのような危害からの労働者の保護のための立法措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：労働安全衛生法等である程度担保されているが、わが国の関係法令に規定が設けられていないものとして、騒音、振動についての基準（第8条関係）および騒音、振動にかかわる機械、設備等の届出制度（第12条関係）、労働者の代表が、労働基準監督官に同行できること（第5条関係）などがある。（参照：墨矢亮（労働省安全衛生部計画課）「安全衛生関係条約の批准状況について」『いのちと健康』1994年10月号 p.28） 締約国数：45（2013.1.22 確認）</p>
<p>107 看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（看護職員条約）（第149号） Convention concerning Employment and Conditions of Work and Life of Nursing Personnel. (Nursing Personnel Convention.)</p>	<p>1977.6.21 採択 (第63回総会) 1979.7.11 発効</p>	<p>Cmnd 7420、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>締約国が、看護職員をその職に引きつけ、留め置くために、職務の遂行のために適切な教育・訓練や雇用条件及び労働条件を提供するなどの措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：「ILOの百四十九号条約は、看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約であります。この第六条におきまして、看護職員は、労働時間、週休等の分野において当該国の他の労働者の条件と同等の又はそれ以上の条件を享受するというふうにされております。我が国におきましては、看護師に対しましても労働基準法が適用となります。他の労働者と同様に最低労働条件が確保されているところでございます。しかし、看護師が働く病院等の保健衛生業の特殊性にかんがみまして、一斉休憩等の規定が適用除外とされております。そういったことから、この条約の批准については慎重に検討する必要があるというふうにて考えております。」（青木豊厚生労働省労働基準局長 参・厚生労働 平 18.5.30）との国会答弁がある。 締約国数：40（2013.1.22 確認）</p>
<p>108 労働行政（役割、機能及び組織）に関する条約（労働行政条約）（第150号） Convention concerning Protection of the Right to Organise and Procedures for Determining Conditions of Employment in the Public Service. (Labour Administration Convention.)</p>	<p>1978.6.26 採択 (第64回総会) 1980.10.11 発効</p>	<p>Cmnd 7786、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>権限のある行政機関は、使用者団体、労働者団体との協議、協力のもとに、国際基準を考慮の上、労働政策の作成、実施、調整、検討にあたること、その職員は必要な資格等を持った者でなければならないことを定める。◆未批准の理由：「本条約第9条の規定と地方自治の原則との関係をどう解すればよいか、本条約第10条2の「必要な財源」の水準をどう解すればよいか等の点に関する解釈について、検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：72（2013.1.22 確認）</p>
<p>109 公務における団結権の保護及び雇用条件の決定のための手続に関する条約（労働関係〔公務〕条約）（第151号） Convention concerning Protection of the Right to Organise and Procedures for Determining Conditions of Employment in the Public Service. (Labour Relations (Public Service) Convention.)</p>	<p>1978.6.27 採択 (第64回総会) 1981.2.25 発効</p>	<p>Cmnd 7786、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>公の機関に雇用される者の団結権を保障し、また、公的被用者の代表には便宜を供与することを定める。◆未批准の理由：第135号条約（項番127）を参照。また、「本条約第3条において、公的被用者を「構成のいかんにかかわらず」としているが、公務員法における職員団体制度が適合するものであるかどうか検討する必要がある。」（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：48（2013.1.22 確認）</p>



条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
110 港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約（職業上の安全及び衛生〔港湾労働〕に関する条約）（第152号） Convention concerning Occupational Safety and Health in Dock Work. (Occupational Safety and Health (Dock Work) Convention.)	1979.6.25 採択 （第65回総会） 1981.12.5 発効	Cmnd 8118、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、港湾労働に関して、安全で健康障害のない設備の提供・維持、作業場への安全な通行手段の確保をするため、個々の設備について技術的な措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：「この条約の内容は、労働安全衛生法等の国内関係法令によっておおむね実施されているところではありますが、安全委員会に関する規定や玉掛け用具の規制に関する規定のように、国内関係法令の規定と相違する部分がありまして、現状では批准が困難であると考えておりまして、今後とも、この国内法令との相違についてさらに検討を進めていく必要があると考えておるところであります。」（長勢甚遠労働政務次官 衆・労働 平 12.4.21）との国会答弁がある。締約国数：26（2013.1.22 確認）
111 団体交渉の促進に関する条約（団体交渉条約）（第154号） Convention concerning the Promotion of Collective Bargaining. (Collective Bargaining Convention.)	1981.6.3 採択 （第67回総会） 1983.8.11 発効	Cmnd 8773、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が団体交渉を促進するための措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約第7条に規定する公の機関がとる措置についての事前協議等と我が国の国内法制との整合性について検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：43（2013.1.22 確認）
112 職業上の安全及び衛生並びに作業環境に関する条約（職業上の安全及び健康条約）（第155号） Convention concerning Occupational Safety and Health and the Working Environment. (Occupational Safety and Health Convention.)	1981.6.22 採択 （第67回総会） 1983.8.11 発効	Cmnd 8773、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した政策を策定し実施することを定める。具体的には企業設備の安全の基準、危険な作業工程・物質の指定などを行う。また使用者には安全を確保する義務を課す。◆未批准の理由：「第百五十五号条約については複数の企業が同一作業場で活動する場合の協力義務等について、国内法制との整合性の観点からなお検討が必要であると考えております。」（尾辻秀久厚生労働大臣 参・本 平 17.10.19）との国会答弁がある。締約国数：60（2013.1.22 確認）
113 社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約（社会保障の権利維持条約）（第157号） Convention concerning the Establishment of an International System for the Maintenance of Rights in Social Security. (Maintenance of Social Security Rights Convention.)	1982.6.21 採択 （第68回総会） 1986.9.11 発効	Cmnd 9077、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、取得の過程にある、または取得した社会保障の受給権者が他の締約国の領土内に移住した場合などに、外国における支給の保証、保険期間等の通算を二国間・多数国間協定により定め、履行することができることを定める。◆未批准の理由：「いわゆる二国間の年金協定の締結を促進するためにはその原則などを定めました多数国間の基本協定を締結すると、こういうような御提案については私は十分に傾聴すべき意見だと考えております。この点につきましては、既に一九八二年に社会保障制度の二重適用の防止、さらに加入期間の通算措置を含んだ二国間協定の締結協力を加盟国に義務づけるILO百五十七号条約が採択されておるわけでございます。十八年が経過をした現在でも締約国はわずかに三国にとどまっており、我が国を含めました多くの国は批准していないというのが現状でございます。委員も御指摘になりましたけれども、その背景には、社会保障制度は国ごとの制度の違いも大きいために時間がかかっても粘り強く二国間での実質的な交渉を行うということが避けられないこと、さらに既に先進国の多くは社会保障協定を数多く締結しているために多数国条約のインセンティブがないといったような実情が挙げられるような次第でございます。」（丹羽雄哉厚生大臣 参・国民福祉 平 12.4.20）との国会答弁がある。締約国数：4（2013.1.22 確認）
114 労働統計に関する条約（労働統計条約）（第160号） Convention concerning Labour Statistics. (Labour Statistics Convention.)	1985.6.25 採択 （第71回総会） 1988.4.24 発効	ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、経済活動人口、鉱業、平均賃金、平均労働時間、賃金構造、労働費用、消費者物価指数、世帯収入支出、労働災害、労働争議等についての統計を作成し、公表することを定める。締約国数：49（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
115 職業衛生機関に関する条約（職業衛生機関条約）（第161号） Convention concerning Occupational Health Services. (Occupational Health Services Convention.)	1985.6.25 採択 （第71回総会） 1988.2.17 発効	ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が労働者の健康、安全のために監視・助言の機関として、職業衛生機関を、単一の企業または複数の企業のために設置することを定める。◆未批准の理由：「御指摘のごさいましたILO条約第百五十五号、百四十八号、百六十一号及び百五十九号につきましては、その内容は、労働安全衛生法、障害者の雇用の促進等に関する法律その他の関係法令によりまして、我が国におきましておおむね実施されているところであると考えておりますが、なおこの条約と国内法の間におきまして若干の問題点が残っております。我々としまして、これらの条約はできるだけ批准したいという気持ちを持っておりますが、そういう問題点も若干ございますので、さらに検討させていただきたいと考えております。」（石岡慎太郎労働大臣官房審議官 参・社会労働 平 2.6.14）との国会答弁がある。また、「161号条約の場合は、ほとんど国内法令との整合性の問題はないが条約の「職業衛生機関」に該当すると考えられる産業医等が、使用者からの依頼を受け、又は使用者に雇用されるものの、条約第10条における「職業衛生業務を提供する者」が、労使から十分な独立性を有するとされている点を満たすか疑問がある、等の問題点があるとされている」（吾郷真一「わが国におけるILO条約の批准状況と雇用に関するCSRの意義」『学術の動向』2010.10. p.51） 締約国数：31（2013.1.22 確認）
116 海上及び港における船員の福祉に関する条約（船員福祉条約）（第163号） Convention concerning Seafarers' Welfare at Sea and in Port. (Seafarers' Welfare Convention.)	1987.10.8 採択 （第74回総会） 1990.10.3 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船籍・国籍等を問わず、すべての船員に国内の適当な港において適切な福祉施設及びサービスを確保することを定める。 締約国数：18（2013.1.22 確認）
117 船員の健康の保護及び医療に関する条約（健康の保護及び医療〔船員〕条約）（第164号） Convention concerning Health Protection and Medical Care for Seafarers. (Health Protection and Medical Care (Seafarers) Convention.)	1987.10.8 採択 （第74回総会） 1991.1.11 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、船員に対して健康保険及び医療提供のための措置として、医療箱、医療手引書の設置、無線による医療助言が受けられること、100人以上の船員を乗せる3日を超える国際航行については医師の同乗などを確保しなければならないことを定める。 締約国数：15（2013.1.22 確認）
118 船員のための社会保障に関する条約〔改正〕（社会保障〔船員〕条約〔改正〕）（第165号） Convention concerning Social Security for Seafarers (Revised). (Social Security (Seafarers) Convention (Revised).)	1987.10.9 採択 （第74回総会） 1992.7.2 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員に対して一定基準よりも不利でない社会保障の給付を受ける権利を保障し、締約国の法令の適用を受ける外国人の船員にその国民と均等の待遇を与えることを定める。 締約国数：3（2013.1.22 確認）
119 船員の送還に関する条約（船員送還条約〔改正〕）（第166号） Convention concerning the Repatriation of Seafarers (Revised). (Repatriation of Seafarers Convention (Revised).)	1987.10.9 採択 （第74回総会） 1991.7.3 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員が雇用契約期間が海外で終了した場合などは、船主の費用で、通常は飛行機により送還を受ける権利を有すること、締約国はそのための措置をとることを定める。 締約国数：14（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
120 建設業における安全及び健康に関する条約（建設業における安全健康条約）（第167号） Convention concerning Safety and Health in Construction. (Safety and Health in Construction Convention.)	1988.6.20 採択 （第75回総会） 1991.1.11 発効	Cm 723、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、建設現場での労働者の安全及び健康を確保するために、足場及び梯子、荷揚用機器、高所作業、圧縮空気作業等についての措置をとることを定める。◆未批准の理由：「百六十七号条約…も、その内容につきましては労働安全衛生法等によりおおむね担保されている状況でございますが、なお個別に見ますと、国内法制との整合性がとれない問題が残っております。（中略）百六十七号条約につきましては、例えば第一条及び第七条におきまして、労働者を使用しない自営業者も義務主体として対象になっておりますけれども、我が国の現行の労働安全衛生法では、こういう労働者を使用しない自営業者まで対象にした法体系になっていないという問題があるところでございます。」（石岡慎太郎労働省労働基準長 衆・労働 平5.2.23）との国会答弁がある。 締約国数：24（2013.1.22 確認）
121 雇用の促進及び失業に関する保護に関する条約（雇用促進及び失業に対する保護条約）（第168号） Convention concerning Employment Promotion and Protection against Unemployment. (Employment Promotion and Protection against Unemployment Convention.)	1988.6.21 採択 （第75回総会） 1991.10.17 発効	Cm 723、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、完全雇用、生産的雇用、職業の自由な選択の促進及び失業者保護のための措置をとることを定める。◆未批准の理由：「これらの条約につきましては、国内法において規定がないというのが一つの大きなポイントであり、法律の改正をしなければ批准が困難であるというような意味も含まれているわけでございます。例えば、雇用の終了につきましては多様な形態がございます。先生御存じのように、一律に規制するのが可能かどうかということなど、なお問題点があります」（南野知恵子厚生労働副大臣 参・厚生労働 平13.12.4）との国会答弁がある。 締約国数：8（2013.1.22 確認）
122 独立国における原住民及び種族民に関する条約（先住民及び種族民条約）（第169号） Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries. (Indigenous and Tribal Peoples Convention.)	1989.6.27 採択 （第76回総会） 1991.9.5 発効	28ILM 1384、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、社会・文化・経済状態によりその国の共同社会の者と区別され、かつその地位が伝統・慣習や法令により一部規制されている者である種族民、及びその国のある地域の先住民で自己の社会・文化・経済・政治制度を保持している者である原住民の伝統・慣習を尊重し、伝統的に占有する土地を保証するための措置をとることを定める。 締約国数：22（2013.1.22 確認）
123 職場での化学物質の使用における安全に関する条約（化学物質条約）（第170号） Convention concerning Safety in the Use of Chemicals at Work. (Chemical Convention.)	1990.6.25 採択 （第77回総会） 1993.11.4 発効	Cm 1562、ILO CR 邦訳：ILO 条約	使用者に安全な表示のある化学物質のみを使用する義務を課し、化学物質の危険性から労働者を保護すること、労働者には化学物質についての情報を受ける権利を認めることを定める。また国内での使用禁止措置がとられた化学物質の輸出の際には、輸入先政府に対して輸出国政府からその旨を通知することを定める。◆未批准の理由：「今回の御提案させていただいております MSDS、データシート、この義務づけ、制度化によりまして、ILO 百七十号条約が求めております化学物質につきましては表示あるいはその情報資料のユーザーへの確実な提供等々の体制は、この条約の趣旨に沿いまして私どもでできるものと考えております。ただ、本条約では、そうしたラベルといいますが表示がない物質、それからそういった情報資料等のない物質、これらはどんなものであれ一切使用してはならないということをこの条約は求めておりまして、私ども今現在御提案申し上げているような、確実に化学物質に関する情報が伝わるような仕組みをつくるという考え方では対応できていない部分もございます。そういった、どんな物質であれ一切使用してはならないということまで我が国が行けるのかどうか今後の検討課題だろうと思っておりますし、そうした点につきましては引き続き私ども検討をさせていただきたいと思っております。でございます。」（伊藤庄平労働省労働基準局長 参・労働・社会政策 平11.5.13）との国会答弁がある。 締約国数：17（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
124 1948年の夜業（女子）条約（改正）の1990年の議定書（夜業〔女子〕条約〔改正〕の議定書） Protocol of 1990 to the Night Work (Women) Convention (Revised) , 1948.	1990.6.26 採択 (第77回総会) 1990.6.26 発効	ILO CR 邦訳：国会ILO、世 労40(8)(抄)	夜間と定義される時間の変更及び夜業の禁止についての適用除外について、産前産後の期間を除いて規定することを認めることを定める。◆未批准の理由：第89号条約が女子だけについて原則的に夜業禁止をしているという点は、最近の雇用における男女の均等待遇という流れとの関係で問題がある、との指摘がある。（参照：『世界の労働』1990年8月号 p.27 佐藤勝美労働省労働基準局長） 批准国数：5（2013.1.22 確認）
125 夜業に関する条約（夜業条約）（第171号） Convention concerning Night Work. (Night Work Convention.)	1990.6.26 採択 (第77回総会) 1995.1.4 発効	Cm 1562、ILO CR 邦訳：ILO条約	午前零時から午前5時までを含む7時間以上の継続する間の夜業に従事する者で、健康上の理由により夜業に不適合と認められた者は配置転換されること、産前産後16週間の女子には夜業に代わるものを確保するための措置をとることを定める。◆未批准の理由：「ILO百七十一号の内容と国内法制との関連での問題でございますが、一つは、深夜業の定義の問題がございます。私どもの法制と深夜業の時間帯が異なっておりますが、この辺の整合性をどう保つべきなのかという点が一つございます。それから、内容の点で、健康状態の評価という点につきまして、いわば健康診断の問題でございますが、ILO条約は自己の請求により健康状態についての評価を無料で受けられる権利を持つ、こういう労働者側からの権利として構成しておりますが、労働安全衛生法上、今回の改正法案で自主的健康診断という道も導入いたしました。基本的には、定期的に事業主が健康診断を実施することを義務づけている、そういう形で組み立てられておりました。その辺の制度的な違いにつきましては、その差異についてなお検討を要する点がございます。また、健康上の問題があった場合に、ILO条約では配置転換という事後措置をもって対応することで考え方が構成されておりますが、労働安全衛生法上は、健康に問題がある場合の事後措置といたしまして、労働時間の短縮、作業の転換あるいは深夜業の回数の減少等選択肢をかなり用意して事後措置を事業主に義務づけておるわけでございます。この辺も制度的な差異があるわけでございまして、そういったものにつきましてなお検討を要する状況にあるわけでございます。」（伊藤庄平労働省労働基準局長 衆・労働平11.4.16）との国会答弁がある。 締約国：11（2013.1.22 確認）
126 旅館、飲食店及び類似の事業場における労働条件に関する条約（労働条件〔旅館及び飲食店〕条約）（第172号） Convention concerning Working Conditions in Hotels, Restaurants and similar Establishments. (Working Conditions (Hotels and Restaurants) Convention.)	1991.6.25 採択 (第78回総会) 1994.7.7 発効	Cm 1985、ILO CR 邦訳：ILO条約	締約国が、ホテルや飲食店で雇用される労働者に労働条件の改善のための施策をとること、個人的・家族的な生活を組織できるような作業スケジュールの事前通知、公休日の労働への給与による補償等を定める。 締約国数：15（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
<p>127 使用者の支払不能の場合における労働者債権の保護に関する条約（労働者債権保護〔使用者の支払不能〕条約）（第173号） Convention concerning the Protection of Workers' Claims in the event of the Insolvency of their Employer. (Protection of Workers' Claims (Employer's Insolvency) Convention.)</p>	<p>1992.6.23 採択 (第79回総会) 1995.6.8 発効</p>	<p>Cm 2433、ILO CR 邦訳：国会ILO、 ILO条約</p>	<p>倒産時等に生じる労働者債権は、通常の債権者への返済に先立って使用者の資産から優先的に支払うこと（条約第2部）、および使用者が支払不能のため支払えないときには保証機関によって保証すること（条約第3部）を定める。◆未批准の理由：「ILO百七十三号条約につきましては、これまでのところ我が国においては批准されていないのは御指摘のとおりでございます。これまで批准できていない状況、理由と申しましょうかにつきましては、やはりこの条約が求めていますところ、例えば、主要な部分であります第二部において特権による労働者債権の保護というところがございますが、ここでは、条約では三か月以上の労働者債権の優先順位を国税等の特権を付与された他の大部分の債権より高いものとするように求めているという状況がございます。これは、今般の破産法におきましても含めてでございますけれども、そういった点では、なおその国内法との間におきまして条約との間では厳密な整合性が取れていないということで、これまでILO条約の批准に当たって完全な整合性を取れたものを批准していくという基本姿勢に、必ずしもそういった点からまだ批准に至っていないと、こんな状況でございます。」（大石明厚生労働大臣官房審議官 参・法 平16.4.1）との国会答弁がある。 締約国数：20（2013.1.22確認）</p>
<p>128 大規模産業災害の防止に関する条約（大規模産業災害防止条約）（第174号） Convention concerning the Prevention of Major Industrial Accidents. (Prevention of Major Industrial Accidents Convention.)</p>	<p>1993.6.22 採択 (第80回総会) 1997.1.3 発効</p>	<p>Cm 2604、ILO CR 邦訳：国会ILO、 ILO条約</p>	<p>大規模危険施設（ただし、核施設・放射性物質処理施設や軍事施設等は除く）は各々危険管理システムを確立し国との間で調整すること、施設労働者は施設の危険性について知る権利、また切迫した災害危険性が合理的に確認されたときには、活動中断の権利が認められることを定める。◆未批准の理由：（我が国の安全行政システムは、国が基準を作りこれを事業者に遵守させるというもので）これを全面的に条約に合わせて、全部システム（事業者が第一次的に安全評価を行い国が必要に応じて審査するという）を変えて、果たして今以上の安全が保持できるかという点について問題がある、との指摘がある。（参照：『世界の労働』1993年8月号 p.32 高橋柵太郎労働大臣官房総務審議官） 締約国数：17（2013.1.22確認）</p>
<p>129 パートタイム労働に関する条約（パートタイム労働条約）（第175号） Convention concerning Part-Time Work. (Part-Time Work Convention.)</p>	<p>1994.6.24 採択 (第81回総会) 1998.2.28 発効</p>	<p>ILO CR 邦訳：国会ILO、 ILO条約</p>	<p>パートタイム労働の意義を認め、パートタイム労働者雇用・労働条件・社会保障に関する保護についてフルタイム労働者と同等な権利を認めることを定める。◆未批准の理由：「パートタイム労働に関する条約、いわゆるILO第百七十五号条約におきましては、比較可能なフルタイム労働者といまして、パート労働法における通常の労働者と類似の概念が定義されております。これとの比較においてパート労働者を定義する体系をとっているという点では、これはパート労働法と同じであります。しかしながら、比較可能なフルタイム労働者という考え方ではありますが、これが事業所の外におられる方も含む概念であるという点で、このパート労働法上の通常の労働者とは異なっております。一般的に、職務給ということが定着して、また事業所横断的な労働市場が形成されているヨーロッパとは異なりまして、事業所ごとの雇用管理により賃金等が決定されている我が国におきまして、事業所を超えて通常の労働者というものを定義すると、実態と相当離れた制度となるという問題があるわけでございます。こういったことから、現状では適切な国内担保措置がないためにパートタイム労働に関する条約が批准できない状況にあると考えております。」（大谷泰夫厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 衆・厚生労働 平19.4.4）との国会答弁がある。 締約国数：14（2013.1.22確認）</p>

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
130 鉱山における安全及び健康に関する条約（鉱山における安全及び健康条約）（第176号） Convention concerning Safety and Health in Mines. (Safety and Health in Mines Convention.)	1995.6.22 採択 （第82回総会） 1998.6.5 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	鉱山の安全・衛生政策の策定、実施、定期的見直しのための国の法律、規定の整備にあたって、労使との協議を必要とすること、労働者には、主体的な情報へのアクセスと判断する権利が認められることを定める。◆未批准の理由：安全・衛生上、鉱山保安法とかあるいは安全・衛生法の関係では、使用者あるいは事業主に対して義務規定はあるが、労働者に対する権利の規定がない。鉱山労働者の全部の雇用者の中に占める割合が0.1%ぐらいしかない。（参照：『世界の労働』1995年8月号 p.28 椎谷正労働大臣官房総務審議官） 締約国数：26（2013.1.22 確認）
131 1947年の労働監督条約の1995年の議定書 Protocol of 1995 to the Labor Inspection Convention, 1947.	1995.6.22 採択 （第82回総会） 1998.6.9 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 世労45（8）（抄）、 ILO 条約	第81号条約の規定を非営利サービス部門にも適用拡大する。（『世界の労働』1995年8月 p.32）◆未批准の理由：わが国においては、労働基準監督を公務部門に拡大適用することは容易ではないとの指摘がある。（参照：『世界の労働』1995年8月号 p.33 椎谷正労働大臣官房総務審議官） 締約国数：11（2013.1.22 確認）
132 在宅形態の労働に関する条約（在宅形態の労働条約）（第177号） Convention concerning Home Work. (Home Work Convention.)	1996.6.20 採択 （第83回総会） 2000.4.22 発効	36 ILM 55 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	家内労働（製品・サービスにつながる労働）に関する政策のうち報酬、社会保障、母性保護や訓練等の分野で、家内労働者その他の賃金労働者との間の待遇の平等を促進することを定める。◆未批准の理由：現在日本の家内労働法では、ものの製造、加工ということが中心になっており、サービスは入らない。（参照：『世界の労働』1996年8月号 p.25 廣見和夫労働大臣官房総務審議官） 締約国数：10（2013.1.22 確認）
133 船員の労働条件及び生活条件の監督に関する条約（労働監督〔船員〕条約）（第178号） Convention concerning the Inspection of Seafarers' Working and Living Conditions. (Labour Inspection (Seafarers) Convention.)	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2000.4.22 発効	邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	船員の労働条件及び生活条件の監督体制について、法令違反の場合の罰則を含めて総合的に定める。 締約国数：15（2013.1.22 確認）
134 船員の募集及び職業紹介に関する条約（船員の募集及び職業紹介条約）（第179号） Convention concerning the Recruitment and Placement of Seafarers. (Recruitment and Placement of Seafarers Convention) .	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2000.4.22 発効	邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	これまで船員の職業紹介事業については、公共の無料職業紹介所以外を原則的に禁止してきたのを完全自由化し、その上で、紹介事業の規制法令等の整備や苦情処理手続について定める。 締約国数：10（2013.1.22 確認）
135 1976年の商船（最低基準）条約の1996年の議定書 Protocol of 1996 to the Merchant Shipping (Minimum Standards) Convention, 1976.	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2003.1.10 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	商船としての最低基準を国際的に取り決める1976年の商船（最低基準）条約に6つの関連するILO条約を補足し、議定書を批准する国は、このうち一つ以上を選択して受け入れることとしている。（『世界の労働』1997年2月号 p.13） 締結国数：24（2013.1.22 確認）
136 船員の労働時間及び定員に関する条約（船員の労働時間及び船舶の定員条約）（第180号） Convention concerning Seafarers' Hours of Work and the Manning of Ships. (Seafarers' Hours of Work and the Manning of Ships Convention.)	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2002.8.8 発効	邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	船員の労働環境保護のため、最長労働時間等の具体的規定のほか、船舶所有者及び船長の責任等についても定める。 締約国数：21（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
137 1952年の母性保護条約（改正）に関する改正条約（母性保護条約）（183号） Convention concerning the revision of the Maternity Protection Convention (Revised) . (Maternity Protection Convention.)	2000.6.15 採択 (第88回総会) 2002.2.7 発効	大原 508（仮訳） [原文共]	1952年の母性保護条約の改正条約。出産休暇を14週に引き上げる、出産休暇後に元の職に復帰する権利、妊娠検査を義務付けることの禁止、解雇理由が妊娠・出産に無関係であることを使用者が証明しなければならないという使用者の举证責任等を定める。 締約国数：26（2013.1.22 確認）
138 農業における安全及び健康に関する条約（農業における安全健康条約）（第184号） Convention concerning Safety and Health in Agriculture. (Safety and Health in Agriculture Convention.)	2001.6.21 採択 (第89回総会) 2003.9.20 発効	邦訳：世労 51（8） （仮訳）	自営農業などの労働者の一部を適用除外とするものの、農業における安全衛生を確保するための各種の措置（リスク評価、機械の安全、原材料や動物の取り扱い、化学物質管理、社会保障、福祉施設等）を定める。また、児童労働、季節労働者、女性労働者に関する規定も盛り込まれている。（『世界の労働』2001年8月号 p.22） 締約国数：15（2013.1.22 確認）
139 1981年の職業上の安全及び健康に関する条約の2002年の議定書 Protocol of 2002 to the Occupational Safety and Health Convention, 1981.	2002.6.20 採択 (第90回総会) 2005.2.9 発効	邦訳：世労 52（8） （仮訳）	締約国が労働災害と職業性疾病、危険事例、通勤災害の記録と届出に関する要件と手続きを定め、定期的に見直すことを求める。また、最新の国際的な制度に対応する分類体系に基づき、これらの年次統計を発表することも求める。（参照：『世界の労働』2002年8月号 p.29） 締約国数：9（2013.1.22 確認）
140 船員の身分証明書条約を改正する条約（船員の身分証明書条約 [改正]）（第185号） Convention revising the Seafarers' Identity Documents Convention. (Seafarers' Identity Documents Convention (Revised) .)	2003.6.19 採択 (第91回総会) 2005.2.9 発効	邦訳：世労 53（8） （仮訳）	テロ行為に対する効果的な安全保障手段を開発し、船員の移動の自由を確保するため、1958年の第108号条約を改正する。指紋をもとにした生体認証テンプレートをを用いた身分証明書（ID）の様式、適切な発行手続き、データベースの維持などについて規定する。 締約国数：24（2013.1.22 確認）
141 漁業部門における労働に関する条約（漁業労働条約）（第188号） Convention concerning Work in the Fishing Sector. (Work in Fishing Convention.)	2007.6.14 採択 (第96回総会) 未発効	邦訳：世労 57（8） （仮訳）	漁業労働に関する従前の5条約の内容を整理・統合し、更新する包括的な条約。船員の労働条件、居住設備、安全衛生、社会保障等の基準と、旗国検査や寄航国検査などその実効性を担保するための仕組みを定める。 批准国数：2（2013.1.22 確認）
142 家事労働者の適切な仕事に関する条約（家事労働者条約）（第189号） Convention concerning Decent Work for Domestic Workers. (Domestic Workers Convention.)	2011.6.16 採択 (第100回総会) 未発効		家事労働者の労働条件改善のため、家事労働者は他の一般労働者と同様に基本的な労働者の権利を有するべきとして、労働時間、現物払いの制限、雇用条件に関する情報の提示、最低年齢、最低賃金、労働安全衛生などについて規定する。 批准国数：3（2013.1.22 確認）

### 3. 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 寄託条約

本文と批准状況はユネスコのウェブサイトを確認することができる。

[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=12025&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=-471.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=12025&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=-471.html) (2012.12.20 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
143 教育における差別待遇の防止に関する条約及び調停斡旋委員会設立議定書 Convention against Discrimination in Education, and Protocol Instituting a Conciliation and Good Offices.	1960.12.14 採択 (条約)、1962.12.10 採択 (議定書) (パリ) 1962.5.22 発効 (条約)、 1968.10.24 発効 (議定書)	429 UNTS 93 (条約)、 UNESCO Res.1962 (議定書) 邦訳:ユネスコ、宣言、資料 (条約)	教育における人権、性、言語、宗教、政治上の意見、民族・社会的出身等による差別の禁止を定める。また、自国領内に居住する外国国民に自国民に与えると同一の教育上の機会を与えること、国内の少数民族に自己の教育活動を保障する等を定める。議定書は、条約の締約国間で起こりうる紛争を調停する責任を負う委員会の設立について定める。 締約国数：99 (条約)、35 (議定書) (2012.9.7 確認)
144 技術教育及び職業教育に関する条約 Convention on Technical and Vocational Education.	1989.11.10 採択 (パリ) 1991.8.29 発効	UNESCO Res.1989 邦訳：国会ユネスコ	締約国が青少年及び成年の双方に対する技術教育及び職業教育の計画実施、発展の確保、この分野での国際協力を促進すること等を定める。◆未批准の理由：「技術教育、それから職業教育の発展を目的とし、各国においてとるべき措置等を規定しておるわけでもございます。内容の上では基本的には問題ない、そういうふうと考えておりますけれども、他省庁にかかわる部分もありまして、検討に時間を要してきております。また、そのほかの加盟国の動向を見ても、これまでの批准国はわずか十一カ国であります。百八十七カ国のうちの十一カ国でありまして、各国においても時間を要している状況にあります。この条約に規定する内容の実現につきましては、批准の有無にかかわらず、行政遂行上余り問題はないと考えておりますけれども、今後各国の動向をよく見きわめながらさらに検討を進めていきたいと思っております。」(中曽根弘文文部大臣 衆・文教 平 12.3.15)との国会答弁がある。 締約国数：17 (2012.9.7 確認)
145 水中文化遺産保護条約 Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage.	2001.11.2 採択 (パリ) 2009.1.2 発効	40 ILM 40 邦訳：国会ユネスコ	水中にある船舶の残骸等の文化遺産を人類の文化遺産の一部を構成するものとして、様々な脅威から保護していくことを目的とした条約。特に領海外における保護体制の構築等を定める。 締約国数：41 (2012.9.7 確認)
146 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions.	2005.10.20 採択 (パリ) 2007.3.18 発効	Cm 7165 邦訳:独協法学 71 (仮訳)、文部科学省ウェブサイト仮訳有 ( <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> )	文化の多様性を守るため、アイデンティティ等の媒体としての文化的な活動、物品及びサービスの保護・育成政策を講じる権利を各国が有することを確認する。同時に、文化的表現を守るための国際的な協調体制を強化する仕組みも定める。 締約国数：125 (2012.9.7 確認)
147 アジア太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約 Revised Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education	2011.11.26 採択 (東京) 未発効		他の締約国からの研究者の受入や高等教育の学位・資格が他の締約国でも通用するように、国際的及び国内的に調整を行うことを定めた 1983 年条約を改正したもの。教育の質の保証にも言及し、職業資格認定を削除した。署名国数:9 (2012.12.20 確認)



#### 4. 国際連合食糧農業機関 (FAO) 寄託条約

本文と批准状況はFAOのウェブサイトを確認することができる。

<http://www.fao.org/legal/treaties/treaties-under-article-xiv/en/> (2013.1.8 最終アクセス)

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
148 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture.	2001.11.3 採択 (ローマ) 2004.6.29 発効		<p>各国共通ルールの下で植物遺伝資源のアクセスの促進を図るシステムの構築や、遺伝資源の利用の促進及びその利用から生じる利益の公正な配分などを定める。◆未批准の理由：わが国は他国から入手した植物遺伝資源を利用して研究などを行う場合、研究成果について知的財産権をどの程度主張できるのか不明確であったことなどから、条約に加入していない。(参照：「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)の発効について」農林水産省 2004.7.1 報道発表) また、「先生御指摘のとおり、遺伝資源全般につきましては、このABSがCOP 10で名古屋議定書で採択されたわけでありまして、植物の遺伝資源につきましては、既にFAOを事務局といたします食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、いわゆるITPGRが実施されているわけでございます。</p> <p>この植物遺伝資源は、何といたしましても新品種の育成材料になるということで利用するということが、食料安全保障の観点からもその保全と円滑な利用が重要であるというふうにご考慮をいたしまして、また、遺伝資源を海外に依存いたします我が国にとりましては、このITPGRという取組につきましては、透明性であるとか公平性であるとか、スムーズな遺伝資源の入手を可能にするということ、非常に有効な枠組みであるというふうにご考慮をいただいております。</p> <p>このため、ITPGRの対応につきましては、今後、関係省庁と協力した上で、前向きに是非努力をしていきたいというふうにご考慮をいただいております。」(農林水産大臣官房技術総括審議官小栗邦夫 参・環 平 22.11.11)との答弁がある。締約国数：128 (2013.1.8 確認)</p>
149 違法、無報告及び無規制漁業の防止、抑止及び排除のための寄港国措置条約 Agreement on Port State Measures to prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing	2009.11.22 (ローマ) 未発効		<p>漁船が寄港する国の措置によって違法漁業を取り締まり、海洋資源と生態系の保全をはかる。2012年7月11日、郡司農林水産大臣が、マリア・ダマナキ欧州委員(海事・漁業担当大臣)と会談、「違法、無報告及び無規制(IUU)漁業問題への取組みに関する共同声明」に署名。この声明文には「世界的及び地域的な寄港国措置の採択と実施を促進」が含まれている。署名国数：23、批准国数：2 (2013.1.8 確認)</p>

#### 5. 国際民間航空機関 (ICAO) 作成条約

本文と批准状況は国際民間航空機関のウェブサイトを確認することができる。

<http://www.icao.int/Secretariat/Legal/Pages/TreatyCollection.aspx> (2012.12.21 最終アクセス)

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
150 航空機に対する権利の国際的承認に関する条約 (ジュネーブ条約) Convention on the International Recognition of Rights in Aircraft.	1948.6.19 作成 (ジュネーブ) 1953.9.17 発効	310 UNTS 151	<p>締約国が航空機の所有権、取得権、抵当権、賃借権などの設定についての登記を維持すること、航空機の救難費用及び維持費にかかる債権について航空機に対する先取特権を認めること等を定める。締約国数：89 (2012.12.21 現在)</p>

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
151 不法妨害の場合の航空機による第三者損害の補償に関する条約 Convention on Compensation for Damage to Third Parties, Resulting from Acts of Unlawful Interference Involving Aircraft	2009.5.2 作成 (モントリオール) 未発効	ICAO Doc 9920	不法妨害行為の結果、飛行中の航空機によって第三者に対して生じた損害の補償について規定する。署名国数：9、批准国数：1 (2012.12.22 確認)
152 航空機による第三者損害の補償に関する条約 Convention on Compensation for Damage Caused by Aircraft to Third Parties (THE GENERAL RISKS CONVENTION)	2009.5.2 作成 (モントリオール) 未発効	ICAO Doc 9919	不法妨害行為以外の結果、飛行中の航空機によって第三者に生じた損害の補償について規定する。署名国数：11、批准国数：1 (2012.12.21 確認)
153 国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約 Convention on the Suppression of Unlawful Acts relating to International Civil Aviation	2010.9.10 作成 (北京) 未発効		「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」(モントリオール条約)に条約上の犯罪を追加し、最近のテロ防止関連条約に共通に取り入れられている規定を導入する新条約。署名国数：24、批准国数：3 (2012.12.21 確認)
154 航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書 Protocol Supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft	2010.9.10 作成 (北京) 未発効		「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」(ヘーグ条約)に条約上の犯罪を追加し、最近のテロ防止関連条約に共通に取り入れられている規定を導入する同条約の改正議定書。署名国数：26、批准国数：2 (2012.12.21 確認)

## 6. 国際海事機関 (IMO) 寄託条約

一部の条約の本文と批准状況は国際海事機関のウェブサイトを確認することができる。  
<http://www.imo.org/About/Conventions/Pages/Home.aspx> (2013.1.22 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
155a 特殊商業客船協定 Special Trade Passenger Ships Agreement.(STP 1971)	1971.10.6 作成 (ロンドン) 1974.1.2 発効	Cmnd 7761	インド洋等を航行区域とする国際航路の大型客船についてこの条約の基準を充たさなければならないことを定める。締約国数：17 (2012.12.21 確認)
155b 特殊商業客船の空間の必要条件に関する議定書 Protocol on Space Requirements for Special Trade Passenger Ships. (SPACE STP 1973)	1973.7.13 作成 (ロンドン) 1977.6.2 発効	Cmnd 7761	締約国は上記条約 (項番 155a) が定める大型客船の設備のスペースの要件について、この議定書が定める基準を国内法化する義務を負うことを定める。締約国数：16 (2012.12.21 確認)
156 核物質の海上運送の分野における民事責任に関する条約 (ブリュッセル核物質海上運送条約) Convention Relating to Civil Liability in the Field of Maritime Carriage of Nuclear Materials. (NUCLEAR 1971)	1971.12.17 作成 (ブリュッセル) 1975.7.15 発効	Cmnd 5094 邦訳：原子力	パリ条約 (項番 181a) やウィーン条約 (項番 182a) に基づいて原子力施設の運行者が責任を負う場合は、海上運送法に基づく責任を負う者はその責任を免除されることを定める。締約国数：17 (2012.12.21 確認)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
157 油以外の物質による汚染の場合の公海上の措置に関する議定書 Protocol Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Pollution by Substances other Than Oil. (INTERVENTION PROT 1973)	1973.11.2 作成 (ロンドン) 1983.3.30 発効	Cmnd 8924 邦訳：環境関連、 地球環境 (抄)、 解説条約集 (抄)	締約国が油以外のこの議定書が指定する物質による、公海上での沿岸への重大な差し迫った危険を防止あるいは緩和する措置をとることを定める。 締約国数：54 (2012.12.21 確認)
158a 乗客及びその手荷物の海上運送に関するアテネ条約 Athens Convention Relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea. (PAL 1974)	1974.12.13 作成 (アテネ) 1987.4.28 発効	Cmnd 6326 邦訳：ジュリ 608 (抄)	運送中の乗客の死傷、その荷物の損害について運送人の過失責任、衝突、座礁等の場合を除き被害者の挙証責任、責任の限度額を定める。万国海法会作成の1961年、1967年の条約に代わるもの。◆未批准の理由：「御指摘のありました船舶の旅客及びその手荷物の運送に伴う事故に関しまして運送人の責任制限制度を定めますアテネ条約につきましては一九七四年に採択されたものでございます。その後、この条約を改正する議定書が一九七六年、一九九〇年、そして二〇〇二年にそれぞれ作成されておりまして、御指摘のように、責任限度額の改正が行われてきております。一九九〇年に改正されるまで、このアテネ条約におきましては、旅客の死傷に係る債権を一定限度に設定しておりました。我が国は、そのような債権については上限を設けるべきではないという立場から、この条約の締結を見合わせてきたわけでございます。その後、二〇〇二年の改正によって、この条約の定める制限額を下回らない限り自国の法令によって責任制度を定めることができるという旨の規定が導入されたことを踏まえまして、現在、この条約を締結する意義につきまして改めて検討しているところでございます。」(神余隆博外務大臣官房国際社会協力部長 参・外 平 17.6.14) との国会答弁がある。 締約国数：35 (2012.12.21 確認)
158b 乗客及びその手荷物の海上運送に関するアテネ条約の1976年議定書 Protocol of 1976 to the Athens Convention Relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea. (PAL PROT 1976)	1976.11.19 作成 (ロンドン) 1989.4.30 発効	Cmnd 6765	上記のアテネ条約 (項番 158a) の議定書。損害額の単位をフランから国際通貨基金引出権 (SDR) に改める。◆未批准の理由：上記条約 (項番 158a) を参照。 締約国数：26 (2012.12.21 確認)
158c 乗客及びその手荷物の海上運送に関するアテネ条約の1990年議定書 Protocol of 1990 to amend the Athens Convention Relating to the Carriage of Passengers and Their Luggage by Sea. (PAL PROT 1990)	1990.3.29 作成 (ロンドン) 未発効		上記のアテネ条約 (項番 158a) の議定書。賠償限度額を乗客の死傷の場合は一人につき 46,666SDR から 175,000SDR へ、手荷物の損壊、喪失の場合は 833SDR から 1,800SDR に引き上げること等を規定する。◆未批准の理由：上記条約 (項番 158a) を参照。 批准国数：6 (2012.12.21 確認)
158d 乗客及びその手荷物の海上運送に関するアテネ条約の2002年議定書 Protocol of 2002 to Amend the Athens Convention Relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea. (PAL PROT 2002)	2002.11.1 採択 (ロンドン) 未発効		上記のアテネ条約 (項番 158a) の議定書。運送人の賠償限度額の大幅引上げ、強制保険の導入、被害者の保険者への直接請求の認容、責任原則の修正等を規定する。未発効の原因として、議定書が定める金銭的補償の実効性 (テロ問題及び保険総額の問題) が指摘されており、IMO 第 92 回法律委員会で議論が行われている。(『せんきょう』2006年11月号 pp.8-9) ◆未批准の理由：上記条約 (項番 158a) を参照。 批准国数：9 (2012.12.21 確認)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
159 海難救助に関する国際条約 International Convention on Salvage. (SALVAGE 1989)	1989.4.28 作成 (ロンドン) 1996.7.14 発効	邦訳: 損保研究 51 (4) [原文共]	1910年海難救助条約(日本批准済み大正3年2月10日条約第2号)の改正条約。救難者に環境損害の防止軽減に注意義務を課し、救助すべき財産の範囲を拡大する。また、環境損害防止を奨励するためにそれが報酬にはねかえるように定める。締約国数: 62 (2012.12.21 確認)
160a 危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約 International Convention on Liability and Compensation for Damage in connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea. (HNS 1996)	1996.5.3 作成 (ロンドン) 未発効	35 ILM 1406 邦訳: 最新油濁 (仮訳) [原文共]	危険物質、有害物質の海上輸送に係わる損害について船舶の所有者の責任の内容を定める。また、補償のための国際基金の設置を定める。◆未批准の理由: 「実務的にはありとあらゆる有害物質ということで、何千種類のものが対象になるわけです。そういう実績によってお金を負担するとか、あるいは発効要件が定められているものですから、そういう実務的な調査をする必要があります。それからもう一つは、やはりEUが中心となってつくられた条約でございますのでEUの動向を見ながら私どもとしても歩調を合わせて発効に向けて努力をしたい」(岩田貞男運輸省海上交通局長 参・運 平 8.6.13)、「被害者に対して十分な補償が行われない場合に追加的な補償を行うということを目的にした基金が設けられるということになっておりますけれども、その基金に拠出を行うこととなるこの関係者の間でこの条約を締結することにつきまして十分な支持が得られておりません。」(神余隆博外務大臣官房国際社会協力部長 参・外 平 17.6.14)との国会答弁がある。なお、1. 受取人の定義、2. LNG(液化天然ガス)会計への年次拠出、3. 拠出貨物の未報告(未報告国を補償の対象とするか否か)が、各国の条約批准の妨げとなっていると指摘されており、国際油濁補償基金(IOPC基金)の第40回理事会、第13回総会や、IMO第94回法律委員会で、議論が行われている。(『せんきょう』2008年4月号 pp.16-17、同7月号 pp.17-18、同11月号 pp.11-12) 批准国数: 14 (2012.12.21 確認)
160b 1996年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約の2010年の議定書 Protocol of 2010 to Amend the International Convention on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea, 1996 (HNS PROT 2010)	2010.4.30 採択 (ロンドン) 未発効	邦訳: 船舶油濁(項番160aと160bの統合条約文仮訳) [原文共]	1996年に採択されたHNS条約(日本未批准)の締結が進まないことから、条約締結の障害を取り除き条約発効を促進するための改正議定書。改正議定書の締約国は、同議定書によって改定された内容のHNS条約(2010年HNS条約)に拘束されることになる。 主な改正点は、梱包HNS貨物の取扱い、LNG会計への拠出者、拠出貨物量の未報告問題等。 署名国数: 8 (2012.12.21 現在)
161 2001年のバンカー油による汚染損害に対する責任及び補償に関する国際条約 International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001. (BUNKER 2001)	2001.3.23 作成 (ロンドン) 2008.11.21 発効	Cm 6693 邦訳: 船舶油濁(仮訳) [原文共]	バンカー油(燃料油)による汚染損害について、船主の無過失責任、登録船主の責任保険への加入証明書の船舶への備付義務、被害者の責任保険保険者への直接損害賠償の請求等を定める。締約国数: 65 (2012.12.21 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
162 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments. (BWM 2004)	2004.2.13 採択 (ロンドン) 未発効	邦訳：バラスト水 [英和対訳] 日本船用品検定協会ウェブサイト に仮訳有 ( <a href="http://www.hakuyohin.or.jp/">http://www.hakuyohin.or.jp/</a> )	船舶の安全航行のために積載するバラスト水（海水）及び沈殿物の規制及び管理を通じて、バラスト水に含まれる有害な水生生物及び病原体の、排出先への移動による環境、人の健康、財産、資源への危険を防ぐことを目的とする。 批准国数：36 (2012.12.21 確認)
163 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（海洋航行不法行為防止条約 [SUA 条約]）の改正議定書 Protocol of 2005 to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation. (SUA 2005)	2005.10.14 採択 (ロンドン) 2010.7.28 発効		「海洋航行不法行為防止条約」の改正議定書。船舶を使用した不法行為（テロ行為）や大量破壊兵器等の輸送行為等を防止・抑止するための規定を新たに加える。 締結国数：23 (2012.12.21 確認)
164 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（プラットフォーム議定書）の改正議定書 Protocol of 2005 to the Protocol for the Suppression of Unlawful Acts Against the Safety of Fixed Platforms Located on the Continental Shelf. (SUA PROT 2005)	2005.10.14 採択 (ロンドン) 2010.7.28 発効		「プラットフォーム議定書」の改正議定書。大陸棚の固定プラットフォームを使用した不法行為（テロ行為）等を防止・抑止するための規定を新たに加える。 締結国数：19 (2012.12.21 確認)
165 海難残骸物の除去に関する国際条約（海難残骸物除去条約） Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks. (NAIROBI WRC 2007)	2007.5.18 採択 (ナイロビ) 未発効	46 ILM 697 邦訳：海法復刊 51、 海上防災 135（仮訳）、 船舶油濁（仮訳） [原文共]	航行や海洋環境に危険を生じる海難残骸物を迅速かつ効果的に除去するために、沿岸国のとり得る措置や船舶所有者の除去費用等の負担と保険加入の強制などを定めたもの。 署名国数：6、批准国数：6 (2012.12.21 確認)
166 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（シップリサイクル条約） Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (HONG KONG CONVENTION)	2009.5.15 採択 (香港) 未発効	E u r o p e a n C o m m i s s i o n のウェブサイト に原文有 ( <a href="http://ec.europa.eu/environment/waste/ships/pdf/Convention.pdf">http://ec.europa.eu/environment/waste/ships/pdf/Convention.pdf</a> ) 国土交通省ウェブサイト に原文・仮訳有 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/index.html">http://www.mlit.go.jp/index.html</a> )	船舶のリサイクルの際の労働災害や環境汚染を最小限にするための条約。 ◆批准を検討中：「二〇〇九年五月に、シップリサイクル香港条約、正式名称はちょっと長いのですが、これは仮称でございますけれども、船舶を安全かつ環境上適正にリサイクルするための国際条約が採択されております。この採択を受けまして、今、特に日本が中心になりましてガイドラインを作成しているところでございます。これはもちろん日本だけじゃありませんが、日本が中心になっているということでございます。こうしたガイドラインをつくりまして、できれば早目にこれをつくって、そして条約を各国で批准していただき、発効させたいというところでございます。そういう取り組みを日本は今しております。」(市村浩一郎国土交通大臣政務官 衆・予七 平 23.2.25) 署名国数：5 (2012.12.21 確認)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
167 1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1933年のトレモリノス議定書の規定の実施に係る2012年のケープタウン協定 Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the 1993 Protocol relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977.	2013.2.11 署名開放 (ケープタウン) 未発効		1977年のトレモリノス条約、これを全面改正した1993年のトレモリノス条約議定書を見なおした協定。24 m以上の漁船が適用対象であるが、欧州に比べて容積の小さい船の多いアジア諸国の批准を促すため、長さをトン数に読み替える規定などを導入した。

## 7. 国際移動通信衛星機構 (IMSO) 寄託条約

本文と批准状況は、国際移動通信衛星機構のウェブサイトで確認することができる。

<http://www.imso.org/> (2012.12.26 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
168 国際移動通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書 Protocol on the Privileges and Immunities of the International Mobile Satellite Organization.	1981.12.1 作成 (ロンドン) 1983.7.30 発効	1328 UNTS 149	国際海事衛星機構(1994年、国際移動通信衛星機構に名称変更)及びその職員の裁判や税からの免除等の特権を定める。1999年4月15日に改正された。改正後の条約名は、Revised Protocol on the Privileges and Immunities of the International Mobile Satellite Organization。(国際移動通信衛星機構の特権及び免除に関する改正議定書)。締約国数：45 (2012.9.30 現在)
169 領海及び港湾におけるインマルサット船舶地球局の使用に関する国際協定 International Agreement on the Use of INMARSAT Ship Earth Stations within the Territorial Sea and Ports. (SES Agreement)	1985.10.16 作成 (ロンドン) 1993.9.12 発効	1748 UNTS 29	インマルサットのシステムに属する他の締約国籍船の地球局が、自国の港湾や領海で活動することの許可について定める。締約国数：48 (2010.7.2 現在)
170 国際移動通信衛星機構に関する条約の第20回総会で採択された改正 Amendments to the Convention on the International Mobile Satellite Organization Adopted at the Twentieth Session of the Assembly.	2008.10.2 作成 ロンドン 未発効		1998年までの改正は批准済み。この改正は、IMSOが、GMDSS(世界的な海上遭難安全通信システム)サービスに新規参入した事業者の監督、LRIT(船舶長距離識別追跡)の監督を行うことを定める。批准国数：10 (2012.9.30 現在)

## 8. 世界知的所有権機関（WIPO）管理条約

本文と批准状況は、世界知的所有権機関のウェブサイトを確認することができる。

<http://www.wipo.int/treaties/en/>（2013.1.22 最終アクセス）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
171 意匠の国際登録に関するヘーグ協定 Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs.	1925.11.6 作成 (ハーグ) 1928.6.1 発効	205 LNTS 179 邦訳：知的財産 第3巻 [原文共]	工業所有権の保護に関するパリ条約第19条（日本批准済み昭和50年3月6日条約第2号）の特別取極。意匠の保護のための国際寄託の制度に関する協定。現在3つのアクト（「1934年ロンドン・アクト（現在凍結）」、「1960年ヘーグ・アクト（日・米・韓は現行国内制度で対応できず）」及び「1999年ジュネーブ・アクト」）が併存している。ジュネーブアクトは、実態審査国の加盟促進を目的として、1999年改正、2003年に発効した改正協定である。◆ジュネーブアクトの批准検討中：産業構造審議会意匠制度小委員会（平24.1）では、法制面等の課題を解決していくことを前提に、ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた検討を進めていくことが確認された。締約国数：60（2013.1.22 確認）
172 原産地名称の保護等に関するリスボン条約 Lisbon Agreement for the Protection of Appellations of Origin and their International Registration.	1958.10.31 作成 (リスボン) 1966.9.25 発効	JO 17 août 1975 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文共]	パリ条約第19条（同上）の特別取極。生産物の特質が専ら地理的環境に由来しているような生産物を指称するために用いられる原産地名称を登録、保護する制度を創設する。締約国数：27（2013.1.22 確認）
173 意匠の国際分類を制定するロカルノ協定 Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs.	1968.10.8 作成 (ロカルノ) 1971.4.27 発効	BGBI 1990 II 1677 邦訳：工業所有権	パリ条約第19条（同上）の特別取極。意匠のための国際分類表を制定する。1979年に改正された。◆批准検討中：産業構造審議会意匠制度小委員会（平24.1）において、2012年度に加盟を目指して検討を進め、結論を得ることとされた。締約国数：52（2013.1.22 確認）
174 標章の図形要素の国際分類を制定するウィーン協定 Vienna Agreement Establishing an International Classification of the Figurative Elements of Marks.	1973.6.12 作成 (ウィーン) 1985.8.9 発効	IP Sep.1973	標章が文字ではなく図形で構成されているもののために、図形要素のための共通の分類を定める。締約国数：31（2013.1.22 確認）
175 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約 Convention Relating to the Distribution of Programme-carrying Signals Transmitted by Satellite.	1974.5.21 作成 (ブラッセル) 1979.8.25 発効	1144 UNTS 3 邦訳：著作権、 知的所有権	締約国が、衛星により送信される番組伝送信号をその信号の送り先ではない伝達機関が自国に、または自国から伝達することを阻止するための措置を講じることを定める。締約国数：35（2013.1.22 確認）
176 オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約 Nairobi Treaty on the Protection of the Olympic Symbol.	1981.9.26 作成 (ナイロビ) 1982.9.25 発効	IP Dec.1981 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文共]	締約国はオリンピックの五輪のシンボルマークを許可なく含んでいるマークの登録を拒否すること、商業目的での使用を禁じるための適切な措置をとることなどを定める。締約国数：50（2013.1.22 確認）
177 集積回路に係る知的所有権に関するワシントン条約 Washington Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits.	1989.5.26 作成 (ワシントン) 未発効	Copyright, Jun.1989 邦訳：外国176、 回路 昭64/平元	集積回路の回路配置を登録により保護し、許可なき複製を禁じる。ただし、締約国の国家的な必要のために、著作権者の任意のない利用を認めることを定める。署名国数：7、批准国数：3（2013.1.22 確認）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
178 特許法条約 Patent Law Treaty.	2000.6.1 作成 (ジュネーブ) 2005.4.28 発効	39 ILM 1047 特許庁ウェブサイト に原文・邦訳有 ( <a href="http://www.jpo.go.jp/">http://www.jpo.go.jp/</a> )	各国で異なる国内手続を統一化、簡素化し、出願人の負担を軽減することを目的とする条約。 ◆未批准の理由：「今後、例えばPLTという特許法条約で各国の申請手続の統一化、簡素化を目的とした条約を批准するというようなこと、あるいは特許庁における新しいシステムの整備ということを進めているものでございますから、その中でこれをも実現していきたいというふうに考えております。」(肥塚雅博特許庁長官 参・経産 平 20.4.10) との国会答弁がある。締約国数：32 (2013.1.22 確認)
179 商標法に関するシンガポール条約 Singapore Treaty on the Law of Trademarks.	2006.3.27 採択 (シンガポール) 2009.3.16 発効	特許庁ウェブサイト に仮訳有 ( <a href="http://www.jpo.go.jp/indexj.htm">http://www.jpo.go.jp/indexj.htm</a> )	商標法条約の内容に、出願手法の多様化対応(書面に加え電子的手段も)や、商標出願手続の簡素化(商標ライセンス等の登録手続の共通化)、商標出願関連手続の期間を守れなかった場合の救済措置などを加え、商標法条約からは独立したもの。締約国数：29 (2013.1.22 確認)
180 視聴覚的実演に関する北京条約 Beijing Treaty on Audiovisual Performances	2012.6.24 作成 (北京) 未発効	文部科学省ウェブサイト に原文と参考訳 有 ( <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> )	音の実演家は、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」によって保護されており、視聴覚的実演家にも同様の著作隣接権を設定する条約。実演家の人格権を創設し、伝達権、複製権、譲渡権、商業的貸与権など実演家の財産的権利を充実させた。◆条約成立以前には、「我が方としましては、国内の実演家団体等の関係者との情報交換を緊密に行いながら、関係各国とも連携し、できる限り早期にその条約が成立するようWIPOの議論に積極的に参加していく考えでございます。」との国会答弁がある。(遠山敦子文部科学大臣 衆・文科 平 14.6.7) 署名国数：55 (2013.1.22 確認)

## 9. 国際原子力機関 (IAEA) ・ 経済協力開発機構原子力機関 (NEA) 寄託等原子力事故損害賠償関係条約

国際原子力機関 (IAEA) 寄託条約、経済協力開発機構原子力機関 (NEA) 寄託条約などを含む。

条約本文と批准状況は、IAEA 及び NEA のウェブサイトを確認できる。

<http://ola.iaea.org/ola/treaties/multi.html> (2012.11.7 最終アクセス)

<http://www.oecd-nea.org/law/legal-documents.html#decisions> (2012.11.7 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
181a 原子力エネルギーの分野における第三者責任に関する条約 (1964年改正、1982年改正) (パリ条約) Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy of 29th July 1960, as amended by the Additional Protocol of 28th January 1964 and by the Protocol of 16th November 1982	1960.7.29 作成 (条約) 1964.1.28 作成 (追加議定書) 1982.11.16 作成 (議定書) (パリ) 1988.10.7 発効	英文・邦訳：パリ条約 (2004年改正を含む)	原子力事故に対する事業者の責任(無過失責任、異常な天災・戦争による免責、1500万 SDR (特別引出権)に基づくヨーロッパ基金の計算単位)の有限責任とするなど、国家賠償で補填することなどについて規定する。◆未批准の理由：「パリ条約、ウィーン条約、そしてCSC、三つの系統が存在しますが、これらの条約については、例えば裁判管轄権の集中、拠出金の負担、国内法整備等、検討すべきさまざまな内容を含んでいるので、このような種々の論点につきまして、我が国にとってのメリット、デメリットを十分に精査、検討して対応ぶりを判断していく必要があるということで、関係省庁と今早急に検討を進めているという状況でございます。」(玄葉光一郎外務大臣 衆・外務 平 23.11.30) との国会答弁がある。締約国数：16 (2009.6.10 現在)



条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
181b パリ条約の2004年改正議定書 Protocol to Amend the Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, as Amended by the Additional Protocol of 28 January 1964 and by the Protocol of 16 November 1982.	2004.2.12 作成 (パリ) 未発効	OJ 2004, L97/55 英文・邦訳：パリ条約 (改正後の全文)	上記条約 (項番 181a) の改正議定書。損害賠償額の単位を SDR (特別引出権) から、ユーロ (Euro) に改めると共に、賠償責任限度額が7億ユーロ以上に引き上げられた。また、少額賠償措置額も低リスクの施設7000万ユーロ、輸送8000万ユーロ以上に引き上げられた。批准国数：2 (2010.11.26 現在)
181c 原子力エネルギーの分野における第三者責任に関するパリ条約を補足する条約 (ブリュッセル補足条約) Convention of 31st January 1963 Supplementary to the Paris Convention of 29th July 1960, as amended by the additional Protocol of 28th January 1964 and by the Protocol of 16th November 1982 ( @ Brussels Supplementary Convention @)	1963.1.31 作成 1964.1.28 (追加議定書) 1982.11.16 (議定書) (ブリュッセル) 1991.8.1 発効	英文・邦訳：パリ条約 (2004年改正を含む)	責任限度額を超える損害について、事故発生国及び締約国からの資金提供によって最高3億SDRまで補償、また、国内・越境損害を無差別に補償する。締約国数：12 (2012.8.30 現在)
181d ブリュッセル補足条約の2004年改正議定書 Protocol to Amend the Convention Supplementary to the Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy as Amended by the Additional Protocol of 28 January 1964 and by the Protocol of 16 November 1982.	2004.2.12 作成 (パリ) 未発効	英文・邦訳：パリ条約 (改正後の全文)	上記条約 (181c) の改正議定書。損害賠償額の単位を国際通貨引出権 (SDR) から、ユーロ (Euro) に改めると共に、賠償責任限度額が最高15億ユーロに引き上げられた。署名国数：3 (2012.8.30 現在)
182a 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage.	1963.5.21 作成 (ウィーン) 1977.11.12 発効	2 ILM 727、 Cmnd 2333 邦訳：原子力、地球環境、環境関連	原子力事故に対する事業者の責任 (無過失責任、異常な天災・戦争による免責、賠償限度額は500万USドルを下回らない額に制限するなど)、国家賠償などについて規定する。未批准の理由の理由は上記 (項番 181a) に同じ。締約国数：38 (2011.3.29 現在)
182b 紛争の義務的解決に関する原子力損害の民事責任に関するウィーン条約の選択議定書 Optional Protocol Concerning the Compulsory Settlement of Disputes to the Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage.	1963.5.21 作成 (ウィーン) 1999.5.13 発効	邦訳：環境関連	上記 (項番 182a) の選択議定書。上記条約の解釈または適用から発生する紛争について、合理的な期間内に他の解決方式が合意を得られた場合を除き、国際司法裁判所の義務的管轄に付託できることを定める。締約国数：2 (1999.4.13 現在)
182c 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書 Protocol to Amend the 1963 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage.	1997.9.12 作成 (ウィーン) 2003.10.4 発効	36 ILM 1462 原子力損害 [原文・邦訳共 (改正後の条約)]	上記 (項番 182a) の改正議定書。賠償金額 (3億SDRを下回らない額など)、法的整合性、除斥期間等について改正がなされている。締約国数：10 (2012.5.29 日現在)
183 ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書 Joint Protocol Relating to the Application of the Vienna Convention and Paris Convention.	1988.9.21 作成 (ウィーン) 1992.4.27 発効	Cm 774 邦訳：地球環境	ウィーン条約 (項番 182a)、パリ条約 (項番 181a) 加盟国を対象とした条約。ウィーン条約、パリ条約加盟国における原子力事故に対して、事故を起こした施設が存在する国が加盟している条約を適用するなどの、原子力事故時にどちらの条約を適用するかを定める。締約国数：27 (2012年8月29日現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
184 原子力損害の補完的補償に関する条約 (C S C) Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage.	1997.9.29 署名開放 (ウィーン) 未発効	36 ILM 1473 原子力損害 [原文・ 邦訳 (抄) 共]	原子力事故で発生した損害について、各国の国内法での賠償を補完する目的で作成された。賠償責任限度額 (3億 SDR を下回らない額など)、拠出金、免責事由、裁判管轄などを定める。2008年5月にアメリカが批准した。未批准の理由は上記181aに同じ。批准国数：4 (2011.9.20日現在)

## 10. その他の国際原子力機関 (IAEA) 寄託条約

条約の批准状況と本文は、国際原子力機関のウェブサイトで確認することができる。

<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Conventions/cppnm.html> (2013.1.17 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
185 核物質防護条約改正 Amendment to the Convention on Physical Protection of Nuclear Material.	2005.7.8 作成 (ウィーン) 未発効	Cm7685	日本は元の条約 (The Convention on the Physical Protection of Nuclear Material 1987.2.8 発効) は批准済み。この改正により、核物質防護条約の義務の対象が、平和目的による使用にも拡大され、核物質および原子力施設に対する妨害破壊行為も犯罪化される。条約名も「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」に。◆未批准の理由：「日本としては、テロ対策の観点から、テロ関連防止条約の一つでありますこの核物質防護条約の改正というものを早期に締結する考えでありまして、今申し上げたように、情勢が随分変わってきておるということでもありますので、この条約上の義務をいかに実施するかにつき目下検討を行っているんですが、これはたしか八十四カ国中九カ国だったかな、二〇〇七年の五月四日時点で締約国数は九カ国になっております。アルジェリア、オーストラリア、ブルガリア、クロアチア、リビア、ナイジェリア、ルーマニア、セーシェル、トルクメニスタンの九カ国であります。そういった意味で、この段階は、三分の二が批准書を寄託したという状況から三十日以内に発効することになっておりますので、現行、この条約の締約国数が百二十六カ国でありますので、八十四カ国が批准書を寄託する必要があるという意味で、今からこれはかなりの努力が必要であろうと思っております。」(麻生太郎外務大臣 衆・外務 平 19.5.18) との国会答弁がある。批准国数：61 (2012.12.12 現在)

## 11. 世界税関機構 (WCO) 寄託条約

条約の批准状況と一部の本文は、世界税関機構のウェブサイトで確認することができる。

[http://www.wcoomd.org/home\\_about\\_us\\_conventionslist.htm](http://www.wcoomd.org/home_about_us_conventionslist.htm) (2012.11.7 最終アクセス)

※正式名称は関税協力理事会 (Customs Cooperation Council) で、1994 年より WCO (World Customs Organization) をワーキングネームとして使用 (WCO のウェブサイトより)

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
186 税関犯罪の防止、調査及び抑止のための相互行政援助に関する国際条約 International Convention on Mutual Administrative Assistance for the Prevention, Investigation and Repression of Customs Offenses.	1977.6.9 作成 (ナイロビ) 1980.5.21 発効	Cmnd 9153 (Amendment : Cm904, 1660)	締約国の税関当局が、税関犯罪 (密輸、偽造証書等) の摘発のための情報交換等の相互協力することを定める。11 の付属書のうちの一つ以上について受諾すれば締約国となる。締約国数: 52 (2012.6.30 現在)
187 一時輸入に関する通関条約 (イスタンブール条約) Convention on Temporary Admission (Istanbul Convention) .	1990.6.26 採択 (イスタンブール) 1993.11.27 発効		「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA 条約)」を含む既存の一時輸入に関する条約を統合した条約。簡略化した通関手続きと標準化された通関手帳を定める。締約国数: 64 (2012.6.30 現在)
188 税関相互行政支援条約 (ヨハネスブルグ条約) International Convention on Mutual Administrative Assistance in Customs Matters (Johannesburg Convention) .	2003.6.27 採択 (ブリュッセル) 未発効		関税法の適切な運用、関税法違反の防止・調査のため、各国の国内法の範囲内において、輸出価格情報の提供、税関データの事前送付、越境協力、中央自動情報システム等の行政支援を相互に供与できるように定める。締約国数: 3 (2008.6.30 現在)

## 12. 私法統一国際会議 (UNIDROIT) 起草条約

本文と批准状況は私法統一国際会議のウェブサイトで確認することができる。

本文: <http://www.unidroit.org/english/conventions/c-main.htm> (2012.10.24 最終アクセス)

批准状況: <http://www.unidroit.org/english/implement/i-main.htm> (同上)

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
189 旅行斡旋契約に関する国際協定 International Convention on the Travel Contracts.	1970.4.23 作成 (ブリュッセル) 1976.2.21 発効	9 ILM 699	運送やその他のサービスをあわせて、すべてを込みの値段で結ぶ契約と個別のサービスに対する単価を定める契約に分けて、旅行斡旋契約の成立、解除の要件などを規定する。締約国数: 8 (2009.7.16 現在)
190 国際的遺言の方式についての統一法に関する条約 Convention Providing a Uniform Law on the Form of an International Will.	1973.10.26 作成 (ワシントン) 1978.2.9 発効	12 ILM 1302, Cmnd 5950	二人の証人と公証人の前で文書で行うなど、国際遺言の形式についての統一法を定める。締約国数: 12 (1994.8.15 現在)
191 国際動産売買における代理に関する条約 Convention on Agency in the International Sale of Goods.	1983.2.17 作成 (ジュネーブ) 未発効	22 ILM 249	この条約は、代理についての統一法であり、被代理人と第三者が異なる国にいて、締約国に代理人の営業所があるか、または、国際私法の原則により締約国の法律が準拠法となる場合に適用になる。批准国数: 5 (1994.2.2 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
192 国際ファクタリングに関する条約 Undroit Convention on International Factoring.	1988.5.28 作成 (オタワ) 1995.5.1 発効	27 ILM 943、 Cmnd 1487 邦訳：NBL408	ファクタリングの統一法である。ファクタリングとは、ファクタリング業者がその顧客の売り掛け債権を買取ることで、顧客に資金を供与し、債務者から債権を管理・回収する取引行為のことをいう。この条約は、消費者への売買債権に基づくファクタリングには適用されない。 締約国数：7 (2006.12.5 現在)
193 国際ファイナンス・リースに関する条約 Undroit Convention on International Financial Leasing.	1988.5.28 作成 (オタワ) 1995.5.1 発効	22 ILM 249 邦訳：NBL407、 Lease18(1)	この条約は、消費者リースを除くリース契約に適用になる。リースの統一法を定めるが、リース借主と物件売主に直接の法的関係を認めるなど、わが国の裁判実務以上の借主の保護を認めていることが、わが国の批准を左右するポイントとなるという（加藤雅信外交会議日本代表代理「国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約とリース理論」『私法』52号 [1990年] p.189）。 締約国数：10 (2006.12.5 現在)
194 盗取され又は不法に輸出された文化財に関する条約 Undroit Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects.	1995.6.24 作成 (ローマ) 1998.7.1 発効	34 ILM 1322 邦訳：民月 51 (4) (抄)	盗掘などにより盗取された文化財の所持者に返還を義務づけ、また、不法に輸出された文化財について、締約国が他の締約国の裁判所等に返還命令を求めることができること等を定める。◆未批准の理由：「これは盗取された文化財及び締約国の法令に違反してその領域から移動させられた文化財の返還請求に関しまして、司法上の問題を統一的に解決することを目的としたものでございますけれども、これにつきましては、私どもは二つの点で大きな問題があるというふうに考えております。一つは、対象となる文化財の範囲が非常にあいまいであるという点でございます。それからもう一つは、原保有国の返還請求権の権利行使の期間が非常に長いわけでございます。五十年でございますけれども、盗難のときから五十年でございますが、このように長い期間返還請求権を認めますと、善意取得者の法的な立場が長期間不安定になるというような問題があるというふうにも思っています。したがって、ただいまお諮りしている条約（註：文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約）の方をこのUNIDROIT条約に先んじまして検討してきたという状況がございます。今度、この条約、今お諮りしている条約の国内担保措置としまして、現行民法で認められております善意取得者に対する回復請求権を十年に延長することといたしましたけれども、そのような絡みで、本条約を実施していく中でUNIDROIT条約については今後慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。」（横田淳外務大臣官房文化交流部長 参・外 平 14.6.11）との国会答弁がある。 締約国数：33 (2012.6.14 現在)
195a 可動物件の国際的権益に関する条約 The Convention on International Interests in Mobile Equipment.	2001.11.16 作成 (ケープタウン) 2006.3.1 発効	邦訳：国商 30(7) - 31(2)	国際間を移動する高額な物件（可動物件）のファイナンスに関し、国内法とは異なる国際担保権を創設するための条約。可動物件全体に適用される総則的規定からなる本条約と、個々の可動物件についての特別を定める議定書があり、両者が批准され発効すると当該可動物件が適用対象となる。個々の可動物件として航空機（項番 195b）、鉄道車両（項番 195c）、宇宙資産（項番 195d）に関する議定書がある。 締約国数：54 (2012.12.21 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
195b 可動物件の国際的権益に関する条約に付属する航空機物件に特有の事項に関する議定書 Protocol to the Convention on International Interests in Mobile Equipment on Matters Specific to Aircraft Equipment.	2001.11.16 採択 (ケープタウン) 2006.3.1 発効	邦訳：国商 31 (10)-32 (6) [原文共]	可動物件の国際的権益に関する条約（項番 195a）に付属する個々の可動物件についての特則を定める議定書のうち、航空機物件に特有の事項に関する議定書。締約国数：48（2012.12.21 現在）
195c 可動物件の国際的権益に関する条約に付属する鉄道車輛に特有の事項に関するルクセンブルク議定書 Luxembourg Protocol to the Convention on International Interests in Mobile Equipment on Matters Specific to Railway Rolling Stock.	2007.2.23 採択 (ルクセンブルク) 未発効	46 ILM 662	可動物件の国際的権益に関する条約（項番 195a）に付属する個々の可動物件についての特則を定める議定書のうち、鉄道車輛に特有の事項に関する議定書。批准国数：4（2012.1.31 現在）
195d 可動物件の国際的権益に関する条約に付属する宇宙資産に特有の事項に関する議定書 Undroit Protocol to the Convention on International Interests in Mobile Equipment on Matters Specific to Space Assets	2012.3.9 (ベルリン) 未発効	邦訳：上智 47 (3) (仮訳)	可動物件の国際的権益に関する条約（項番 195a）に付属する個々の可動物件についての特則を定める議定書のうち、宇宙資産に特有の事項に関する議定書。署名国数 4（2012.11.21 現在）

### 13. ハーグ国際私法会議採択条約 [オランダ政府に寄託]

一部の条約の本文と批准状況はハーグ国際私法会議のウェブサイトを確認することができる。  
[http://hcch.e-vision.nl/index\\_en.php?act=conventions.listing](http://hcch.e-vision.nl/index_en.php?act=conventions.listing) (2013.1.22 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
196 振替証券のための実質法に関するユニドロア条約 Undroit Convention on Substantive Rules for Intermediated Securities	2009.10.9 (ジュネーブ) 未発効	英文：東大ローレ ビュー 5	間接保有状態で行われる投資有価証券の保有及び譲渡・担保取引等について、各国私法の調整をはかることを目的とする。署名国数 1（2009.10.9 現在）
197 子に対する扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約 Convention concernant la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière d'obligations alimentaires envers les enfants. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention Concerning the Recognition and Enforcement of Decisions Relating to Maintenance Obligations towards Children.)	1958.4.15 作成 (ハーグ) 1962.1.1 発効	539 UNTS 28 邦訳：民月 41 (5)、 国私条約集	21 歳未満の子の扶養請求権についてなされた判決は、その国に管轄権があり、また被告に送達がなされ、既判力がある等の要件を充たせば、他の締約国で再審査なしに執行されること等を定める。締約国数：20（2013.1.22 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
198 未成年者の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約 Convention concernant la compétence des autorités et la loi applicable en matière de protection des mineurs. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention Concerning the Powers of Authorities and the Law Applicable in Respect of the Protection of Infants.)	1961.10.5 作成 (ハーグ) 1969.2.4 発効	658 UNTS 143 邦訳：民月 22 (9)	未成年者の身分上及び財産上の保護は、原則として未成年者の常住所の国の司法及び行政官憲に管轄権があること等を定める。 締約国数：14 (2012.12.3 現在)
199 外国における民事または商事に関する証拠の収集に関する条約 Convention on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters.	1970.3.18 作成 (ハーグ) 1972.10.7 発効	847 UNTS 231、 8 ILM 37 邦訳：国商 14 (6)	締約国の司法当局は、他の締約国に対しその国の法に従って、要求状により民事に関する証拠の収集やその他の司法行為を要求することができ、締約国はそのための機関を設立すること等を定める。 締約国数：57 (2012.8.28 現在)
200 離婚及び別居の承認に関する条約 Convention on the Recognition of Divorces and Legal Separations.	1970.6.1 作成 (ハーグ) 1975.8.24 発効	Cmnd 6248 邦訳：民月 41 (5) (抄)	離婚及び別居は原則として、申立人、相手方または夫婦の双方が常住所または国籍を有した場合などに、その国の判決が他のいずれの国においても承認されること等を定める。 締約国数：19 (2012.4.19 現在)
201 民事及び商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約並びに追加議定書 Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters, and Supplementary Protocol.	1971.2.1 作成 (ハーグ) 1979.8.20 発効	RCH 邦訳：民月 22 (9) (抄)	権利能力、家族法、法人の存否等を除く民事の判決は、その裁判所が管轄権を有し、その発生国で控訴の余地がもはやなければ、他の締約国の裁判所で承認、執行されることを定める。 締約国数：条約は 5 (2010.11.5 現在)、追加議定書は 4 (2012.12.26 現在)
202 交通事故についての準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Traffic Accidents.	1971.5.4 作成 (ハーグ) 1975.6.3 発効	JO 3 jul.1975 p.6726	交通事故の場合、原則として事故地の法律が準拠法になる。被害者が事故発生国に常住所を有しない同乗者の場合や自動車登録国に常住所を有する場合は、自動車登録国の法によることを定める。 締約国数：21 (2012.12.3 現在)
203 扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約 Convention on the Recognition and Enforcement of Decisions Relating to Maintenance Obligations.	1973.10.2 作成 (ハーグ) 1976.8.1 発効	Cmnd 7939 1021 UNTS 209 邦訳：民月 41 (5) (抄)、 法曹 25 (1) (仮訳)	扶養義務者または権利者が常住所を有するか、そのいずれもがその国籍を有する等でその国に管轄権がある場合、その裁判は他の締約国において承認され、執行されなければならないこと等を定める。 締約国数：24 (2013.1.7 現在)
204 製造物責任の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Products Liability.	1973.10.2 作成 (ハーグ) 1977.10.1 発効	JO 3 nov.1977 p.5305 1056 UNTS 187 邦訳：国商 2 (2)、 法曹 25 (1) (仮訳)	工業生産物のみならず、農水産物など広く生産物から生じた損害に適用される。被害発生地、被害者の住所、製造地、購入地が異なる国の場合の準拠法を定める。主として被害者の常住所または損害発生地の法を準拠法とする。 締約国数：11 (2012.12.3 現在)
205 遺産の国際的管理に関する条約 Convention Concerning the International Administration of the Estates of Deceased Persons.	1973.10.2 作成 (ハーグ) 1993.7.1 発効	RCH、Cmnd 5225 1856 UNTS 5 邦訳：法曹 25 (1) (仮訳)	締約国は正当な権限のある遺産管理人に付与する国際証明書の制度を設ける。その証明書は被相続人の常住所の国の権限ある当局が発行すること等を定める。 締約国数：3 (2010.2.15 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
206 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction.	1980.10.25 署名 (ハーグ) 1983.12.1 発効	Cm 33、19 ILM 1501 邦訳：条約 180-7	締約国は、一方の親が他方の親の親権を侵害して子を国境を越えて不法に連れ去った場合に、子をその通常居住する国に即時返還するための措置をとることを定める。「未成年の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約」(項番 198)をさらに発展させたものである。第 180 国会に提出されたが、2012 年 11 月の衆議院解散により廃案。 締約国数：89 (2012.12.14 現在)
207 外国において裁判を容易にするための条約 Convention on International Access to Justice.	1980.10.25 作成 (ハーグ) 1988.5.1 発効	19 ILM 1505	締約国の国民または常居所者は、いずれの締約国でもその国民や常居所者と同じ条件で裁判援助を受けることができること、締約国はそれを管轄する官署を設置すること等を定める。 締約国数：26 (2012.3.27 現在)
208 信託の準拠法及びその承認に関する条約 Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition.	1985.7.1 作成 (ハーグ) 1992.1.1 発効	23 ILM 1389 邦訳：民月 39 (12)、 信託法 12	信託の準拠法は、信託者の書面による選択により、選択がない場合には信託の管理地、信託財産の所在地などの密接な関連地の国の法とすること等を定める。 締約国数：12 (2010.8.17 現在)
209 国際動産売買契約の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Contracts for the International Sale of Goods.	1986.12.22 作成 (ハーグ) 未発効	24 ILM 1573 邦訳：民月 41 (1)	当事者間に準拠法の合意がない場合は、売主が注文受領時に常居所を有する国の法によること等を定めた 1955 年の条約 (Convention sur la loi applicable aux ventes à caractère international d'objets mobiliers corporels、1964.9.1 発効) に代わるもので、国際物品売買契約に関する国際連合条約 (日本批准済み平成 20 年 7 月 7 日条約第 8 号) の実体規定を補う条約。売買契約には当事者が合意により選択した国の法が適用になり、当事者の選択がない場合は、原則として契約時の売主の営業者の所在地国の法が適用になることなどを定める。 署名国数：4、批准国数：2 (2007.12.11 現在)
210 国際的養子縁組に関する保護及び協力に関する条約 Convention on Protection of Children and Co-operation in Respect of Intercountry Adoption.	1993.5.29 作成 (ハーグ) 1995.5.1 発効	32 ILM 1134 邦訳：民月 48 (11)	国際的養子縁組に際し、養子の送出国・受入国の当局が実施しなければならない事項、当局間の情報の交換等を定める。◆未批准の理由：「例えばこの条約の中で、国家間にまたがる養子縁組を行うに当たりましては、子の出身国の権限のある当局が縁組が子の最善の利益に合致する旨の決定を行う等、そういった措置がある、もちろんこれは送り出す側の方でございます。そして、受け入れる側もどういう形で具体的な養子縁組の実施を進めていくかということについて、送り出す国と受け入れる側との当局間の合意が必要であるというふうなことも規定されてございます。これは、これまで我が国においてはなかなかこういった制度はございませんでした。... (中略) ... 我が国の制度に照らしてどういった問題点があるかにつきましては、今後さらに検討を進めていく必要があるかと思っております。」(門司健次郎外務省大臣官房審議官 衆・外務 平 16.6.9) との国会答弁がある。 締約国数：89 (2012.7.3 現在)
211 親責任及び子の保護措置に関する管轄、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約 Convention on Jurisdiction, Applicable Law, Recognition, Enforcement and Co-operation in Respect of Parental Responsibility and Measures for the Protection of Children.	1996.10.19 作成 (ハーグ) 2002.1.1 発効	35 ILM 1391 邦訳：民月 52 (6)	子どもの居住する国、難民である子どもについては亡命先の国の当局が、その子どもの人格及び財産を保護するための措置をとる管轄権を有すること等を定める。 締約国数：39 (2012.12.3 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
212 成年者の国際的保護に関する条約 Convention on the International Protection of Adults.	2000.1.13 作成 (ハーグ) 2009. 1.1 発効	39 ILM 7 邦訳：民月 55 (11)	人的能力の障害などにより、自分の利益を擁護できない成年者の国際的保護に関し、国際的管轄権、準拠法、外国保護措置の承認・執行、国家間協力等を定める。 締約国数：7 (2012.4.18 現在)
213 管轄合意に関する条約 Convention on Choice of Court Agreements.	2005.6.30 作成 (ハーグ) 未発効	44 ILM 1294 邦訳：民月 60 (11)、 国私年報 7	基本的には専属的管轄合意を対象として、管轄合意により選択された裁判所が裁判を行うこと、選択されなかった裁判所に提訴された場合に、その裁判所は、その訴訟手続の停止又は訴えの却下を行うこと、また、すべての締約国は、管轄合意により選択された他の締約国の裁判所の判決を承認・執行することを定める。署名国数：3、批准国数 1 (2010.2.19 現在)
214 口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Certain Rights in Respect of Securities Held with an Intermediary.	2006.7.5 作成 (ハーグ) 未発効	46 ILM 649 邦訳：民月 58 (9)、 国私年報 5、 旬商 1697	間接保有形態の証券決済システムの下での証券の譲渡や担保提供に関する準拠法決定ルールについて、原則として、当事者自治を認めるとともに、当事者が選択し得る法律としては、関連口座管理機関が要件を満たす事務所を有している国の法律に限定すること等を定める。署名国数：3、批准国数：2 (2012.9.27 現在)
215 子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約 Convention on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance.	2007.11.23 作成 (ハーグ) 2013.1.1 発効	外務省ウェブサイト に 仮 訳 有 ( <a href="http://www.mofa.go.jp/">http://www.mofa.go.jp/</a> )	原則としての 21 歳未満の者に対する親の扶養及びその他の親族間扶養について、扶養料の国際的な回収について実効性を確保するため、各締約国が指定する中央当局による行政協力、扶養義務に関する決定等の承認・執行等のルールを定める。 批准国数：3 (2012.11.13 現在)
216 扶養義務の準拠法に関する議定書 Protocol on the Law Applicable to Maintenance Obligations.	2007.11.23 作成 (ハーグ) 未発効	外務省ウェブサイト に 仮 訳 有 ( <a href="http://www.mofa.go.jp/">http://www.mofa.go.jp/</a> )	親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務の準拠法について、原則として、扶養権利者の常居所地法によること、およびその例外を定める。署名国数：2、批准国数：1 (2012.4.18 現在)

## 14. 万国海法会条約

万国海法会で起草された条約は、外交会議により採択され成立する。寄託はベルギー政府。  
批准状況は万国海法会のウェブサイトに掲載されている CMI Year Book 2010 (June 2011) で確認することができる。  
[http://www.comitemaritime.org/Uploads/Yearbooks/Yearbook% 202010.pdf](http://www.comitemaritime.org/Uploads/Yearbooks/Yearbook%202010.pdf) (Year Book 2010 PARTIII) (2013.1.8 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
217 国の船舶の免責に付いての規定の統一に関する国際条約及び追加議定書 International Convention for the Unification of Certain Rules Concerning the Immunity of State-owned Ships, and Additional Protocol.	1926.4.10 作成 (ブリュッセル) 1937.1.8 発効	176 LNTS 199、176 LNTS 215 邦訳：条約集 4 集 8 巻 (72) [原文共 (条 約のみ)]	政府の用途及び非商業的用途で使用される船舶及び船荷については、拿捕・差押・抑留を受けない特権を認めることを定める。条約は 1926 年 4 月 10 日に、追加議定書は 1934 年 5 月 24 日に署名済み。締約国数：31 (Year Book 2010 確認)



条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
218 衝突についての民事管轄権についてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules Relating to Civil Jurisdiction in Matters of Collision.	1952.5.10 作成 (ブリュッセル) 1955.9.14 発効	439 UNTS 217 邦訳：海法復刊 1	1910年の船舶衝突に付いての規則の統一に関する条約（日本批准済み大正3年2月10日条約第1号）が、民事裁判管轄についての規定を欠いていたために、この条約で定める。被告の住所、差押地、内水で起きた場合は衝突地の裁判所のうち、原告はいずれかを選べることを定める。締約国数：64（Year Book 2010 確認）
219 船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄権についてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules Relating to Penal Jurisdiction in Matters of Collision and other Incidents of Navigation.	1952.5.10 作成 (ブリュッセル) 1955.11.20 発効	439 UNTS 233 邦訳：海法復刊 1	外海での衝突事故についての船員の刑事裁判は、その旗国の管轄とすることを定める。締約国数：72（Year Book 2010 確認）
220 航海船舶のアレストについてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules Relating to the Arrest of Sea-Going Ships.	1952.5.10 作成 (ブリュッセル) 1956.2.24 発効	439 UNTS 193 邦訳：海法復刊 1	船舶のアレストは海事請求権によらなければならないことを定める。なお、この条約では発航準備を終えた船舶に対するアレストを認めているが、日本の商法 689 条はそれを禁じている。締約国数：77（Year Book 2010 確認）
221 製造中の船舶に関する諸権利の登記についての条約 International Convention Relating to Registration of Rights in Respect of Vessels under Construction.	1967.5.27 作成 (ブリュッセル) 未発効	海法復刊 13 [原文・邦訳（抄）共]	締約国が、製造中の船舶について外国人等の買主のための担保権を設定するための登記制度を国内法で設定することを定める。◆未批准の理由：「この条約の諸規定は、造船金融は造船の最初の段階から船舶所有権を取得する買主のために行われることを前提としている。日本での慣行は、買主に船舶を引き渡すときまで所有権を留保する造船者のために行われている ...（中略）... 日本が、近い将来に、この条約に加わることは考えられない」（「製造中の船舶に関する諸権利の登記についての条約の成立について」海法復刊 13 p.112 外交会議での平原日本代表の発言） 批准国数：5（Year Book 2010 確認）
222 船舶先取特権及び抵当権に関するある規則の統一のための国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules Relating to Maritime Liens and Mortgages, 1967.	1967.5.27 作成 (ブリュッセル) 未発効	Cmnd 3614、 邦訳（抄）：海法復刊 13 [原文共]	先取特権の内容や抵当権との関係での順位等を定めた 1926 年の条約に代わる。航海の前後によって先取特権の順位を決める規定などを改正する。批准国数：6（Year Book 2010 確認）
223 1910年の救援救助に関するある規則の統一のための国際条約の改正議定書 Protocol to Amend the 1910 International Convention for the Unification of Certain Rules of Law Relating to Assistance and Salvages at Sea.	1967.5.27 作成 (ブリュッセル) 1977.8.15 発効	邦訳（抄）：海法復刊 13 [原文共]	1910年の条約（日本批准済み大正3年2月10日条約第2号）では軍艦及び公共に供する船舶には適用がなかったが、それらに対する救助も含めるように改正する議定書。締約国数：9（Year Book 2010 確認）

## 15. 欧州評議会作成条約

本文と批准状況は欧州評議会 Treaty office のウェブサイトを確認することができる。

<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ListeTraites.asp?CM=8&CL=ENG> (2011.11.21 最終アクセス)

<http://www.conventions.coe.int/> (2013.1.22 最終アクセス)

2012 年末現在で作成された条約数は 214 件で、うち 157 件は非加盟国にも条約への署名が開放されている。ここでは、欧州評議会のホームページ中で日本のステータスを「加入待ち」又は「署名待ち」と紹介されている条約を対象とする。

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
224a 生物学及び医学の応用に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約（人権及び生物医学に関する条約） Convention for the Protection of Human Rights and Dignity of the Human Being with Regard to the Application of Biology and Medicine: Convention on Human Rights and Biomedicine.	1997.4.4 署名開放 (オビエド) 1999.12.1 発効	36 ILM 817 邦訳：外国 202	生物学及び医学の応用において、すべての人間の尊厳とアイデンティティーを保護し、安全性とその他の権利、基本的な自由を尊重することを定める。被験者保護、インフォームド・コンセント、ヒトゲノム、ヒト胚、臓器を含む包括的な内容。締約国数：加盟国のみ 29 (2013.1.22 現在)
224b クローン人間の禁止に関する、生物学及び医学の応用に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約の追加議定書 Additional Protocol to the Convention for the Protection of Human Rights and Dignity of the Human Being with regard to the Application of Biology and Medicine, on the Prohibition of Cloning Human Beings	1998.1.12 署名開放 (パリ) 2001.3.1 発効		上記条約（項番 224a）の第 1 番目の追加議定書（現在 4 つの議定書が採択されている）で、個別的な領域として「別の人間と遺伝子的に同一の人間（クローン人間）」について、これを作り出そうとするいかなる干渉をも禁止するための具体的規定を定めたもの。締約国数：加盟国のみ 21 (2013.1.22 現在)
224c ヒト由来の臓器や組織の移植に関する、人権及び生物医学に関する条約の追加議定書 Additional Protocol to the Convention on Human Rights and Biomedicine concerning Transplantation of Organs and Tissues of Human Origin.	2002.1.24 署名開放 (ストラスブル) 2006.5.1 発効		上記条約（項番 224a）の第 2 番目の追加議定書。個別的な領域として「治療目的のためのヒト由来の臓器や組織の移植」に関する具体的規定を定めたもの。締約国数：加盟国のみ 12 (2013.1.22 現在)
224d 生物医学研究に関する、人権及び生物医学に関する条約の追加議定書 Additional Protocol to the Convention on Human Rights and Biomedicine, concerning Biomedical Research.	2005.1.25 署名開放 (ストラスブル) 2007.9.1 発効		上記条約（項番 224a）の第 3 番目の追加議定書。個別的な領域として「生物医学研究」に関する規定を定めたもの。締約国数：加盟国のみ 7 (2013.1.22 現在)
224e 保健目的で実施される遺伝子検査に関する、人権及び生物医学に関する条約の追加議定書 Additional Protocol to the Convention on Human Rights and Biomedicine concerning Genetic Testing for Health Purposes.	2008.11.27 署名開放 (ストラスブル) 未発効		上記条約（項番 224a）の第 4 番目の追加議定書。個別的な領域として「医療目的の遺伝子検査」に関する規定を定めたもの。発効に必要な条件は欧州評議会の少なくとも 4 加盟国を含む 5 か国の批准。署名国数：加盟国のみ 4、批准国数：加盟国のみ 2 (2013.1.22 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
225a 租税に関する相互行政支援に関する条約 Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters.	1988.1.25 署名開放 (ストラスブール) 1995.4.1 発効	邦訳：条約 180-6	国境を越える経済取引や人的移動が活発化する中、国際的な脱税及び租税回避行為へ対処するため、各国税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充する。日本は2011年11月3日に署名済み。第180国会に提出されたが、2012年11月の衆議院解散により廃案。締約国数：加盟国20、非加盟国23（2013.1.22現在）
225b 租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書 Protocol Amending the Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters	2010.5.27 採択 (パリ) 2011.6.1 発効	邦訳：条約 180-6	この改正議定書が作成されたことにより、情報交換規定が国際標準に沿った内容と修正されるとともに、欧州評議会・OECDの加盟国以外の国が本条約を締結することが可能となった。日本は2011年11月3日に署名済み。第180国会に提出されたが、2012年11月の衆議院解散により廃案。締約国数：加盟国19、非加盟国18（2013.1.22現在）
226 刑を言い渡された者の移送に関する条約のための追加議定書 Additional Protocol to the Convention on the Transfer of Sentenced Persons.	1997.12.18 署名開放 (ストラスブール) 2000.6.1 発効		2003年6月に日本でも発効した「刑を言い渡された者の移送に関する条約（略称：受刑者移送条約）」の追加議定書。刑を言い渡された者が、①裁判国から自己の国籍国へ逃亡した場合、②判決により国外退去処分を受けなければならない場合、において刑の執行を当該国に移転するための規則を定めたもの。締約国数：加盟国のみ35（2013.1.22現在）
227 汚職に関する刑事法条約 Criminal Law Convention on Corruption.	1999.1.27 署名開放 (ストラスブール) 2002.7.1 発効		さまざまな腐敗行為を統合的に犯罪化することを企図した刑事法条約。既存の刑事法による措置を補完する機能を持ち、汚職犯罪の訴追に関する国際協力体制の改善や、汚職防止国家グループ（GRECO）が締約国によるこの条約の実施を監視することについても規定する。締約国数：加盟国42、非加盟国1（2013.1.22現在）
228 汚職に関する民事法条約 Civil Law Convention on Corruption.	1999.11.4 署名開放 (ストラスブール) 2003.11.1 発効		上記「汚職に関する刑事法条約」（項番227）に関連し、汚職の国際的防止を期するためには、汚職行為を犯罪化して罰するだけでなく、汚職行為の被害者の救済を図るための方策の確立が必要であるとの考え方から作成された民事法条約。締約国数：加盟国33、非加盟国1（2013.1.22現在）
229 情報社会サービスに関する情報及び法的協力に関する条約 Convention on Information and Legal Cooperation concerning “Information Society Services”.	2001.10.4 署名開放 (モスクワ) 未発効		新しいコミュニケーション・サービスにおいて、欧州連合の域内を越えた情報及び法的協力の枠組みの構築を目的とする。そのため、欧州評議会が「情報社会サービス」における法案作りの情報センターとなることを可能とする。少なくとも欧州経済地域以外の加盟国1か国を含む5か国の署名及び批准。署名国数：加盟国のみ2、批准国数：加盟国のみ3（欧州連合としての1を含む）（2013.1.22現在）
230 コンピュータ・システムを通じて行なわれる人種主義的及び排外主義的性質の行為の犯罪化に関する、サイバー犯罪条約の追加議定書 Additional Protocol to the Convention on Cybercrime, concerning the criminalisation of acts of a racist and xenophobic nature committed through computer systems	2003.1.28 署名開放 (ストラスブール) 2006.3.1 発効		2012年11月に日本でも発効した「サイバー犯罪に関する条約」（略称：サイバー犯罪条約）の追加議定書。人種主義的及び外国人への排外主義的行為をコンピュータ・システムを通じて行う場合も、これを違法として、サイバー犯罪条約の対象範囲とするための追加規定。締約国数：加盟国のみ20（2013.1.22現在）
231 テロの防止に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on the Prevention of Terrorism.	2005.5.16 署名開放 (ワルシャワ) 2007.6.1 発効		テロリズムと闘うための既存の国際的取極めの実効性を高め、テロ犯罪を予防することを目的とする条約。そのために①公然とした挑発、リクルート行動、訓練行動等で、テロ犯罪に繋がるおそれのある特定の行為を犯罪行為として確立し、②国内的・国際的両面からのテロ犯罪予防協力体制の強化を図ることを定める。締約国数：加盟国のみ29（2013.1.22現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
232 人身売買に対する行動に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on Action against Trafficking in Human Beings.	2005.5.16 署名開放 (ワルシャワ) 2008.2.1 発効	45 ILM 12	人身売買に対抗するため、国際協力を推進し、捜査と訴追を確保しながら被害者と証人に保護、援助を提供する包括的枠組みを定める。締約国数：加盟国のみ 39 (2013.1.22 現在)
233 犯罪による収益及びテロに対する供与資金の洗浄、捜索、差押及び没収に関する欧州評議会条約。 Council of Europe Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime and on the Financing of Terrorism	2005.5.16 署名開放 (ワルシャワ) 2008.5.1 発効		1990年に制定された「犯罪による収益の洗浄、捜索、差押及び没収に関する欧州評議会条約」では、犯罪によらずに資金調達を行った場合のテロ資金にこの条約を適用することができないため、この条約を拡大して、テロ資金に対しても法規制を行うことができるようにしたもの。締約国数：加盟国のみ 22 (2013.1.22 現在)
234 子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse.	2007.10.25 署名開放 (ランサローテ) 2010.7.1 発効		子どもに対する様々な形態の性的虐待（有形力、威迫または脅迫を用いて家庭内または家族内で行われるものを含む）を犯罪として確立させ、性的虐待の予防措置、被害者保護、加害者の再犯防止のための介入プログラム、具体的な監視機構等を規定する。締約国数：加盟国のみ 24 (2013.1.22 現在)
235 女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence.	2011.5.11 署名開放 (イスタンブール) 未発効		あらゆる形態の暴力から女性を保護し、女性に対する暴力や家庭内暴力の防止・訴追・排除を行うための法的枠組みを構築する。発効に必要な条件は欧州評議会の少なくとも 8 加盟国を含む 10 か国の批准。署名国数：加盟国のみ 25、批准国数：加盟国のみ 1 (2013.1.22 現在)
236 公衆衛生に脅威を及ぼす医療品の偽造及び同様の犯罪に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on Counterfeiting of Medical Products and Similar Crimes involving Threats to Public Health.	2011.10.28 署名開放 (モスクワ) 未発効		偽造医薬品の製造・供給・売買等を刑事罰の対象とし、国内及び国際的な協力のための法的枠組みを構築する。発効に必要な条件は欧州評議会の少なくとも 3 加盟国を含む 5 か国の批准。署名国数：加盟国のみ 21、批准国数：加盟国のみ 1 (2013.1.22 現在)

関連基本情報シリーズ

既刊

③わが国が未批准の国際条約一覧（2009年1月現在）2009年 3月

調査資料 2012-3-d  
基本情報シリーズ⑭

わが国が未批准の国際条約一覧  
(2013年1月現在)

平成 25 年 3 月 29 日発行  
ISBN 978-4-87582-745-0

国立国会図書館調査及び立法考査局  
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03 (3581) 2331  
bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ< <http://www.ndl.go.jp/> >  
トップ>国会関連情報>調査資料>2013年刊行分

# List of International Conventions not yet ratified by japan

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2012-3-d

ISBN 978-4-87582-745-0



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。